

官報

号外

平成二十三年七月八日

○国 会 第百七十七回 衆議院会議録 第三十一号

平成二十三年七月八日(金曜日)

午後一時 本会議

○本日の会議に付した案件

予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(第百七十四回国会、内閣提出、参議院送付)
原子力損害賠償支援機構法案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時二分開議

○議長(横路孝弘君) これより会議を開きます。

○小宮山泰子君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

第百七十四回国会、内閣提出、参議院送付、予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(横路孝弘君) 小宮山泰子さんの動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。

予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(第百七十四回国会、内閣提出、参議院送付)

○議長(横路孝弘君) 予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律案を議題とする。

たします。

委員長の報告を求めます。厚生労働委員長牧義夫君。

予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔牧義夫君登壇〕

○牧義夫君 ただいま議題となりました予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、今後、平成二十一年に発生した新型インフルエンザと同程度の感染力や症状を呈する新型インフルエンザ等感染症が発生した場合の対応に万全を期するため所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、新たな臨時の予防接種の種類を創設すること、

第二に、新型インフルエンザ等感染症が新たに発生した際に、国として必要なワクチンを円滑に確保するため、特例承認を受けたワクチンの製造販売業者を相手方として、損失等を国が補償することを約する契約を締結できるものとする、

第三に、感染症の発生及び蔓延の状況、改正法の施行状況等を勘案して、予防接種のあり方等について総合的に検討を加えること等、所要の検討規定を設けること等であります。

本案は、第百七十四回国会に提出され、昨年四月十四日、参議院において可決の上、本院に送付され、継続審査となっていたものであります。

今国会においては、去る六月一日細川厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取し、十五日から質疑に入り、本日質疑を終局いたしました。

質疑終局後、民主党・無所属クラブより、法律番号及び法律の略称の年表示を「平成二十二年」から「平成二十三年」に改める修正案が提出され、趣旨説明を聴取いたしました。次いで、採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対して附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

原子力損害賠償支援機構法案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(横路孝弘君) この際、内閣提出、原子力損害賠償支援機構法案について、趣旨の説明を求めます。国務大臣海江田万里君。

〔国務大臣海江田万里君登壇〕

○国務大臣(海江田万里君) 原子力損害賠償支援機構法案について、その趣旨を御説明申し上げます。

この法案は、原子力事業者による損害賠償の実施を支援する組織として原子力損害賠償支援機構を設立し、大規模な原子力損害が生じた場合において、当該原子力損害の賠償に責任を負う原子力事業者に対し、機構が必要な資金の交付その他の業務を行うことにより、被害者への賠償の迅速かつ適切な実施を確保するとともに、電力の安定供給等を図ることを目的として提出するものであります。

次に、法案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、原子力損害賠償支援機構の設立等の基本的な事項について定めております。

第二に、原子力損害賠償支援機構の組織について定めております。

原子力損害賠償支援機構には、運営委員会を置き、原子力事業者への資金援助に係る議決等、機構の業務運営に関する重要事項に関する議決を行います。

第三に、原子力損害賠償支援機構の業務について定めております。

原子力事業者が損害賠償を実施する上で機構の援助を必要とするときは、機構は、運営委員会の議決を経て、融資や資金の交付等の資金援助を行います。

さらに、必要がある場合には、機構は、事業者の経営合理化等を内容とする特別事業計画を事業

者と共同で作成し、主務大臣の認定を受けた上で、政府が交付する国債を活用して行う特別資金援助を実施いたします。

なお、特別事業計画の認定を受けた原子力事業者は、通常の負担金に特別な負担金を加算した額を原子力損害賠償支援機構に納付するものとし、また、機構は、機構の業務に要する費用として、原子力事業者から負担金の収納を行います。

第四に、機構は、原子力損害を受けた者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う等、損害賠償の円滑な実施に資するための相談その他の業務について定めております。

以上のほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしております。

以上が、原子力損害賠償支援機構法案の趣旨でございます。(拍手)

原子力損害賠償支援機構法案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(横路孝弘君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。高邑勉君。

〔高邑勉君登壇〕

○高邑勉君 民主党の高邑勉でございます。私は、民主党・無所属クラブを代表して、ただいま議題となりました原子力損害賠償支援機構法案について質問します。(拍手)

まず、冒頭に、すべての国会議員の皆さんに申し上げます。

被災者の皆さん、被害者の皆さんは、この法案の成立を待っております。

私は、このたびの原発事故発生以来、四十八日にわたり福島県に通い続け、いつぶるさに帰れるかわからない、不安の日々を過ごしておられる皆さんに会ってまいりました。

先日、ある農家のおばあさんが目に涙をためてこう語られたんです。

牛がいるんだ、うちに。この間一時帰宅したら、五頭いた牛のうち二頭が死んでいた。残った三頭が、五頭の子牛に乳を与えていた。牛は、ほかの子に乳はとらせない。牛でさえ助け合っているのに、政治はどうして足の引つ張り合いばかりをしているのかと。(発言する者あり)

○議長(横路孝弘君) 静粛に願います。

○高邑勉君(続) 現地に身を置けば、与野党の駆け引きや、だれそれがいつやめる、そんな話はどうでもいいんです。それよりも、きょうよりもあした、あしたよりもあさってという、生きる望みや、希望につながる目に見えた支援こそが今必要なのであります。

主役は、被災者の皆さんなんです。一刻も早く被害者の方々に必要な賠償が支払われるよう、本法案の迅速な国会審議、そして成立を、与野党の議員の皆さんに心からお願ひ申し上げます。

さて、原子力発電所事故経済被害対応チーム関係閣僚会合が本法案の枠組みについて決定したのは五月十三日です。はや二カ月がたとうとしています。

民主党内のプロジェクトチームでは、被害者の方々に少しでも早く支払いを可能にし安心していただきたいという思いから、二度にわたり、政府に対し法案の早期提出を求める意見書を提出しました。これを受けて、政府は、六月十四日に法案を閣議決定いたしました。今や一刻の猶予も許されません。

賠償範囲の大枠は紛争審査会が七月中にまとめる中間指針で示される予定とのことですが、いまだ賠償総額の見通しは立っていません。また、事故の収束に要する費用総額も明らかになっていません。

先日、地下水汚染拡大防止のための遮水壁の設置について、債務超過の懸念から公表を見送ったという報道がありました。株主総会を前にして経営を優先するが余り、国民生活の安全をまず第一に考えて事故収束を図るという基本原則がないがしろにされていることを憂慮します。まずは安全確保が急がれることは、言うまでもありません。

そんな中で、法律上の賠償責任を有する東京電力は資金調達面で非常に厳しい状況に陥っております。迅速な賠償に支障を来すおそれが高くなっております。賠償が適切に行われるためには、国の支援が不可欠です。

そこで、総理にお尋ねします。本法案は、原子力損害賠償の迅速かつ適切な実施を法律の目的として掲げていますが、万が一国会中に本法案が成立しなかった場合、福島県や近隣の県を中心として、一刻も早く支払いを必要とされている被害者の方々への支払いが滞る可能性や、十分な支払いが行き渡らない可能性が出て

くるんでしょうか。本法案が成立しなかった場合に予測される事態についてどうお考えか、お答えください。

続いて、海江田大臣にお尋ねします。

大臣は、電気料金値上げを抑え、早く賠償金が届くようにしたい、安易な料金転嫁はさせないと明言しておられます。

被害者の完全救済と国民負担の極小化、さらに、一日も早い事故の収束と電力の安定供給、これらをすべて可能とするスキームを実現することが政府に課された使命であります。

報道によれば、電気料金転嫁による十二年度の値上げ幅が一六％に上る可能性があるそうですが、この賠償支援に伴って、東京電力は特別負担金を払うとのことです。電気料金は上がるんでしょうか。ぜひ御明言いただきたいと思えます。

また、各電力会社が支払う一般負担金についてはいかがでしょうか。負担金が料金転嫁の対象となるか否か、及びその根拠について、政府の見解を明らかにしてください。

また、東京電力に金融支援を実施している大手銀行の株主総会では、支援の妥当性、債権放棄要請の有無について相次いで質問が出ました。

本法案が成立し、原子力損害賠償機構による支援措置が動き出した後、政府として、東京電力に融資をする銀行に対し債権放棄を求める予定はあるのでしょうか。これは金融システムにも大きな影響を与える話です。明確にお答えください。

次に、本法案の枠組みにより、東京電力は存続します。法案では、国から特別資金援助を受けるためには、機構による経営内容の徹底した見直し

が義務づけられ、事業者にも経営合理化に最大限の努力を尽くすことが義務づけられています。被害者への迅速かつ適切な損害賠償、電力供給確保のためとはいえ、国民の理解を求めることが必要です。

政府は、東京電力の経営合理化、経費節減の徹底について、どのような姿勢で臨み、その厳正さや客観性を確保しようとしているのか、御答弁願います。

さらに、東京電力に対する不信や不満から、一部には、東電を破綻させるべきだという声があります。また、株主や債権者の責任を追及し、JALのような法的整理をすればよいという意見もあります。

政府として東電の法的整理をするという選択肢をとらなかつた理由は何でしょうか。株主や債権者が会社更生法の適用を申請すればよいとの指摘もありますが、政府としての見解を明らかにしてください。

また、政府は、エネルギー基本計画の早急な見直しを行うことを表明しています。

本法案第一条には、原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営の確保を図ると明記されています。本法案の枠組み自体が、現状を固定したままで、今後のエネルギー政策の見直しの方向性まで拘束するものなのかどうか、政府の見解を明らかにしてください。

さて、私が足しげく通わせていただきました南相馬市の桜井市長、彼は、いつもこう言うんです。

復興に必要なのはお金、だけじゃありません、復

興とは、みずから生きるすべを取り戻すこと、自尊心を取り戻す闘いなんだ、そうおっしゃいます。また、御自身も二十六年間酪農を営んでおられた市長は、牛の汗は私の汗と同じだ、私たちは彼らから命をもらって生きている、だから、牛の苦しみは自分の苦しみなんだ、そうおっしゃいます。

警戒区域内には、今もなお、置き去りにされた動物たちが生息しております。避難した畜産農家は、国による安楽死の指示の中で、家族同然の家畜たちの命を案じ、みずから責め、苦しんでおられます。先般、相馬市の酪農家の方が原発さえなければと書き残してみずからの命を絶たれたことを、忘れてはなりません。

日本国内のみならず、世界から寄せられる被災動物たちの命への懸念に対して、我が国として、このまま無為に見殺しにすることはあつてはならないと思えます。

被災動物を救うことは、命をなによりとした畜産農家の方々の心を救い、彼らの、これから生きていくという誇りを守ることにほかならないんです。人間の引き起こした災害によって、罪のない動物を餓死させ、もしくは、安楽殺とはいえ殺処分をすることにについては、生きとし生けるもの、やおよぎの自然に対しての冒瀆であり、被災者にとつても、これほどの不条理はありません。そこに、命への尊厳と感謝、恐れと鎮魂の思いがなければ、だれも救われたいのではないのでしょうか。

そんな中、先般、南相馬市の警戒区域から、馬二十八頭と豚二十六頭が厳格な条件のもとで区域

外に搬出されました。豚の飼育者である前田さんは、孫が畜産を継ぎたい、だから獣医師を目指して今高校に通っているんだと、笑顔でおっしゃってくださいました。

こうして、未来に希望を持って、いずれふるさとに帰り、動物たちの命とともに生きていくという人の営みこそとうとい私は思いますが、皆さん、いかがでしょうか。(発言する者あり)

○議長(横路孝弘君) 静粛に願います。

○高邑勉君(続) そこで、総理にお尋ねします。

先日、動物・生物学者の皆さんから、警戒区域内の被災動物を放射能の影響を受けた貴重な生物資源として保護観察下に置いて、そこに国家的な研究機関を設立すべきとの提言がなされました。被災動物保護研究センターという、仮称ではありますが、まさに未来への希望につながる、この牧場をつくつてはどうかという提案について、どのようにお考えでしょうか。総理の御答弁をお願いいたします。

最後に、野党の皆さんが議員立法で御提案されている平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律案について。

被害者の方々に一刻も早く必要な資金を届けたという思いは共有していると理解しています。原子力損害賠償支援機構法案の成立と相まって、被害者の方々に安心をお届けできることを強く願っております。

主人公は、私たちではありません。被災者の皆さんのため、被害者の皆さんのために、本法案の迅速な成立を心からお願い申し上げて、私の代表質問を終わります。

ありがとうございました。(拍手)

(内閣総理大臣菅直人君登壇)

○内閣総理大臣(菅直人君) まず冒頭、高邑議員におかれましては、福島県南相馬を初め被災地に寄り添って、長く滞在をして支援を行っていたにいてることに、心から敬意をあらわしたいと思います。大変御苦労さまです。

まず、この法案が成立しなかった場合に予測される事態についての御質問をいただきました。

本法案は、原子力被害の賠償の迅速かつ適切な実施を図るため、政府が損害賠償の支払い等に係る援助を行う仕組みを構築するものであります。

損害賠償の総額の見通しは、いまだ明らかになっておりませんが、かなり大きな金額になることが想定されております。今国会中に法案が成立しなかった場合には、東京電力による迅速かつ適切な損害賠償の支払いが滞る可能性が生じると懸念をいたしております。ぜひとも、私の立場からも、迅速なる成立を心からお願いを申し上げます。

次に、エネルギー政策の方向性について御質問をいただきました。

本法案は、原子力損害賠償の適切な実施に向けた体制を早急に整備すべく、必要な措置を講ずるものであります。

電力事業形態のあり方などを含むエネルギー政策については、国民各層の御意見を伺いながら予断なく検討を行うこととしており、今回の支援の枠組みはこの検討に影響を与えるものではない、このように認識をいたしております。

次に、被災動物の研究機関設立についての御質

問をいただきました。

高邑議員からは、現地の牛や豚の動向について、写真などを含めていろいろと私にもお伝えをいただいております。

御提案については、放射線の動物への影響という学術的観点や動物愛護の観点から大変意義深い提案であり、警戒区域内にいる動物を研究拠点まで移動をする、そしてそこで飼育するといったような問題は、現実的な課題としていろいろあると思いますけれども、一つの貴重な提案としてしっかりと受けとめさせていただきたい、このように考えているところであります。

なお、残余の質問については、関係大臣から答弁をさせていただきます。(拍手)

(国務大臣海江田万里君登壇)

○国務大臣(海江田万里君) 高邑議員にお答えいたします。

議員より、電力会社が機構に支払う特別負担金及び一般負担金と電気料金との関係に関する御質問をいただきました。

最初に、一六％の値上げ報道についての御指摘がありました。これは根拠のない数字でございます。

本法案の枠組みにおいて東京電力が支払う特別負担金は、東京電力の経営合理化努力を通じて捻出されるべきであることから、特別負担金による料金の値上げということはありません。

他方、機構による制度運営のための各電力会社が支払う一般負担金については、原子力発電事業のコストとして料金原価に含まれるものです。

なお、経営判断として電気料金の値上げを行う

場合には、経済産業大臣の認可が必要であり、仮に電力会社から申請が出された場合には、厳格に審査を行ってまいります。

いづれにせよ、政府の支援に当たっては、電気料金を含め、国民負担の極小化を図ることを基本としてまいりたいと考えております。

次に、金融機関による債権放棄に関する御質問をいただきました。

政府は、一般の支援に先立ち、東京電力がすべてのステークホルダーに協力を求め、とりわけ金融機関から得られる協力の状況について政府に報告を行うことを確認しております。したがって、東京電力及び東京電力のすべてのステークホルダーがそれぞれ民間の立場で必要な協力について判断するものと考えておりますが、政府が金融機関による債権放棄を求めるものではありません。

次に、東京電力の経営合理化に関する御質問をいただきました。

東京電力の経営合理化については、本法案による支援に先立ち、東京電力の厳正な資産評価と徹底した経費の見直しを行うため、東京電力に関する経営・財務調査委員会を設置し、既に調査を開始しております。

また、本法案に基づく支援の前提となる特別事業計画においては、この委員会の調査結果を活用し、東京電力の徹底した経営合理化を定めることとしております。政府は、経営合理化の具体的な取り組み等を含む計画の内容を厳正に審査した上で、支援を実施することとしております。

次に、東京電力の法的整理に関する御質問をい

ただきました。

仮に東京電力の法的整理が行われる場合、法律の定めにより、約五兆円に上る東京電力の社債が優先的に弁済されることになり、被害者の方々の賠償債権や事故処理に当たる事業者の取引債権の完全な履行が不確実になるおそれがあります。したがって、被害者の方々が適切な賠償を受けられるようにするとの観点からは、法的整理は望ましくありません。

なお、総額数兆円に及ぶ可能性のある賠償債務が未確定であるため、更生計画を作成することは極めて困難であると考えられます。

以上でございます。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 額賀福志郎君。

(額賀福志郎君登壇)

○額賀福志郎君 自由民主党の額賀福志郎であります。

私は、自由民主党・無所属の会を代表して、また、被災地茨城県の住民の一人として、ただいま議題となりました政府提出の原子力損害賠償支援機構法案について質問をいたします。(拍手)

冒頭、内政、外交のすべての面で漂流、迷走を続け、国民生活を不安に陥れ、日本没落の道をひた走っている菅民主党政権について一言申し上げます。

国会延長以来、初の本会議がやっと開催されました。本日は、会期延長から十六日目でありまして、この間、大震災でいまだ避難生活を強いられている方々に対して、何ら有益な議論をできませんでした。このことについて、菅総理は平然と

しているように見受けませんが、私は、一人の政治家として、まことに申しわけないと思っております。

このような事態を招いた責任は、退陣表明したにもかかわらず総理の座にしがみついている、菅総理、あなた自身にあります。政権を一日でも長くもたせるために手段を選ばない政治手法について、今や大多数の国民が絶望感を持っているのであります。

また、やつと復興大臣を任命したかと思えば、松本龍復興担当大臣がみずからの放言で辞任するなど、復旧復興は一步も進まない。被災地の方々の民主党政権への不信任は、今、頂点に達しようとしております。

さらに申し上げます。

去る六日に、菅総理は、全原発にストレステストを行うという考えを唐突に打ち出しました。佐賀県の玄海原発の再稼働を一度は了承した岸本英雄玄海町長は、政府の言っていることが二転三転し、信じられない、憤りを持って同意を撤回しましたと、怒りをあらわにしております。古川康佐賀県知事も、閣僚が同じ方向で発言をしてくれないと地方は動けませんよと、あきれ返っております。

総理、あなたは、原発事故の後のエネルギー政策をどうしていくのかを根本的に考えようとしておりません。国民生活と雇用を守る産業政策も持っていない。どういう国づくりをしていくのかの理念も構想もない。ただ総理のいすに座っていただだけの話ではありませんか。

さらに、昨日の参議院予算委員会の磯崎陽輔議

員の質疑で、海江田経済産業大臣は、いずれ時期が来ましたら私も責任をとらせていただきますと辞任を示唆する答弁をする深刻な事態であります。菅総理同様、いずれ辞任する大臣が所管する法律案の審議について、果たして、被災者、被災地のために成果を上げることができるのか、甚だ心配であります。

菅民主党政権の政治姿勢は、被災者不在、国民不在、国会軽視と断じざるを得ません。菅総理の所見を聞かせてください。

また、海江田大臣は、いつ、どのような責任をとられるのか、お答えいただきたいと思います。

この際、菅総理、一刻も早く菅民主党政権は退陣し、国民に信を問われてはいいがですか。それこそ復旧復興への近道であり、あなたの決断を求めたいと思います。

それでは、本論に入ります。

まず初めに、自由民主党は、七〇年代の石油ショック以来、無資源国の我が国が、国民生活を向上させ、経済成長を拡大していくために、原子力発電を基盤エネルギーの一つとして育成してまいりました。

もちろん、原子力発電の展開のためには安全確保が最重要でありました。しかし、今度の地震や津波で、その安全の基盤は打ち砕かれました。私たちは、強い反省の念を持ち、今度の事故を徹底的に検証し、原子力発電事故の教訓を国際的に共有していきたいと思っております。

また、我が党は、これまでのエネルギー政策について、安全性、リスク分散、コスト面、環境面など多面的にゼロベースで見直し、エネルギー供

給体制を再構築することに着手したところであります。

さて、政府は、去る十四日、東京電力福島第一原子力発電所事故に係る原子力損害賠償支援機構法案を閣議決定しました。

我々自由民主党は、被害者への迅速かつ確実な賠償、電力の安定供給、日本経済の安定、この三つを最大の命題と位置づけております。

特に被害者への迅速かつ確実な賠償につきましては、今般の原発事故被害者を一刻も早く救済し、国による仮払金の支払いを促進させるため、平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律案、いわゆる仮払い法案を、六月二十一日に、自民党、公明党、みんなの党、たちあがれ日本・新党改革と共同で参議院に提出し、本日審議入りをしたところであります。

もちろん、損害賠償支援のための枠組みが必要であるという点でいえば、我が党としても異論のないところであります。しかし、政府提出の法案の内容は、我が党が掲げる三つの命題に照らしまして種々の問題点があります。我が党は、被災者の皆様や国民の皆様の安全・安心確保のために、しっかりと議論を行い、対案を出してまいりたいと考えております。

そこで、以下の点について政府の見解を求めたいと思っております。

まず、東京電力の責任について総理の見解を伺います。

のリストラ、資産の売却についてどのように考えておられるのか。

東京電力福島第一原発事故での損害賠償への支援措置が必要であることは言うまでもありませんけれども、そこに公的な支援を注入する以上、その資産内容の評価や経営内容の見直しについては、厳正かつ客観的な評価が求められていくことは当然であります。加えて、株主や金融機関などのステークホルダーについても、本来は、東京電力の構成員あるいは関係者として、無関係ではないはずであります。その責任のとり方についてどのように考えているのかという点についても伺いたいと思います。

他方で、政府は、法律案の枠組みが東京電力の資金繰りや金融市場に対してどのような影響を及ぼすことになるか認識をしておられるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

さらに、この法律案ではすべての原子力事業者に負担金を課すこととしているため、この負担金を原価算入できることになれば、当然、電気料金の値上がりにつながります。東京電力管内のみならず、全国の電気料金への影響が懸念されるところであります。

福島第一原発事故が収束しない現状において、賠償の総額が一体どの程度になるのかということも定かではありません。このような状況で、賠償の実効性をどのように確保していくのか、また、見直し条項について、一年後なのか二年後なのか、総理の見解を求めたいと思っております。

次に、国の責任について伺います。

二次改定版で、原子力については、供給安定性、環境適合性、経済効率性を同時に満たす基幹エネルギーとして位置づけ、二〇二〇年までに九基、二〇三〇年までに少なくとも十四基以上の原子力発電所の新增設を行うとともに、原子力発電所の設備利用率の引き上げ、総電力に占める原子力の割合を将来的に五〇％に高めるということを閣議決定しております。

自由民主党も、長年にわたり政権与党として原子力政策を進めており、今回の原発事故に対して責任を痛感しているのは当然であります。このたびの福島第一原発事故の賠償額は巨額に上ると言われております。国の責任というものを明確に打ち出す必要があると考えます。具体的には、原賠法の改正を行い、国の責任のとり方を明確にしていくべきだと私は考えますが、総理の御所見をお伺いしたいと思います。

次に、経済への影響についてであります。

本法案の支援措置では、負担金をすべての原子力事業者に課すことといたしております。それが電気料金に転嫁されて、国内の電気料金の水準が引き上げられることが想定されます。今国会に提出している再生可能エネルギー電気の固定価格買い取り法案も、再生可能エネルギーの買い取りに係る費用を電気料金に上乗せして回収するものであります。さらに、原子力発電所の停止に伴う代替火力発電の燃料費負担増加分も加わって、電力料金が大きく値上がりする可能性があります。

他方、停止中の原発再稼働が難航することになれば、電力不足が懸念されます。これは、国内企業の産業競争力の低下や海外移転の誘発となり、

国内経済や国民生活に重大な影響を及ぼすおそれがあります。

政府は国民負担の極小化を図ると言っておりますけれども、みずからの政策に起因する電気料金の引き上げによる国民生活や経済活動の影響についてどのように認識しているのか、総理の見解をお尋ねいたします。

続いて、原子力事業者に課される負担金について、今回の事故処理と今後の事故への備えとの区分について伺います。

本法律案では、原子力事業者は、毎年度、原子力損害賠償支援機構に一般負担金を納付しなければならぬということになっております。しかしながら、この負担金の性格は不明確であります。

政府は、機構の位置づけを、原子力事業者による相互扶助の考え方に基つき、将来にわたって原子力損害賠償の支払い等に対応できる支援組織とするとのことですが、もしそうであるとすれば、この一般負担金は、将来の大規模な原子力事故に起因する賠償補償のために積み立てられるものでなければおかしいこととなります。

もし、そうではなくて、一般負担金が既に発生している福島第一原発事故の賠償に充てられるのであれば、これはどのような考え方に基つくものなのか、事故発生に関係のない他の電力会社のみずからの会社の関係者に説明ができるようにする必要があります。

今回の賠償や事故処理に必要な資金と今後の事故の備えに必要な資金については、機構において明確に勘定を区分する必要があると思いますが、政府はどのように措置をするつもりなのか、お聞

かせ願いたいと思います。

また、現時点におきましては、東京電力の賠償負担がどこまで増加するかを見通すことは不可能であります。各原子力事業者の一般負担金の性格や規模が不明確なままでは、原子力事業者の将来に向けた経営判断に悪影響を及ぼすことになりま

す。原子力事業者は民間の株式会社であります。当然に株主等への説明責任が求められることになり

ます。政府の、原子力事業者の負担金の額についての見通しやその性格についての総理の考え方を明確に示していただきたいと思ひます。

さて、民主党政権は、政権交代をしてから、まさに二年になるうとしております。既にマニフェストは破綻し、東日本大震災の復旧復興対策についても被災者の皆さん方の期待を裏切るばかりであります。

さらに、鳩山政権も菅政権も、みずからがぶち上げた普天間問題、社会保障と税の一体改革、TPP問題などについては、政策として完結することができず、責任を放棄しているのであります。結局、二人の総理を初め民主党は、国民の皆さん方に対し、うそをついていることになりました。

かつて、所得倍増計画の政策を掲げて高度経済成長のスタートを切った一言居士の池田首相の名語録は、私はうそはつきませんというものであります。これは大いに話題となつて流行語にもな

りました。「私は嘘は申しません」という映画にもなったほどであります。

うそを言わなくてはならない政治界、うそで固まっている政治界だとしましたならば、国民の信頼が得られないことは当然であります。私は、機会あるごとに国民の方々にこのことをお伝えして、選挙の際には主権者としてうそを言わない政治家を出すように訴えてまいりました。さらに、うそを言わない自民党、当時は自民党が政権与党でした、うそを言わない自民党、うそを言わない政界とするために、池田総理に一層の努力をしていただかなければならないと思つております、こういう質問をしたわけでありま

す。これに対し、池田首相は、お話しのとおり、私はうそを申しませんと国民にお誓いをいたしましたと答えたのであります。

私は、菅総理に対し、市川房枝さんの質問の中の自民党という言葉を民主党に置きかえて、同じ趣旨の質問をすることとしたいと思ひます。総理辞任の約束も含めてお答えをいただくことにし、また同時に、民主党の議員の皆さん方にも、責任は菅総理ばかりではない、民主党を構成している民主党の皆さん方、民主党の友党の方々が同罪であると思つております。一政治家として、みずからの信念に基づいて、本当に被災者や被災地のために、国家国民のために、十年や二十年先を見詰めてしっかりと判断していくことがあなたたちの責任ではないですか。

私も、これだけ、千年に一度の大災害に当たりまして、最初から、与野党のけんかはしない、国家国民、被災地、被災者のためにお互いに手をとってやっつけようと思ひ合つて、自民党は、しっかりと提言をし、議員立法をつくり、国

会の場で議論をしようとしております。あなた方は、国会の場で、我々の提言をおくればせながら少しづつ採用して行政にのせているのが実態であります。

どうか民主党の皆さん方も、我々自民党は今野党の立場でありますけれども、しっかりと、この大震災の、将来のために、あるいはまた日本の新しい成長をこの被災地においてモデルをつくるために、全力を尽くして頑張りたいと思っております。あなた方も、良識を取り戻して、議会人としての責任を果たしていただくことを心からお願ひして、私の質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣菅直人君登壇)

○内閣総理大臣(菅直人君) 額賀福志郎議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず、民主党政権の政治姿勢についていろいろと御指摘をいただきました。

政権を一日でも長くもたせるために手段を選ばない政治手法というふうに私を批判されました。

しかし、私が考えておりますのは、行政は停滞を許されない、特にこの大震災の中でありまして、そういった意味で、この間におきましても、六月

の二十五日には復興構想会議からの提言をいただき、復興本部を立ち上げ、そして、やるべきこと

については、原子力発電所の事故の収束を含めて、着実に前進をさせているところであります。

もちろん、被災者の皆さんから、もっともっと早くしろ、そういう面で十分のあることは承知を

しておりますけれども、決して行政として足踏み

を続けているわけではないということだけは国民の皆さんにしっかりと伝えをしておきたい、こ

のように考えます。

次に、本法案における資産評価とステークホルダーへの責任追及について御質問をいただきました。

東京電力の厳正な資産評価と徹底した経費の見直しを行うため、東京電力に関する経営・財務調査委員会を設置し、既に調査を開始しており、九月には報告を取りまとめる方針であります。

また、本法案の枠組みにより東京電力を支援するに当たっては、経営責任の明確化のための方策、東京電力による株主を含む関係者に対する協力

の要請などについて特別事業計画に記載するよう求めることとしております。また、当計画の認定に当たっては、東京電力が経営の合理化により賠償資金を確保するため最大限の努力を尽くすことが必要だ、こういう姿勢で臨んできているところであります。

次に、本法案が金融市場や電気料金に与える影響についての御質問をいただきました。

本法案は、迅速かつ適切な損害賠償の実施や電力の安定供給などを確保することを大前提とした

枠組みとなっております。一方、金融・資本市場全体の安定に不要、不測の悪影響を生じさせない

ことも重要であり、引き続き市場の動向等について注意してまいりたい。

また、各電力会社の一般負担金は電力料金の原価に含まれるものではありませんけれども、しか

し、各社の経営効率化努力により国民負担が極小化されるべきものと考えております。

次に、賠償の総額が定かでない中、いかにして賠償の実効性を確保するかについて御質問をいた

だきました。

本法案は、最終的な賠償の損害総額が定かでない中にあつても、東京電力福島原子力発電所事故による被害者、被害事業者の方々に対する迅速かつ適切な損害賠償が実現するよう、政府として万

全を期すためのものであります。第二次補正予算においても、当面の賠償支払いに十分備えるため、交付国債の発行額を二兆円とすることとして

しております。本法案の成立を通じて、早期の損害賠償を実現し、被害者の方々のお手元に適切な賠償金が届く

ようにいたしたいと考えております。なお、見直しにつきましても、賠償の状況などを踏まえて適切に考えてまいりたいと思っております。

次に、原子力損害賠償法の見直し等について御質問をいただきました。

原子力損害賠償支援機構法案は、一義的な賠償責任は東京電力が負うことを前提に、原子力事業

者と共同して原子力政策を推進してきた国の社会的責務を認識しつつ、原子力損害賠償法に基づ

き、東京電力に対する支援を行うものであります。

原賠法の見直しについては、政府としては、まず、事態の収束、被害者の救済に全力を投じるべ

きであり、その後、今般提出した原子力損害賠償支援機構法案の附則にあるとおり、原子力損害の

賠償の実施の状況や原子力被害に係る政府の援助のあり方などについて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずる必要がある、このよう

に考えております。

次に、電気料金の産業競争力への影響についての御質問をいただきました。

電気料金の値上げについては、各電力会社において最大限の経営効率化努力を行った上で経営判断される事項であり、実際に上昇することになる

かどうか現時点で判断はできませんけれども、しかし、値上げの申請があつた場合には、政府として厳格に審査をしてまいりたいと考えております。

また、国内の電力コストの上昇等による国内企業の産業競争力の低下や海外移転を招かないよう

に、産業競争力の観点から、エネルギー改革の推進や国内立地支援など、我が国の競争力強化に向けた施策を幅広く検討してまいる所存であります。

次に、今回の事故処理に必要な資金と今後の事故の備えに必要な資金との区分の必要性に関する御質問をいただきました。

今般の枠組みは、原子力事業者による相互扶助を基本的な考え方とするものであります。これ

は、大規模な災害が生じた際には、単独の原子力事業者のみでは損害賠償や事後の措置に対応し切れないとの現実を踏まえたものであります。

仮に、勘定を区分して管理する方法では、事故を起こした事業者に単独で対応することを求める

こととなります。その場合には、まず、原子力発電に関するリスクを分散させることができないために、結果として、損害賠償や事故処理に支障を来すおそれがあります。さらに、会計上の扱いとして、すべての債務を単独の事業者が直ちに負うことになり、経営が立ち行かなくなるおそれがあります。

このため、相互扶助の考え方で制度を創設することとしたものであります。

次に、一般負担金の性格や規模、負担金が電気料金に及ぼす影響について御質問をいただきます。

すべての電気事業者が毎年度負担する一般負担金は、円滑な損害賠償の履行を確保するために必要な金額を、相互扶助の考え方のもとで、共同して負担するものであります。この一般負担金の額については、具体的な金額は今後決められることとなりますけれども、事業者の規模や内容等の事情を考慮し、算定されることとなります。

いずれにせよ、各社の収支の状況に照らし、電気の安定供給等の事業の円滑な運営に支障を来すおそれがないように設定されるものと理解しております。

また、一般負担金は、機構を維持し運営していくための事業コストとして料金原価に含まれていくこととなりますけれども、まずは、各社の経営効率化努力によって、電気料金を極力上げずにこの仕組みが維持運営されていくべきものと認識をいたしております。

次に、うそをつかない政治についての御質問をいただきます。

私は、例えば昨年の六月の参議院の選挙の折に消費税について触れ、自由民主党が提案されていた一〇％というものを参考にして検討したいというのを申し上げ、多くの国民の皆さんに私の十分な説明で反発をいただき、多くの仲間を失ってしまったことを今でも申しわけなく思っております。

それから一年、この問題では、社会保障のあり

方を徹底的に議論いただき、そして、それを維持するためには、どうして、どういう形で費用を負担していくのかということも議論をしていただき、党として一定の方向性を確立していただきます。

このように、私が考えていたことが、何か、選挙のときに言って、その後になつて手のひらを返したようにうそをついたということを言われるとすれば、それは全く当たっておりません。

あえて申し上げますと、額賀さん御自身も認めになりましたように、今回の特に原子力の事故に関して言えば、もちろん現政権にも大きな責任はありますけれども、これを長年進めてきた中心的な政党は自由民主党であるわけでありまして、そういうことも含めて、ぜひ、責任を分かち合いたい、そのことを心からお願ひして、私の答弁とさせていただきます。(拍手)

(国務大臣海江田万里君登壇)

○国務大臣(海江田万里君) 額賀福志郎議員にお答えをいたします。

本法案につきまして、私の責任がどうかという点についても御指摘をいただきましたが、本法案を初めとして、経済産業大臣として今解決しなければいけない問題については、真摯に、そして全力を傾注して、この解決のために頑張っていくということをまずお伝え申し上げます。

そして、その上で、まことに恐縮でございますが、出処進退の時期は私一人で決めさせていただきます。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 佐藤茂樹君。

(佐藤茂樹君登壇)

○佐藤茂樹君 公明党の佐藤茂樹でございます。

私は、公明党を代表して、ただいま議題となりました原子力損害賠償支援機構法案に関し、菅総理並びに関係大臣に質問いたします。(拍手)

菅総理、あなたは、みずからの総理退陣時期に関する発言で、一定のめどとして、公債特例法案、第二次補正予算案、再生可能エネルギー法案の三つの法案の成立を掲げられました。しかし、なぜこの三つなのでしょう。

今、国を挙げて早急に取り組むべき最重要の課題は、被災地域の復興や復旧であり、被災者や原発被害者の救済であります。そのための賠償スキーム法案は極めて重要かつ緊急を要するものであるはずですが、総理はそれを一番に挙げることにすななわった。総理は、絶対に成立させるといふほどの重要性を感じていないのではないですか。

なぜ、被害者の早期救済が第一の立場で、本支援機構法案や、公明党を含め野党五党提出のいわゆる仮払い法案の成立を重視されないのか、総理の明快な答弁を求めます。

具体的な質問に入る前に、原発の安全性といわゆるストレステストの問題について伺います。

海江田大臣が六月十八日に原発の安全宣言を出し、菅総理も翌十九日のネット番組で、私も全く同じと言われました。海江田大臣は、玄海原発の現地も訪れ、安全性に国が責任を持つと確約され、それを受けて、玄海原発の再稼働に向けて関係者も含め動き出そうとしていたやさきに、菅

総理が、突然、すべての原発について、安全性評価、ストレステストを実施することを明らかにし、玄海原発の再稼働も白紙に戻ってしまいました。

もちろん、原子力の安全性の徹底を図ることは必要なことであります。しかし、国の根幹にかかわるエネルギー政策の方針が、まさに場当たり的に変わり、しかも閣内亀裂まで起こしている。もはや行政府としての遂行能力すら持ち得ていないのではありませんか。

総理、もういいかげんにしてください。原発立地自治体の住民のみならず、国民は大変に困惑しています。このままでは、定期点検で停止中を含めた原発すべてが長期の運転停止に追い込まれる可能性も出てきており、電力不足が長期化し、国民生活や日本経済への影響も懸念されます。

政府は、原発の安全性と再稼働の関係、さらにストレステストの位置づけについて、明確な統一見解を示すべきではありませんか。菅総理並びに海江田経済産業大臣の答弁を求めます。

政府は、昨年閣議決定したエネルギー基本計画の見直しを前倒しするとしております。その中で、エネルギー政策における原子力の位置づけをどのように再検討するつもりなのか。そもそも、総理の原子力政策の根幹というのは一体何なのでしょう。脱原発なのか、どうですか。その考え方次第では、原発の存在が前提となり、原子力事業者に負担金を求める本支援機構法案との矛盾を抱えることになりませんか。総理の見解を伺います。

福島第一原発においては、特に原子炉の安定的

な冷却、冷温停止に向けた懸命な作業が続けられており、関係者の決死の御努力に対して敬意を表します。

しかし、例えば大量の汚染水の処理に関しては、予定どおり作業が進まず、年末までに終える目標の処理計画における可能性があるとの指摘もあります。残念ながら、東電が示したロードマップどおりに進むかどうかは極めて不透明であります。

原発事故の収束に向けた取り組みの現状をどう認識しているのか、また、ロードマップの見直しもあり得るのか、菅総理並びに細野原発事故担当大臣の答弁を求めます。

以下、四つの視点から具体的に質問いたします。

原発事故の賠償スキームをつくるに当たっての第一の視点として、被害者への賠償金支払いを完全に補償できるスキームでなければなりません。公明党を初め野党五党共同で、国の責任のもとで仮払いを迅速に行い、また、紛争審査会の基準で対象外となっている方々も柔軟に救済することが可能な、いわゆる仮払い法案を参議院に提出しております。

本支援機構法案が仮に成立し、賠償の枠組みが決定しても、原発事故の収束がいつになるかわからず、また、被害の損害範囲が確定し、本格的に賠償金の支払いが始まるまでには、相当の月日がかかります。

急ぐべきは被害者の救済です。本支援機構法案と仮払い法案は相対立する法案ではありません。よって、被害者の側に立てば、国が責任を持つて

被害者の手元に仮払金をいち早く届けることが義務であり、速やかに仮払い法案の成立を急ぐべきと考えます。総理の明快な答弁を求めます。

本支援機構法案の前提となっている原賠法について質問いたします。

原賠法第三条では、賠償責任は原子力事業者が無過失・無限責任を負うこととなっており、本支援機構法案でも、その前提でスキームが構築されております。

一方、同法第三条一項ただし書きでは、「異常に巨大な天災地変」による原子力損害は、原子力事業者は免責され、政府が措置することとしています。

昭和三十五年五月十八日の国会での政府答弁では、このただし書きの意味は「関東大震災の三倍以上の大震災」としており、今般の東北地方太平洋沖地震の規模から見れば、この政府答弁に該当するという解釈も成り立つのではないかと考えます。なぜこのただし書きの条項を適用しなかったのか、その解釈を含め、総理の見解を求めます。いづれにしても、現行の原賠法の枠組みのままでは、国の責任が極めてあいまいであるばかりか、今般の大規模な地震、津波を伴った原発事故による巨額な損害賠償に対応し切れているとは到底思えず、法的に限界があります。よって、私は、原賠法制定時の議論を検証するとともに、今般の事故を踏まえた上で、国の責任の明確化や国と原子力事業者の責任、負担のあり方の見直しなどを含め、速やかに見直し議論を進めるべきと考えますが、総理の認識を伺います。

第二の視点は、国の責任についてです。

今般の政府の賠償スキームでは国の責任が極めてあいまいであり、東電と国との賠償に係る責任のあり方について明確化すべきです。

政府案では、原賠法の枠内で、賠償責任は原子力事業者が負わせ、政府は被害についての責任を負わないこととなっています。しかしながら、原子力政策を推進し、原子力施設の安全基準を策定し、それを認めた政府の責任はどうなるのか。さらには、今回の事故に関して政府が行った避難指示や警戒区域の設定、出荷制限等によって住民がこうむった被害や苦痛などの責任が皆無と言えるでしょうか。

もちろん東電に第一義的な責任がありますが、同時に国も一定程度の責任を有しており、その認識に基づくスキームとすべきではありませんか。総理の答弁を求めます。

関連して、東京電力の責任について伺います。東電は、本来ならば債務超過は免れません。しかし、本支援機構法案が成立すれば、債務超過にならないだけでなく、株式上場は維持され、銀行からの融資も政府保証つきで機構を通じて受けることが可能です。

東電は、地域独占により電力の安定供給を担うなど、公益という観点からすれば特異な会社です。しかし、一民間企業であることも事実です。であるからこそ、例えば、法的整理あるいは一時国有化をすべきとの声も聞かれます。

今般、なぜ、債務超過を回避し、法的整理等の選択肢を事実上排除するスキームとしたのでしょうか。一部では東電救済ではないかとの声も聞かれますが、今後の東電のあり方について総理の考

えをお聞きします。

また、東電は、本来ならば債務超過の可能性が高い会社であり、これだけの損害をもたらした以上、徹底した経営責任、株主責任を求めることは当然と考えますが、総理の答弁を求めます。

本法律案では、原子力事業者からの拠出による機構を設置するとしています。これは、あつてはなりません。今後の原子力災害による損害賠償に備え、一種の保険的、互助的なものであり、十分に検討すべき仕組みであると考えます。

他方、法案では、この機構の枠組みを、既に起きた今般の東電による事故にも遡及して適用し、東電以外の原子力事業者とその分の負担金の拠出を求めることは、相互扶助とはいえ、疑問を感じます。総理の答弁を求めます。

また、原子力事業者が負担する一般負担金の年度総額及び事業者ごとの負担率について、具体的な金額が不明な上、負担率も、何を基準として決定されるのかもわかりません。東京電力の特別負担金も含め、負担金の額及び負担率について、どの程度となると想定しているのか、海江田原子力経済被害担当大臣の答弁を求めます。

賠償にかかる費用の負担について伺います。スキーム検討に当たっての第三の視点として、できる限り国民の負担の最小化を図るということを目指したいと思えます。そのためには、東電みずからが資産の売却や徹底したリストラを進めるなどの努力が欠かせないことは言うまでもありません。それでも、巨額に上る賠償の財源として、結局、電力料金に転嫁され、利用者や国民が負担増に苦しむことになりかねません。

電気料金の値上げは、特に低所得者層ほど逆進的に負担が重くなつてしまします。こうした家計の負担増がどれくらいになると考えているのか、将来にわたる全体像を含め、総理並びに海江田大臣の答弁を求めます。

第四に、電力の安定供給に支障が出ないようにしなければなりません。

東電管内の今夏の電力需要は逼迫し、需要抑制一五%を初め、国民の協力もあつて、節電への取り組みを進められております。しかし、一方で、過度な節電によつて、熱中症になり、さらに、命を落とされる人も出るなど、多くの方の生活や健康に害をもたらしています。

不要不急の電気を消すことなどはぜひとも実行に移していただきたいことではありますが、命を削つてまで行き過ぎた節電を行うことがないよう、政府はきちんと国民に適切な節電のあり方を啓蒙すべきではありませんか。総理の答弁を求めます。

また、震災直後の計画停電では大混乱が生じました。総理、今夏には計画停電は起こさないと宣言してください。答弁を求めます。

あわせて、電力の安定供給は日本の命綱であります。電力の安定供給に向けた方針について総理の答弁を求めます。

最後に、日本の国家国民のために総理に申し上げます。

私は、総理の居座りともとれる一連の言動に対してもやりきれない思いを持っています。それ以上に、一国の総理が、被災地の方々や原発被害者に目を向けない、寄り添う心を持ち合わせてい

ないことに対し、憤りすら覚えます。

その証拠が、復興担当大臣でありながら被災地の方々の感情を逆なでするような言を弄し、わずか九日で辞任するような人物を任命したことに端的にあらわれております。

一九四六年に、ルース・ベネディクトは、名著「菊と刀」でアメリカ文化人類学史上最初の日本文化論を著し、日本文化を恥の文化と位置づけました。それから六十五年がたつて、失政に次ぐ失政を重ねながら、地位に異常な執着を見せ、みずから延命のためだけに首相の座に居座り続ける恥知らずな日本の首相を見たときに、ベネディクトはどのように感じるでしょうか。

歴史の審判で恥知らずな史上最底の首相との烙印が押される前に、一分でも一秒でも早く、潔く身を処すべきであると最後に申し上げ、私の代表質問といたします。(拍手)

〔内閣総理大臣菅直人君登壇〕

○内閣総理大臣(菅直人君) 佐藤茂樹議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず最初に、この法案について、私が一定のめどとした項目に入っていないのは重要性を感じていないからではないかという御指摘をいただきましたが、これは全く、何か勘違いをされているのではないのでしょうか。

つまりは、私、重要性ということであれば、この法律もそうですし、第三次補正もそうですし、来年度予算もそうです。つまり、そういった重要性の問題と私自身の出処進退に関する問題とは分けて論じているわけでありまして、この三項目に入れなかったから軽視をしているという、そういう

御指摘は全く当たりません。

御指摘のような、被災者、原発被害者の救済のみならず、被災地の復興復興といった問題は、当然のことですが国政の最重要課題であり、全力で取り組んでおります。

原子力事故の賠償に全力を尽くすべきことも喫緊の課題であることは論をまちません。また、これ以外にも多くの重要課題があるわけでありまして、ぜひとも各党各会派の御協力をお願いして、この法案もぜひ早急に成立をさせていただきたい、このようにお願い申し上げます。

ストレステストの位置づけに係る統一見解を示すべきとの御質問をいただきました。

私は、今回の事故があつてから、それまで原子力というものに考えていた私自身の考え方も、率直に申し上げて、変わつてまいりました。かつては、安全性をしっかりと確認すれば原子力をもっと活用するということが十分にあり得るという立場で行動してまいりましたが、今回の大きな事故を踏まえて、これまでのようなレベルでの安全性という考えだけでは十分ではないか、そこで、これから原子力行政のあり方なども含めて抜本的に新しい方向性を示していく必要がある、このことをこれからの大きな課題として取り組む必要がある、このように考えているわけでありまして。

今回の原発事故の発生という事態を踏まえまして、多くの国民や住民は、原子力発電所の再稼働についても、これまでの原子力安全・保安院による安全評価だけでは十分ではないと感じられているのではないのでしょうか。原子力発電所の安全性のさらなる向上と、国民、住民の方々の安心、信

頼の確保のため、原子力安全委員会も関与する形で新しいルールづくりを進めるべきと考えております。

こうした状況を踏まえて、政府において、欧州諸国でも行われることになりましたストレステストを参考に、原子力安全委員会も関与する中で、我が国の原子力発電所に関する総合的な安全評価を行うことを考えていただいているところであります。このため、具体的なルール、手続等について、海江田大臣と細野大臣に検討をお願いいたしております。

次に、原子力政策と機構法案との関係についての御質問をいただきました。

今回の事故を受けて、エネルギー基本計画や原子力安全行政について、先ほども申し上げましたように、これまで考えていた水準の安全性ということだけでは十分だ、そういった意味で原子力政策の根幹のあり方を見直す必要がある、こういう姿勢で取り組んでまいりたいと思っております。

原子力については、今回の事故の検証を踏まえ、安全性の確保のための抜本対策を講じてまいります。他方、再生可能エネルギーについては、導入を抜本的に拡大し、基幹的エネルギーとしていくことを目指します。

こうした点を含め、エネルギー政策については、最終的にはエネルギーのあり方は社会のあり方そのものを決めるわけでありまして、そのエネルギー政策の選択も、最終的には国民がそのあり方を選択していくべき課題だと思っております。

なお、原子力損害賠償支援機構法案は、原子力損害賠償の適切な実施に向けた体制を早急に整備すべく、現在の制度のもとで必要な措置を講じるものであり、今後の原子力政策の進め方をあらかじめ何か決めてしまふ、そういった性格のものではない、このように認識をいたしております。

次に、ロードマップの現状認識と見直しについての御質問をいただきました。

四月の十七日に東京電力がまとめました道筋に基づく事故収束に向けた取り組みについては、循環冷却システムの構築など、一つ一つ着実に実現しており、成果が上がってきているものと認識しております。

道筋において目標とされている、放射線量が着実に減少傾向となっている状況があります。ステップ1については、まだ窒素封入が終わっていない炉もありますけれども、ほぼ当初の予定どおり七月中旬までにはステップ1が達成できる、このように考えており、政府としても引き続き全力で取り組んでまいります。

次に、野党が提出された国による仮払い法案について御質問をいただきました。

今回の原子力事故により被害を受けた方々が迅速かつ適切に賠償を受けられることが重要です。野党の皆さんが提出されている国による仮払い法案については、東京電力が進めている仮払いの動きを生かしつつ、被害者救済をさらに加速するにはどうすることが最も効果的かという観点から、国会でよく御議論をいただきたいと考えております。

いずれにせよ、政府としては、東京電力による

迅速かつ適切な賠償に万全を期するためにも、原子力損害賠償支援機構法案の早期成立が不可欠である、このように考えております。

次に、原子力損害賠償法の解釈についての御質問をいただきました。

原子力損害賠償法において原子力事業者を免責とする「異常に巨大な天災地変」については、昭和三十六年の法案提出時の国会審議において、人類の予想していないような大きなものであり、全く想像を絶するような事態であるなどと説明をされております。これは、原子力事業者に責任を負わせることが余りにも過酷なそのような場合以外は原子力事業者を免責しないという趣旨であると理解をいたしております。

このため、政府としては、今回の福島原子力発電所の事故の賠償については、この規定を適用せず、東京電力が責任を負うことを前提に対応を進めてきているところであります。

次に、原子力損害賠償法の見直しについての御質問をいただきました。

原子力損害賠償支援機構法案は、一義的な賠償責任は東京電力が負うことを前提に、原子力事業者と共同して原子力政策を推進してきた国の社会的責務を認識しつつ、原子力損害賠償法に基づき、東京電力に対する支援を行うものであります。

原賠法の見直しについては、政府としましては、まずは、事態の収束、被害者の救済に全力を投じるべきであり、その後、今般提出した原子力損害賠償支援機構法案の附則にあるとおり、原子力損害の賠償の実施の状況や原子力損害に係る政

府の援助のあり方などについての検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずる必要がある、このように考えております。

次に、損害賠償に関する国の責任の認識に関する御質問をいただきました。

今般の事故に関する原子力損害賠償法上の賠償責任は、一義的に東京電力が負うべきものであります。他方、原子力事業者と共同して原子力政策を推進してきた国の社会的責務を踏まえつつ、東京電力による損害賠償を支援すべく、本法等を通じて支援を行うことといたしております。

東京電力の法的整理についての御質問をいただきました。

仮に東京電力の法的整理が行われた場合には、被害者の方々の賠償債権や事故処理に当たる事業者の取引債権の完全な履行が不確実になるおそれがあり、そういった観点から、こうした法的処理ということについては、適切ではないと考えたところであります。

今後、東京電力については、最大限の経営合理化と経費削減を行いながら、被害者への迅速かつ適切な賠償、福島原子力発電所の状態の安定化及び事故処理に関係する事業者等への悪影響の回避、電力の安定供給を行っていく必要があると考えております。

また、本法案の枠組みにより東京電力を支援するに当たっては、経営責任の明確化のための方策、東京電力による株主を含む関係者に対する協力力の要請などについて特別事業計画に記載するよう求めることといたしております。また、当計画の認定に当たっては、東京電力が経営の合理化に

より賠償資金を確保するため最大限の努力を尽くすことが必要だと考えております。

東京電力以外の原子力事業者による負担金の拠出に関する御質問をいただきました。

今回の支援の枠組みは、原子力事故に対応するため、原子力事業者の相互扶助の考え方をとっているものであります。大規模な原子力事故には一事業者で対応するには困難が予想されるため、相互扶助のための負担を原子力発電を行っていく上でのコストと考え、枠組みを構成しているところであります。

本法案は、巨額の損害賠償を負う可能性のある原子力事業者による相互扶助のもと、損害賠償の実施と電力の安定供給を可能とさせるものであり、本法案の対象である原子力事業者は、将来生じる事故のみならず、既に起こった事故であっても、現に対応の困難さに直面しているものであるならば支援の対象とすべきものと考えたところであります。

賠償にかかる費用負担についての御質問をいただきました。

各電力会社の負担金は電気料金の原価に含まれるものではありませんが、各社の経営効率化努力により国民負担が最小化されるべきものと考えております。

また、料金の値上げについては、各電力会社の経営判断事項ではありますが、実際に上昇するかどうか現時点では判断できませんが、値上げの申請があれば、政府として厳格に審査を行ってまいります。

次に、適切な節電啓発、計画停電、電力の安定供給についての御質問をいただきました。

政府としても、節電啓発に当たって熱中症等への配慮が必要だということを認識いたしており、政府が提示した家庭の節電対策メニューの中でも熱中症等に気をつけるよう明記するとともに、テレビコマーシャル等においても国民の皆様様の注意喚起に努めております。

今後とも、過度の節電による熱中症等の健康被害の回避に配慮しながら節電啓発活動を進めてまいりたいと思います。

また、計画停電は、東京電力及び東北電力管内において既に不実施が原則の状態に移行しておりますが、引き続き、計画停電回避のため、需給両面からしっかりと対策を講じてまいります。

さらに、電力の安定供給に向けては、電力会社によるさらなる供給力の積み増しを政府として最大限支援してまいる所存であります。

終わりのところでいろいろと御指摘をいただきました。

何か私が、被災地の方々や原発被害者に目を向けていないとか、寄り添う心を持ち合わせていないというふうに一方的に決めつけられておりますけれども、私は、そうした皆さんのことを忘れたことは一度もありません。

また、失政に次ぐ失政というような御指摘もいただきましたけれども、例えば今回の原発事故については、現在政権を担っている私自身あるいは我が党に大きな責任があることは言うまでもありませんけれども、長年与党であった公明党の皆さんにも、そうした責任は、少なくともその一端はあるわけでありまして、他人にすべての失政を押しつけてその責任を免れようとするところこそ、私は、恥の文化として、反する行動だということ

を申し上げ、私の答弁とさせていただきます。(拍手)

(国務大臣海江田万里君登壇)

○国務大臣(海江田万里君) 佐藤茂樹議員にお答えをいたします。

ストレステストの位置づけに係る統一見解を示すべきとの御質問をいただきました。

原子力発電所の安全性については、通常の法令上の確認に加え、一般の事故を踏まえ、緊急安全対策等を講じ、安全性のチェックを行ってまいりました。しかしながら、国民、住民の方々に十分な理解が得られているとはいえない状況にあるのも事実でございます。

こうした状況を踏まえ、細野大臣とも相談し、欧州各国で行われることとなったストレステストを参考に、我が国の原子力発電所に関する総合的な安全評価を行うことを考えております。原子力安全委員会の意見なども踏まえ、今後、具体的な内容について検討してまいります。

次に、負担金の額及び負担金率に関して御質問をいただきました。

すべての原子力事業者が毎年負担する一般負担金の総額や負担率については、事業者の規模や内容等の事情を考慮し算定されることとなります。

一方、特別負担金は、特別資金援助を受ける原子力事業者が、特別資金援助の実施に伴う財政負担を埋め合わせる期間、一般負担金に加えて支払うものであり、収支の状況に照らし、電気の安定供給等に係る事業の円滑な運営に支障を来したりするおそれのない範囲で、できるだけ高額の負担を求めるものであります。

これらの負担金の具体的な水準等につきまして

は、今申し上げた基準に基づき、今後、適切に定めていくこととなります。

次に、賠償に係る国民負担に関する御質問をいただきました。

本法案の枠組みにおいて東京電力が支払う特別負担金は、東京電力の経営合理化努力を通じて捻出されるべきものであることから、特別負担金により料金が値上げされることはございません。

他方、機構による制度運営のため各電力会社が支払う一般負担金については、原子力発電に伴うコストとして電気料金に含まれるものであります。

ただし、電気料金の値上げについては、最大限の経営効率化努力を行った上での各社の経営判断の事項であり、実際に料金値上がりについて現時点で判断することはできませんが、仮に値上げの申請が出された場合には、経済産業大臣の認可が必要になりますので、厳格に審査を行い、国民負担を極小化したいと考えております。(拍手)

(国務大臣細野豪志君登壇)

○国務大臣(細野豪志君) 佐藤議員より御質問をいただきました。

事故の収束に向けた取り組みの現状、さらには東京電力のロードマップの見直しの可能性についての御質問でございます。

東京電力福島第一原子力発電所の事故の収束に向けた取り組みは、四月十七日に東京電力が公表したいわゆる道筋に基づいて、政府と東京電力が一体となって取り組んでまいりました。

今月中旬、ステップ1からステップ2への移行という重大な時期を迎え、改めて関係者の力を結集し、一刻も早い事故の収束を実現する必要があります。

ございます。ステップ2への道筋を進めるに当たり、政府が一步前に出るべきであると私は考えます。そこで、今回改定する道筋は、政府と東京電力が一体となって取りまとめ、統合対策室として公表することしたいと思います。

事故の収束に向けた具体的な取り組みは、さまざまなトラブルと試行錯誤の連続ではありましたが、佐藤議員も御指摘をされたとおり、現場の大変な努力の結果として、多くの困難を乗り越え、循環注水冷却システムの構築などの成果を上げてきました。今後も、個々の具体的な対策のあり方、設計や作業内容の見直し、スケジュールの変更などは生じることが考えられますけれども、そのような障害は必ず解決できるものと考えております。

したがって、道筋に示す事故収束に向けた考え方やスケジュールなどの基本的な枠組みについて、見直す必要はないと認識しております。

政府としては、道筋においてステップ1の目標とされている、放射線量が着実に減少傾向となっているという状態を、当初の予定どおり七月中旬までに達成できるよう、引き続き全力で取り組んでまいります。

その際、かぎとなるのは、現場の作業環境であります。政府としても、作業員の放射線管理や医療体制の強化を最優先課題として取り組んでまいりたいと思います。

議員各位、さらには国民の皆さんにおかれましても、現場の皆さんの献身的な努力があることをぜひとも御理解いただきまして、御支援を賜りますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(橋路孝弘君) 吉井英勝君。

(吉井英勝君登壇)

○吉井英勝君 私は、日本共産党を代表して、原子力損害賠償支援機構法案について質問いたします。(拍手)

三月十一日に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故は、チェルノブイリ原発事故に並ぶ史上最悪の重大事故であり、いまだに収束していません。そのもとで、大気、水、土壌、海洋などを放射能で汚染し、福島県民初め日本国民の生命、健康、財産に甚大な被害を及ぼし続けています。

まず、今回の原発災害に対する被害補償を考えると、上ではつきりさせておかねばならないのは、なぜ原発事故が起きたのか、その原因と責任の問題であります。

そもそも、今回の福島第一原発事故は、想定外の事故ではありません。私は、二〇〇五年以降、国会質問などを通じて、政府と東電に対して原発の安全性について具体的に警告してまいりました。全電源喪失が起これ、今回明らかにした炉心溶融に至ることも指摘し続けてまいりました。ところが、東電も政府も、我が国の原発は多重防護による安全対策によってそうした事態は起こり得ないとしてきたのであります。しかし、あつてはならないとしてきた事故は現実には起きました。菅総理は、四月二十六日の予算委員会、私の質問に対して、これまでの政府の対応は間違っていたと答弁しました。総理、福島第一原発事故は、安全神話にとつぷりつかり、警告を無視して安全対策を怠つてきた東京電力と、原発推進の国策を強引に押し進めてきた歴代政府によつてもた

らされた人災であることをはっきり認めるべきではありませんか。

この認識に立てば、東京電力は全面的な賠償に第一義的責任を果たさなければなりません。「異常に巨大な天然地変」などといつてみずからの賠償責任の免責を求めるなど、言語道断であります。断じて認めることはできないと思いますが、総理の認識を伺います。

次に、全面賠償についてです。

東電に迅速で全面的な賠償を実施させる、これが被害賠償における国の責任の基本であります。

原発事故がなかった場合に得られるであろう収入と現実の収入との差額のすべてを賠償する、事故に起因するすべての被害を対象にする、全面賠償の原則を国として明確にするべきです。総理の答弁を求めます。

地理的に二十キロ、三十キロという機械的な線引きで被害者を切り捨てないこと。また、被害の実態は極めて多様であり、目に見えない放射能汚染と内部被曝を含む健康被害、生産、出荷、販売ができなくなつたり自殺者まで出した農林水産業、加工業、中小商工業と観光業の莫大な営業損害、いわゆる風評被害なども含めて対象とすること。自主避難を含め、避難によつてこうむつたあらゆる被害、物的・精神的被害も当然対象とするべきではありませんか。

ところが、今、政府の紛争審査会で賠償の基準とする指針づくりが行われていますが、その内容は、対象を二十キロ、三十キロ圏内に限定するなど、全く被害の実態にそぐわない不十分なものです。

なぜ被害を全面賠償する指針が出せないのか。

指針づくりを行う審査会委員は、中立の建前をとりますが、九人中三人が、加害者である東電を含む電力会社がつくつた日本エネルギー法研究所に所属し関係する法律家で構成されています。被害者の委員は一人も入っていません。

賠償の基準づくりの協議に被害の当事者である住民の立場の人を入れて、被害の実態を十分踏まえ、被害者が納得できる基準づくりができるよう、審査会のあり方を見直すべきではありませんか。

現行賠償法は、その目的から「原子力事業の健全な発達」の文言を外し、被害者救済に徹する法制度に改めるべきであります。

次に、東電に第一義的な賠償責任をどう果たさせるかということであります。

そのためには、東電の全資産を可能な限り賠償に充てさせ切ることです。賠償金額は、事故そのものが進行中ですが、少なくとも数兆円から十数兆円単位と見込まれています。東電の純資産は一兆六千億円ですから、清水前社長が早晚資金ショートすると認めており、東電は、債務超過が見込まれる、実質破綻していると見るべきではないでしょうか。総理の認識を伺います。

したがって、破綻企業であるなら、通常、法的整理によつて、賠償原資として、東電の資産、株主、金融債権者などステークホルダー、利害関係者に最大限の負担を求めるのが筋ではありませんか。

ところが、本法案は、政府と支援機構が何度でも資金援助し、東電を債務超過にさせないという

仕組みであり、東電の存続を絶対の条件にした異様な救済策、東電救済スキームとなっています。法案は特別事業計画で関係者への協力要請を規定していますが、なぜ株主責任やメガバンクなどに債権放棄を求めないのか。枝野官房長官も、当初は、そうしないと国民の理解は得られないと会見で述べていたではありませんか。

法案はまた、賠償資金として、交付国債などの公的資金と最終的には税金の投入も予定していますが、これは現在の地域独占体制と総括原価方式のもとでは、結局、その返済の原資は、電力会社の事業収入、すなわち電気代です。一体、国民の電気料金は幾ら値上がりするのか、その額、規模、期間などの全体像について、責任ある試算を示していただきたいと思ひます。

総理、機構法案は、結局、三井住友銀行など三メガバンクと経産省、財務省がつくつたシナリオに基づく、国民負担によつて東電の株式上場を維持し、大株主で巨額の金融債権を持つメガバンク救済のスキームではありませんか。これでは、到底国民の理解を得ることはできないものであります。

国民に安易に賠償負担を求めることは許されません。賠償財源として、東京電力及び電力業界のいわゆる埋蔵金、内部留保を活用すべきではありません。既に積み立てられている使用済み燃料再処理等引当金二兆九千億円を取り崩すことを初め、原発推進のための核燃料再処理費用で今後も電気代から積み立てられる約十六兆円を活用して、賠償財源に充てるべきではありませんか。もう一つ大事な問題は、原子炉メーカーなどに

責任をとらせることであります。

事故を起こした福島第一原発は、アメリカGE社製のマークIを原型としています。今回、欠陥品であったことが最悪の形で証明されたわけですから、これを納入したメーカーなど関係事業者に賠償責任を問うべきではありませんか。

そもそも我が国の実用原発は、戦後、日米原子力協定のもとで、日米の原子力産業によって導入、推進されてきました。東芝、日立、三菱重工、GEといった原子炉メーカーと、鉄鋼、セメント、ゼネコン、大商社、メガバンクなど、これらを中心として形成されてきた原発利益共同体ともいえるべき財界中枢の利害関係者にその社会的責任を果たすよう求めることを強く主張するものであります。

最後に、今回の事故を踏まえるならば、エネルギー政策の抜本転換は不可避です。ところが、政府は、昨年六月に決定した原発十四基を新增設するというエネルギー基本計画を見直すと言いつつ、いまだにその方向すら示していないのはなぜですか。総理の答弁を求めます。

我が党は、原発からの撤退、再生可能エネルギーの本格的導入、爆発的普及を提言しています。この方向こそ求められていることを強調して、質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣菅直人君登壇〕

○内閣総理大臣菅直人君 吉井議員にお答えを申し上げます。

事故の原因と賠償責任についての御質問にお答えします。

今回の原子力事故、原発事故については、地震

や津波に関する想定が不十分だったことなど、これまでの原子力安全行政が十分でなく、間違っていたということは認めざるを得ない、このように考えます。原子力に関する安全神話が政府にも事業者にもあったことを謙虚に反省すべきと考えます。

今後、事故原因等の徹底的な検証を踏まえ、安全性確保のための抜本的対策を講じてまいります。

今回の事故により生ずる原子力損害の賠償については、原子力損害賠償法によって、一義的には、原子力事業者である東京電力がその責任を負うべきものと考えております。しかしながら、政府としても、被災者の方々に對する賠償が適切かつ迅速に行われるよう、原子力事業者に対し、必要な援助はしっかりと行つてまいります。

次に、原子力損害の賠償についての御質問をいただきます。

今回の原子力発電所の事故により生ずる損害については、事故との相当因果関係が認められるものについては、原子力損害賠償法に基づき、適切な賠償が行われることになっております。

被害者の迅速、公平、適正な救済を図るため、法律、医療、原子力工学の学識経験者で構成される原子力損害賠償紛争審査会は、公正中立な立場から、賠償すべき損害の範囲等について、可能なものから順次指針として示してきたところであります。

今後、これまで取り扱われていない被害に関しても審議を進め、御指摘のように、被害者である住民の方々の声にも耳を傾けながら被害の実態調

査を行い、今月中にも原子力損害の全体像を示す中間指針を取りまとめたい、そういう予定になっております。

次に、原子力損害賠償法の改正について御質問いただきました。

被害者の保護を万全なものとするためにも、原子力事業が健全に事業運営されることが重要であり、御指摘のようなことは考えてはおりません。次に、東京電力の経営状態についての認識と法的整理についての御質問をいただきました。

事故処理が終わらず、損害賠償の総額や見通しもいまだ明らかでない中、仮に東京電力の法的整理を行うこととした場合には、まず、迅速かつ適切な損害賠償の実施とか、原子力発電所の安定化、及び事故処理に関係する事業者等への悪影響の回避とか、国民生活に不可欠な電力の安定供給、こういった三つの目的の同時達成を果たすことが困難となるとする観点から、適切ではないと考えたわけであります。

なお、本法案の枠組みにより東京電力を支援するに当たっては、経営責任の明確化のための方策、東京電力による株主を含む関係者に対する協力の要請等について特別事業計画に記載するよう求めることとしております。また、当計画の認定に当たっては、東京電力が経営の合理化により賠償資金を確保するため最大限の努力を尽くすことを要件としております。

次に、関係者への協力要請に関する質問をいただきます。

本法案に基づく今回の支援は、東京電力の救済ではなく、迅速かつ適切な損害賠償の実施に万全

を期し、事故処理に関係する事業者等への悪影響を回避することなどを目的とするものであります。

本法案において交付国債を通じて政府の特別な支援を行うに当たっては、株主や債権者も含めて、東京電力によるすべてのステークホルダーに対する協力の要請が前提となっており、主務大臣がその内容について厳正に審査を行うこととなっております。

また、法的整理については、賠償総額も明らかでない中、現実的に更生計画が認可されることは困難であるほか、被害者の方々の賠償債権や、事故処理に関係する事業者が有する東京電力への取引債権が損なわれることなどにより完全な損害賠償が行われないことになるおそれが高いため、適切ではないと判断いたしました。

いずれにしても、政府としては、国民の理解を得るべく、国民負担の極小化を図ることを基本に、東京電力による着実な賠償が実施されるよう取り組んでまいります。

次に、電力料金についてお答えを申し上げます。

各電力会社の負担金は電力料金の原価に含まれるものではありませんけれども、各社の経営効率化努力により国民負担が最小化されるべきものと考えております。

また、料金の値上げについては各電力会社の経営判断事項ではありますが、そして、実際に上昇するかどうかは現時点では判断できませんけれども、値上げの申請があれば、政府としては厳格に審査を行つてまいります。

次に、法案とメガバンクの救済との関係について御質問をいただきました。

本法案は、メガバンクの救済ではなく、一、被害者への迅速かつ適切な損害賠償のための万全の措置、二、東京電力福島第一原子力発電所の状態の安定化、事故処理に係る事業者等への悪影響の回避、三、電力の安定供給といったことのためのスキームであります。

次に、賠償財源の検討についての御質問をいただきました。

東京電力は、賠償原資を確保するため、資産の売却を含め最大限の努力を行うものと考えております。その際、御指摘のような資産については、その存在理由、趣旨、法的位置づけ等を踏まえて、売却や取り崩しの是非を慎重に判断すべきと考えております。

次に、メーカ等との利害関係者の責任についての御質問をいただきました。

原子力損害賠償法が定める原子力損害については、他のメーカ等が事故の原因に関与している場合を含め、原子力事業者のみが賠償責任を負うという責任集中の仕組みがとられております。

こうした中で、原子炉メーカなど産業界は、社会的責任を認識しつつ、これまで、避難住民の方々に対して宿舎の確保や雇用機会の維持確保に努めるなど、協力を進めてきていると承知しております。

今回の原子力事故の収束や被害を受けた方々に対する救済など、産業界を含め関係者が一丸となつて取り組むことが重要だと考えております。次に、エネルギー基本計画見直しについての御

質問をいただきました。

現行のエネルギー基本計画では、二〇三〇年に原子力発電を総発電電力量の五三％とする目標が定められておりましたが、これを含めて根本から見直すこととしたしており、原子力への大幅な依存ではなく、再生可能エネルギーを基幹的エネルギーとしていく位置づけ、また、省エネルギーへの取り組みの強化、こういった方向にかじを切つてまいりたいと思っております。この方向に沿つて、幅広く国民各層の御意見を伺いながら、しっかりと検討してまいります。

なお、残余の質問については、関係大臣から答弁をさせます。(拍手)

(国務大臣海江田万里君登壇)

○国務大臣(海江田万里君) 吉井英勝議員にお答えいたします。

今回の事故は人災であるとの御指摘をいただきました。

我が国は、エネルギー安全保障の観点から、長年にわたり原子力を基幹電源とするエネルギー政策を進めてまいりましたが、地震や津波に伴う今回の事故をあらかじめ想定し十分な対策を準備できなかったことは事実で、深刻な反省をしなければなりません。

その上で、今後、事故原因について徹底的な検証を行い、安全確保のための抜本的対策を講じてまいります。(拍手)

(国務大臣細野豪志君登壇)

○国務大臣(細野豪志君) 事故の原因と責任について御質問をいただきました。

吉井議員が御指摘をされたとおり、我が国の原

子力安全対策には大きな問題がありました。これは、当初から事故に対応する中で、私自身がだれよりも痛感をしております。

政府としては、こうした反省の上に立つて、まずは、一刻も早い事故の収束に向けて全力で取り組んでおるところであります。

また、事故から徹底的に教訓を酌み取ることも大切であると考えております。先般IAEAに提出いたしました政府の報告書の中では、私自身が総括をする中で、二十八項目にわたる教訓を導き出しております。

今後、我が国の原子力安全対策は、根本的な見直しが不可避であると考えております。特に、今回のような事故の再発防止の一環として、原子力安全規制に関する行政体制の強化を図ることが重要な課題の一つであります。

今後、原子力安全・保安院を経済産業省から独立させ、一元的な原子力安全規制機関の創設を視野に入れ、新たな組織や制度の青写真をできるだけ早期に示したいと考えております。(拍手)

(国務大臣高木義明君登壇)

○国務大臣(高木義明君) 吉井議員から四つの質問がありました。

最初に、原子力損害賠償の範囲についてのお尋ねであります。

今回の東京電力福島原発の事故により生じる損害については、事故との相当因果関係が認められるものは、原子力損害賠償法に基づいて、適切な補償が行われることとなっております。この相当因果関係の考え方につきましては、原子力損害賠償紛争審査会が策定する、原子力損害の範囲の判

定等の指針に示されていくこととなります。

次に、原子力損害賠償審査会の策定する指針についてのお尋ねがございました。

この指針については、被害者の迅速な救済を図るため、可能なものから順次策定をされていきます。これまでの指針においては、政府の指示による避難や農作物の出荷停止などにより生じる損害、避難生活等に伴う精神的損害、いわゆる風評被害のうち、差し当たつて相当因果関係が認められる損害などが賠償すべき対象として示されていきます。

今後、被害の詳細な調査結果を踏まえた上で、これまでの指針で対象とされなかった被害について、今月中に、原子力損害の全体像を示した中間指針として取りまとめたいただきたいと考えております。

次に、原子力損害賠償紛争審査会のあり方の見直しのお尋ねであります。

今回の事故については、被害者の迅速、公平、適切な救済を図るため、法律、医療、原子力等の学識経験者で構成される原子力損害賠償紛争審査会が、公正中立の立場から、賠償すべき損害の範囲等について指針として示してきました。この指針の策定に当たりましては、地元の自治体や関係団体等からのヒアリング、十六分野七十六名の専門委員による詳細な調査など、被害の実態の把握に努めているところであります。

原子力損害賠償紛争審査会は、審議の内容を全面的に公開するなど、国民の理解を得つつ、その公正中立な運営がなされていると承知しております。

このように、原子力損害賠償紛争審査会は適切にその機能を果たしており、そのあり方の見直しは考えておりません。

最後に、原賠法の目的の改正についてのお尋ねでございます。

政府としては、まず、事態の収束、被害者の救済に全力を投じるべきであり、その後、今般提出をした原子力損害賠償支援機構法案の附則にあるとおり、原子力損害の賠償の実施状況、原子力損害に係る政府の援助のあり方等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずる必要があると考えておりますが、被害者の保護を万全なものとするためにも、原子力事業が健全に運営されることが原賠法の重要な柱であり、直ちに直すことは考えておりません。

以上です。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 吉泉秀男君。

(吉泉秀男君登壇)

○吉泉秀男君 社会民主党の吉泉秀男です。

私は、社会民主党・市民連合を代表し、提案をされている原子力損害賠償支援機構法案について質問させていただきます。(拍手)

冒頭、特定避難勧奨地点の指定について、苦言を呈したいと存じます。

総理、これは一体何なのですか。隣の家は避難地点に指定をされましたけれども、自分の家は指定されない。放射能汚染が拡大をしている中で、こんなことがあり得るんですか。隣同士でございます。しかも、指定の可否は郵送で知らされるだけ。理由は何も示されていない。こんなことが許

されますか。

指定されなかった地点での住民や子供にも生活があります。一地点にじつとしているわけではないわけです。地域コミュニティーのことなど、考慮もされないんですか。こんな非常識で官僚的なやり方が、総理のやり方なんですか。

住民は怒っております。直に見直して、もつと血の通った施策をお願い申し上げさせていただきます。

さて、この法案をつくる過程で取り交わされた原子力損害賠償に係る東電と海江田大臣の確認事項、この中で、迅速かつ適正な賠償を確実に実施する、こういう確認をしてから、はや三カ月になろうとしております。しかし、被害者に支払われたのは、わずか五百億円。余りにも少額であり、遅過ぎます。原子力損害賠償審査会も、一次、二次、二次追補と、指針をまとめているわけであります。ましてや仮払いでございます。

東電の二十二年度決算で災害特別損失一兆百七十五億円を計上しておりますけれども、この額に、損害賠償に見合う損失計上は一切ありません。私には、東電に誠意があるとは思えません。被害者対策は二の次としか思っていないのではないかとしか受け取れないのでございます。

また、原子力損害賠償責任保険一千二百億円、これを政府はいつ支払うのですか。このことも賠償が遅くなっている一要因だろうというふうに思っております。賠償を怠っている東電の姿勢、そしてそれを許している政府の対応に対して、被害者の怒りはわかり知れないものがございます。総理はこれまで、損害賠償にどうかかわり、ど

う対応してきたのか、お伺いをさせていただきます。

次に、支援機構について質問をさせていただきます。

私は、損害賠償については、まず東電が現有資産処分も含めて賠償を行う、これが大前提だろうというふうに思っています。そして、不足する場合は、上限を定めず、国が援助する義務がある、こういうふうに思っております。

その中で、まず、支援機構の出資総額、これは現段階で幾らを予定しておるのか、そのうち政府の出資額は幾ら予定しておるのか。

二つ目として、機構の心臓部である運営委員会、これを八人以内というふうにされておりますけれども、だれが担当のか、委員の中立性は保たれるのか。また、五月にできた、東京電力に関する経営・財務調査委員会との関係はどう整理をするのでございましょうか。

三点目。資金援助を交付国債で対応するとされておりますけれども、今年度の発行額はどのぐらいを予定しているのか、そして、被害者にいつ支払われようとしているのか。

四つ目。機構は損害の賠償の資金確保のため東電の資産を購入できるようにしておりますけれども、この資産には、送配電施設、この施設も当然含まれると解釈をしておりますけれども、どのようなか。

○議長(横路孝弘君) 吉泉秀男君、申し合わせの時間が過ぎましたから、なるべく簡単に願います。

○吉泉秀男君(続) はい。

原子力事業者が毎年機構に納付する負担金等々が出ております。今、出されました。最後に、焦点となっている玄海原発に関連して一言付言いたします。

社民党は、定期点検中の原発の再稼働は、立地県と立地自治体だけで合意形成を図るのではなく、周辺の県や自治体、周辺の地域住民も含めて理解を得るべきであり、それができない場合は再稼働すべきではない、こういうふうと考えております。

福島原発事故の事実を直視すべきでございます。このことを強く申し上げ、質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣菅直人君登壇)

○内閣総理大臣(菅直人君) 吉泉秀男議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず、特定避難勧奨地点の指定についての御質問であります。

避難区域の外に事故発生後一年間の積算線量が二十ミリシーベルトを超えると推定される地点が相当数存在しており、こうした地点を特定避難勧奨地点に設定し、居住する住民に対して注意喚起をするとともに、避難を支援しております。

特定避難勧奨地点の設定に当たっては、特に妊婦や子供のいる世帯を考慮するなど、線量のみならず家族構成も考慮し、できるだけ柔軟に設定するよう配慮いたしております。

また、該当する住民に避難の希望の有無を確認する調査を実施しているところです。

不安を感じている住民がいらっしゃることは承知しており、今後とも、市町村と連携しながら、

きめ細やかな説明、除染、モニタリングを実施することなどにより、地域の住民の方々の御理解を得られるよう努力してまいります。

次に、東電及び政府の損害賠償への対応についての御質問をいただきました。

今回の原子力事故により被害を受けた方々が迅速かつ適切に賠償を受けられることが重要であります。

現在、東京電力は、千人体制で仮払い補償金の支払いを実施しており、支払いのペースを加速し、これまで六百億円近くの仮払いを行うとともに、七月の五日には避難住民の方々への追加仮払いも決定をいたしております。

また、原子力損害賠償補償契約に基づく補償金については、東京電力から補償金の支払いの請求があった場合には、請求内容について速やかに審査や調査を実施し補償金を支払うこととしており、二次補正予算案において計上したところであります。

政府としては、四月末に原子力損害賠償紛争審査会を設置し、原子力損害の範囲の判定等の指針について、相当因果関係が明らかなるものから順次策定していただくとともに、東京電力による迅速かつ適切な賠償に万全を期するために、原子力損害賠償支援機構法案を提出させていただいております。

いずれにせよ、迅速、公平かつ適切な賠償が行われるよう、政府としても東京電力に促してまいりたいと思っております。

残余の質問については、関係大臣から答弁をさせていただきます。(拍手)

(国務大臣海江田万里君登壇)

○国務大臣(海江田万里君) 吉泉秀男議員にお答えをいたします。

まず、機構を設立するための出資額に関する御質問でございますが、機構の資本金としては総額百四十億円を想定しており、そのうち政府が出資する額として、二次補正予算に七十億円を計上することとしております。

次に、機構の運営委員会の中立性の確保及び東京電力に関する経営・財務調査委員会との関係に関する御質問でございます。

本法案では、運営委員会は、負担金の額や資金援助の実施等に係る議決を行うなど、機構における中心的な役割に位置づけられており、その委員は、電気事業、経済、金融、法律または会計に関して専門的な知識と経験を有する者から選ばれるものとしております。委員の任命の際には、厳正中立な立場の方の選任を行うなど、中立性を確保するつもりでございます。

また、東京電力に関する経営・財務調査委員会は、本法案による支援に先立ち、東京電力の厳正な資産評価と徹底した経費の見直し等を行うため設置されたものであり、既に調査を開始しております。

本法案に基づく特別事業計画の申請に当たって、機構は、この委員会の調査結果を活用し、東京電力の経営内容の徹底した見直し等を行うこととしております。

次に、交付国債の発行額及び被害者への損害賠償の支払い時期に関する御質問でございます。

二次補正予算においては、当面の損害賠償に十分備えるため、交付国債の発行限度額を二兆円と

することとしております。

次に、機構が東京電力の資産を購入した場合に不良資産を抱え込むおそれがあるのではないかと、また、資産には送配電施設も含むのかとの御質問でございます。

機構による原子力事業者の保有する資産の買い取りは、迅速な賠償金支払いのための資金を確保させるためのものであります。

具体的には、適切な資産評価がなされないおそれがある場合や速やかな売却が困難と判断される場合には、機構が適切な価格で買い取り、後に売却することを前提にしておき、いたずらに不良資産を抱え込むことはございません。

また、本法案の資産の買い取りの対象には、送配電施設も含めた原子力事業者が有するあらゆる資産が対象となります。

最後に、原子力事業者が機構に納付する負担金に関する御質問でございます。

すべての原子力事業者が毎年度負担する一般負担金の額について、現時点で具体的な金額は決まっております。今後決められることになりました。

また、特別負担金は、特別資金援助を受けた原子力事業者が、特別資金援助の実施に伴う財政負担を埋め合わせる期間、一般負担金に加えて支払うものであります。その金額は、当該事業者の収支の状況に照らし、電気の安定供給等に係る事業の円滑な運営の確保に支障を生じない限度において、できるだけ高額の負担を求めることとしております。

以上でございます。(拍手)

○議長(橋路孝弘君) 柿澤未途君。

(柿澤未途君登壇)

○柿澤未途君 ただいま上程されました、内閣提出、原子力損害賠償支援機構法案につきまして、みんなの党を代表して質問いたします。(拍手)

この法案は、一言で言って、死に体内閣によるゾンビ企業救済法案であります。

東京電力は、原発事故による被害の賠償債務を東電だけで支払うのは難しいとされています。民間企業の経営者が、債務の支払いができないと言う。そのことを言った時点で、東電は企業として破綻していると断定してよいのだと思います。債務が支払えないんですから。

にもかかわらず、本法案では、事実上破綻をしている東電を企業として存続させ、法的な破綻処理では当然の株主責任も金融機関の貸し手責任も問われない、そのかわり、交付国債や電気料金の値上げで賠償資金を調達する、東電が起こした原発事故なのに、損害賠償のツケを国民に払わせるような内容になっております。

なぜ法的破綻処理をとらないんですか。東電を企業として存続させるのが自己目的化しているからではありませんか。東電が企業として基本的に今の姿のまま存続をしたいと考えているのか、それが正しいことだと思っているのか、まずお答えください。

そして、政府は、東電の資産売却やリストラがとことんまで行われていると考えているのでしょうか。

原発事故の責任をとって引責辞任をした清水前社長に対して、五億円にも上るとされる退職金の

支払いを当面は見送ると株主総会で言いましたが、これは、いずれは五億円を清水前社長に支払う、こういう意味なんでしょうか。そして、三月に労使交渉で決まっているからと、全社員に夏のボーナスを支給するというではありませんか。事故賠償のために国民負担を強いるような法案を政府に提出させておいて、こんな姿勢が許されるはずがありません。

企業年金の問題も過去に取り上げましたが、東電の資産売却とリストラをどこまで求めるのか、今の極めて不十分な東電の姿勢を認め、許すのか、基本的な姿勢を伺います。

東電の資産売却について伺います。

東電には、送電網という巨大な資産があるのではないですか。発電部門と配電を含む送電部門の発電分離を国の方針として決定し、東電に送電網の売却を求める、それを賠償の原資にする、そうすれば、国民負担の最小化と電力事業の改革が同時に実現できるではありませんか。発電分離を国の方針として今決定すべきと考えますが、見解を伺います。

昨日の参議院予算委員会で、菅総理は、古賀茂明さんの件について、著書を読んで自分なりの知見を持ちたいと答弁をされました。ということは、菅総理が自分なりの知見を持つまでは古賀さんへの退職勧奨は凍結されるということであると理解をいたします。

しかし、そもそも、再生可能エネルギーの拡大とその他の発電分離をしなければならぬと考えるなら、そのことを極めて強く主張し提言されている古賀さんに退職を求める必要がないと思

います。このままなら、結局、菅総理は、電力改革に抵抗していると言われる経産省幹部の意向に従って、都合の悪い人物の排除に加担をしていると受けとめざるを得ません。

電力改革に対する菅総理の覚悟を示す上で、一歩進んで、古賀さんに対する退職勧奨の撤回を海江田大臣に指示すべきであります。見解を伺います。

次に、原発の運転再開について伺います。

玄海原発を含めたいわゆるストレステストの実施について、菅総理と海江田大臣との間に決定的な食い違い、閣内不一致が生じております。もはや、どちらかがやめなければ、いや、どちらもやめなければ、立地自治体に対する説明の整合性も信頼関係も持ち得ない状況であると考えます。

菅総理が言った、経産省と保安院が安全と言ったからといって国民は信用しないというのは、まさにそのとおりだと思えます。しかし、昨日の菅総理の答弁のように、そこに原子力安全委員会を入れたからといって、そのことは何にも変わりません。総理官邸も含めた既存の国の機関すべてに疑いの目が投げかけられているのです。

原発の安全性点検、ストレステストは、信頼の揺らいでいる国の機関が実施をするのではなく、国家行政をチェックする国会のもとに専門家を集め、客観性と信頼性を持った安全性点検を早急に進めるべきであります。

そして、脱原発依存という、これまでのエネルギー政策の大転換を進めようとするなら、まさに私たちがこれから法案として提出をするような、原発の再稼働に関する住民投票、そしてエネルギー

ギー政策に関する国民投票が必要になるでしょう。国民、住民不在のまま、やらせメールとでレールで原発再開を決めていく、このようなことはあってはならないと考えます。

一昨日の予算委員会でも解散の可能性についてお伺いをいたしました。菅総理は、原発再開の是非、エネルギー政策のあり方をめぐり総理自身が国民に信を問う可能性についてお伺いをして、私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

(内閣総理大臣菅直人君登壇)

○内閣総理大臣(菅直人君) 柿澤議員にお答えします。

東京電力の法的整理についての御質問をいただきました。

現在、東京電力は、迅速かつ適切に損害賠償を実施するとともに、一刻も早く原子力発電所を安定化させることが求められております。このような中で、東京電力の法的整理が行われる場合、被害者の方々の賠償債権や事故処理に当たる事業者の取引債権の完全な履行が不確実になるおそれがあり、適切ではない、このように判断いたしました。

発電分離についての御質問をいただきました。

発電分離など電力事業形態のあり方を含む今後のエネルギー政策については、今回の事故原因について徹底的な検証を行い、その検証結果を踏まえて、国民各層の御意見を伺いながら予断なく議論を行ってまいりたいと考えております。

次に、経産省古賀氏の退職勧奨についての御質

問をいただきました。

古賀氏の件については、経産省人事であるため、任命権者である経済産業大臣の判断のもとで行われるべきもの、このように承知をいたしております。

原発の安全性点検、ストレステストの実施についての御質問をいただきました。

原子力発電所の再稼働に関する安全性については、東京電力福島原子力発電所の事故の発生に伴い、現行法令に基づく原子力安全・保安院による安全性の確認だけでは国民、住民の方々に十分な理解が得られるとは言いがたい状況にある、このように認識をいたしております。

こうした状況を踏まえ、政府においては、欧州諸国で行われることになったストレステストを参考に、原子力安全委員会も関与する中で、我が国の原子力発電所に関する総合的な安全評価を行うことを考えております。その内容が客観性と信頼性を有したものであることは重要であり、現在、具体的なルール、手続等について、海江田大臣と細野大臣に検討をお願いいたしているところであります。

次に、エネルギー政策等に関する国民投票についてお尋ねがありました。

原子力を含む今後の我が国のエネルギー政策のあり方については、いかなる形にせよ、国民各層の御意見を幅広く伺いながら検討していくことが重要だと考えております。

今回の原発事故の発生という事態を踏まえると、多くの国民や住民は、こういったことについて関心を高めており、また、そうしたことを何ら

かの形で意思表示をしていく機会を待っているもの、このように思っております。

また、今回の原発事故の発生という事態を踏まえると、多くの国民や住民は、原子力発電所の再稼働についても、これまでの原子力安全・保安院による安全評価だけでは十分でないと感じられていると思います。原子力発電所の安全性のさらなる向上と、国民、住民の方々の安心、信頼確保のため、原子力安全委員会も関与する形で新しいルールづくりを進めるべきと考えており、先ほども申し上げたように、そうした方向での検討をお願いいたしております。

最後に、エネルギー政策で信を問うかとの御質問がありました。

ただいま申しましたように、エネルギー政策というものは、社会のあり方そのものを規定するものでありまして、国民の重大な関心事であることは言うまでもありません。そういった意味で、国民の意思に基づいて将来のエネルギーのあり方が決められるということは好ましいというふうには思います。何かこのことで特に私が信を問うとか問わないとか、そういうことについては一切考えておりません。

残余の質問については、関係大臣から答弁をさせていただきます。(拍手)

(国務大臣海江田万里君登壇)

○国務大臣(海江田万里君) 柿澤未途議員にお答えいたします。

東京電力の退職金の支払い、資産売却、リストラの姿勢に関する御質問をいただきました。

今回の法案に基づく政府による支援は、東京電力による最大限の経営合理化と経費削減などを大前提としており、国民の理解を得るためにも、東京電力に対し、御指摘の点も含め、聖域なく最大限の努力を求めています。

なお、東京電力の取り組みが十分なものであるかについては、東京電力に関する経営・財務調査委員会においてしっかりと調査し、これを踏まえ、政府として対応してまいりたいと考えております。(拍手)

○議長(横路孝弘君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(横路孝弘君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時三十二分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣	菅 直人君
文部科学大臣	高木 義明君
厚生労働大臣	細川 律夫君
経済産業大臣	海江田万里君
国務大臣	細野 豪志君
国務大臣	仙谷 由人君
内閣官房副長官	和 田 隆志君
内閣府大臣政務官	

出席内閣官房副長官及び大臣政務官

○議長の報告
(議決通知)
一、去る六月二十二日、本院は、国会の会期を六月二十三日から八月三十一日まで七十日間延長することを議決し、その旨参議院及び内閣に通知した。
(通知書受領)
一、去る六月二十二日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律
現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律
東日本大震災に対処して金融機関等の経営基盤の充実を図るための金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律
総合特別区域法
(報告書及び文書受領)
一、去る六月二十四日、内閣から次の報告書を受領した。
国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づくスーダン国際平和協力業務実施計画の変更の報告
国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づくスーダン国際平和協力業務の実施の状況の報告
平成二十二年度第四・四半期(出納整理期間を含まず)における予算使用の状況

平成二十二年度第四・四半期における国庫の状況
一、去る一日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。
中小企業基本法第十一条第一項の規定に基づく「平成二十二年度中小企業の動向」に関する報告
中小企業基本法第十二条第二項の規定に基づく「平成二十三年度中小企業施策」についての文書
(議席変更)
一、去る四日、衆議院規則第十四条ただし書きにより、議長において議席を次のとおり変更した。

一八七	荒井 聰君
一八八	小宮山洋子君
一八九	樽床 伸二君
一九〇	小林 興起君
一九一	山田 正彦君
一九二	筒井 信隆君
二六五	古川 元久君
二六六	海江田万里君
二六七	玄葉光一郎君
二六八	大畠 章宏君
二六九	細川 律夫君
二七〇	中野 寛成君
二七一	鹿野 道彦君
二七二	与謝野 馨君
二七三	枝野 幸男君
二七四	野田 佳彦君
二七五	高木 義明君
三二七	津村 啓介君
三二八	近藤 洋介君

三三九	手塚 仁雄君	三五五	小沢 鋭仁君	打越あかし君	勝又恒一郎君
三三〇	松野 頼久君	三五六	横光 克彦君	小川 淳也君	阿知波吉信君
三三一	加藤 公一君	四二〇	中川 正春君	大串 博志君	橘 秀徳君
三三三	石毛 鏐子君	四二一	平野 博文君	金森 正君	藤田 大助君
三三四	武正 公一君	四二二	滝 実君	吉良 州司君	渡辺 義彦君
三三五	伴野 豊君	四二三	東 祥三君	佐々木隆博君	工藤 仁美君
三三六	牧 義夫君	四二四	杵掛 哲男君	城島 光力君	橋本 博明君
三三七	松本 龍君	四二五	田中眞紀子君	高井 美穂君	稲富 修二君
三三八	松本 剛明君	四二六	古賀 一成君	仲野 博子君	山崎 摩耶君
三三九	細野 豪志君	四二七	鉢呂 吉雄君	畑 浩治君	道休誠一郎君
三四一	山井 和則君	四二八	松本 龍君	三谷 光男君	菅川 洋君
四一一	大島 敦君			山口 壯君	森本 哲生君
四一二	松原 仁君			渡部 恒三君	湯原 俊二君
四一三	黄川田 徹君			小里 泰弘君	石原 伸晃君
四一四	三井 辨雄君			小泉進次郎君	伊東 良孝君
四一五	辻元 清美君			馳 浩君	石破 茂君
四一六	吉田 公一君			遠山 清彦君	高木美智代君
四一七	奥村 展三君			山内 康一君	渡辺 喜美君
四一八	笹木 竜三君			下地 幹郎君	田中 康夫君
四一九	平岡 秀夫君			工藤 仁美君	柳田 和己君
				菅川 洋君	花咲 宏基君
				道休誠一郎君	菊池長石エ門君
二六六	渡辺 周君			中川 治君	中屋 大介君
三三七	海江田万里君			橋本 博明君	空本 誠喜君
三四五	川内 博史君			渡辺 義彦君	杉本かずみ君
三四六	原口 一博君			石破 茂君	赤澤 亮正君
三四七	近藤 昭一君			石原 伸晃君	長島 忠美君
三四八	末松 義規君			花咲 宏基君	高井 崇志君
三五二	田中けいしゅう君			高井 崇志君	藤田 憲彦君
三五三	池田 元久君			藤田 憲彦君	緒方林太郎君
三五四	前原 誠司君			阿知波吉信君	小川 淳也君

一、昨七日、衆議院規則第十四条ただし書きにより、議長において議席を次のとおり変更した。			
二六六	渡辺 周君	補欠	津島 恭一君
三三七	海江田万里君	補欠	長島 忠美君
三四五	川内 博史君	補欠	小泉進次郎君
三四六	原口 一博君	補欠	長島 忠美君
三四七	近藤 昭一君	補欠	小泉進次郎君
三四八	末松 義規君	補欠	小泉進次郎君
三五二	田中けいしゅう君	補欠	小泉進次郎君
三五三	池田 元久君	補欠	小泉進次郎君
三五四	前原 誠司君	補欠	小泉進次郎君

一、去る六月二十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。			
三五五	小沢 鋭仁君	補欠	津島 恭一君
三五六	横光 克彦君	補欠	長島 忠美君
四二〇	中川 正春君	補欠	小泉進次郎君
四二一	平野 博文君	補欠	小泉進次郎君
四二二	滝 実君	補欠	小泉進次郎君
四二三	東 祥三君	補欠	小泉進次郎君
四二四	杵掛 哲男君	補欠	小泉進次郎君
四二五	田中眞紀子君	補欠	小泉進次郎君
四二六	古賀 一成君	補欠	小泉進次郎君
四二七	鉢呂 吉雄君	補欠	小泉進次郎君
四二八	松本 龍君	補欠	小泉進次郎君

一、去る六月二十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。			
三五五	小沢 鋭仁君	補欠	津島 恭一君
三五六	横光 克彦君	補欠	長島 忠美君
四二〇	中川 正春君	補欠	小泉進次郎君
四二一	平野 博文君	補欠	小泉進次郎君
四二二	滝 実君	補欠	小泉進次郎君
四二三	東 祥三君	補欠	小泉進次郎君
四二四	杵掛 哲男君	補欠	小泉進次郎君
四二五	田中眞紀子君	補欠	小泉進次郎君
四二六	古賀 一成君	補欠	小泉進次郎君
四二七	鉢呂 吉雄君	補欠	小泉進次郎君
四二八	松本 龍君	補欠	小泉進次郎君

一、去る六月二十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。			
三五五	小沢 鋭仁君	補欠	津島 恭一君
三五六	横光 克彦君	補欠	長島 忠美君
四二〇	中川 正春君	補欠	小泉進次郎君
四二一	平野 博文君	補欠	小泉進次郎君
四二二	滝 実君	補欠	小泉進次郎君
四二三	東 祥三君	補欠	小泉進次郎君
四二四	杵掛 哲男君	補欠	小泉進次郎君
四二五	田中眞紀子君	補欠	小泉進次郎君
四二六	古賀 一成君	補欠	小泉進次郎君
四二七	鉢呂 吉雄君	補欠	小泉進次郎君
四二八	松本 龍君	補欠	小泉進次郎君

一、去る六月二十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。			
三五五	小沢 鋭仁君	補欠	津島 恭一君
三五六	横光 克彦君	補欠	長島 忠美君
四二〇	中川 正春君	補欠	小泉進次郎君
四二一	平野 博文君	補欠	小泉進次郎君
四二二	滝 実君	補欠	小泉進次郎君
四二三	東 祥三君	補欠	小泉進次郎君
四二四	杵掛 哲男君	補欠	小泉進次郎君
四二五	田中眞紀子君	補欠	小泉進次郎君
四二六	古賀 一成君	補欠	小泉進次郎君
四二七	鉢呂 吉雄君	補欠	小泉進次郎君
四二八	松本 龍君	補欠	小泉進次郎君

一、去る六月二十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。			
三五五	小沢 鋭仁君	補欠	津島 恭一君
三五六	横光 克彦君	補欠	長島 忠美君
四二〇	中川 正春君	補欠	小泉進次郎君
四二一	平野 博文君	補欠	小泉進次郎君
四二二	滝 実君	補欠	小泉進次郎君
四二三	東 祥三君	補欠	小泉進次郎君
四二四	杵掛 哲男君	補欠	小泉進次郎君
四二五	田中眞紀子君	補欠	小泉進次郎君
四二六	古賀 一成君	補欠	小泉進次郎君
四二七	鉢呂 吉雄君	補欠	小泉進次郎君
四二八	松本 龍君	補欠	小泉進次郎君

一、去る六月二十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。			
三五五	小沢 鋭仁君	補欠	津島 恭一君
三五六	横光 克彦君	補欠	長島 忠美君
四二〇	中川 正春君	補欠	小泉進次郎君
四二一	平野 博文君	補欠	小泉進次郎君
四二二	滝 実君	補欠	小泉進次郎君
四二三	東 祥三君	補欠	小泉進次郎君
四二四	杵掛 哲男君	補欠	小泉進次郎君
四二五	田中眞紀子君	補欠	小泉進次郎君
四二六	古賀 一成君	補欠	小泉進次郎君
四二七	鉢呂 吉雄君	補欠	小泉進次郎君
四二八	松本 龍君	補欠	小泉進次郎君

一、去る六月二十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。			
三五五	小沢 鋭仁君	補欠	津島 恭一君
三五六	横光 克彦君	補欠	長島 忠美君
四二〇	中川 正春君	補欠	小泉進次郎君
四二一	平野 博文君	補欠	小泉進次郎君
四二二	滝 実君	補欠	小泉進次郎君
四二三	東 祥三君	補欠	小泉進次郎君
四二四	杵掛 哲男君	補欠	小泉進次郎君
四二五	田中眞紀子君	補欠	小泉進次郎君
四二六	古賀 一成君	補欠	小泉進次郎君
四二七	鉢呂 吉雄君	補欠	小泉進次郎君
四二八	松本 龍君	補欠	小泉進次郎君

一、去る六月二十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。			
三五五	小沢 鋭仁君	補欠	津島 恭一君
三五六	横光 克彦君	補欠	長島 忠美君
四二〇	中川 正春君	補欠	小泉進次郎君
四二一	平野 博文君	補欠	小泉進次郎君
四二二	滝 実君	補欠	小泉進次郎君
四二三	東 祥三君	補欠	小泉進次郎君
四二四	杵掛 哲男君	補欠	小泉進次郎君
四二五	田中眞紀子君	補欠	小泉進次郎君
四二六	古賀 一成君	補欠	小泉進次郎君
四二七	鉢呂 吉雄君	補欠	小泉進次郎君
四二八	松本 龍君	補欠	小泉進次郎君

一、去る六月二十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。			
三五五	小沢 鋭仁君	補欠	津島 恭一君
三五六	横光 克彦君	補欠	長島 忠美君
四二〇	中川 正春君	補欠	小泉進次郎君
四二一	平野 博文君	補欠	小泉進次郎君
四二二	滝 実君	補欠	小泉進次郎君
四二三	東 祥三君	補欠	小泉進次郎君
四二四	杵掛 哲男君	補欠	小泉進次郎君
四二五	田中眞紀子君	補欠	小泉進次郎君
四二六	古賀 一成君	補欠	小泉進次郎君
四二七	鉢呂 吉雄君	補欠	小泉進次郎君
四二八	松本 龍君	補欠	小泉進次郎君

一、去る六月二十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。			
三五五	小沢 鋭仁君	補欠	津島 恭一君
三五六	横光 克彦君	補欠	長島 忠美君
四二〇	中川 正春君	補欠	小泉進次郎君
四二一	平野 博文君	補欠	小泉進次郎君
四二二	滝 実君	補欠	小泉進次郎君
四二三	東 祥三君	補欠	小泉進次郎君
四二四	杵掛 哲男君	補欠	小泉進次郎君
四二五	田中眞紀子君	補欠	小泉進次郎君
四二六	古賀 一成君	補欠	小泉進次郎君
四二七	鉢呂 吉雄君	補欠	小泉進次郎君
四二八	松本 龍君	補欠	小泉進次郎君

一、去る六月二十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。			
三五五	小沢 鋭仁君	補欠	津島 恭一君
三五六	横光 克彦君	補欠	長島 忠美君
四二〇	中川 正春君	補欠	小泉進次郎君
四二一	平野 博文君	補欠	小泉進次郎君
四二二	滝 実君	補欠	小泉進次郎君
四二三	東 祥三君	補欠	小泉進次郎君
四二四	杵掛 哲男君	補欠	小泉進次郎君
四二五	田中眞紀子君	補欠	小泉進次郎君
四二六	古賀 一成君	補欠	小泉進次郎君
四二七	鉢呂 吉雄君	補欠	小泉進次郎君
四二八	松本 龍君	補欠	小泉進次郎君

一、去る六月二十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。			
三五五	小沢 鋭仁君	補欠	津島 恭一君
三五六	横光 克彦君	補欠	長島 忠美君
四二〇	中川 正春君	補欠	小泉進次郎君
四二一	平野 博文君	補欠	小泉進次郎君
四二二	滝 実君	補欠	小泉進次郎君
四二三	東 祥三君	補欠	小泉進次郎君
四二四	杵掛 哲男君	補欠	小泉進次郎君
四二五	田中眞紀子君	補欠	小泉進次郎君
四二六	古賀 一成君	補欠	小泉進次郎君
四二七	鉢呂 吉雄君	補欠	小泉進次郎君
四二八	松本 龍君	補欠	小泉進次郎君

一、去る六月二十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。			
三五五	小沢 鋭仁君	補欠	津島 恭一君
三五六	横光 克彦君	補欠	長島 忠美君
四二〇	中川 正春君	補欠	小泉進次郎君
四二一	平野 博文君	補欠	小泉進次郎君
四二二	滝 実君	補欠	小泉進次郎君
四二三	東 祥三君	補欠	小泉進次郎君
四二四	杵掛 哲男君	補欠	小泉進次郎君
四二五	田中眞紀子君	補欠	小泉進次郎君
四二六	古賀 一成君	補欠	小泉進次郎君
四二七	鉢呂 吉雄君	補欠	小泉進次郎君
四二八	松本 龍君	補欠	小泉進次郎君

一、去る六月二十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。			
三五五	小沢 鋭仁君	補欠	津島 恭一君
三五六	横光 克彦君	補欠	長島 忠美君
四二〇	中川 正春君	補欠	小泉進次郎君
四二一	平野 博文君	補欠	小泉進次郎君
四二二	滝 実君	補欠	小泉進次郎君
四二三	東 祥三君	補欠	小泉進次郎君
四二四	杵掛 哲男君	補欠	小泉進次郎君
四二五	田中眞紀子君	補欠	小泉進次郎君
四二六	古賀 一成君	補欠	小泉進次郎君
四二七	鉢呂 吉雄君	補欠	小泉進次郎君
四二八	松本 龍君	補欠	小泉進次郎君

一、去る六月二十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。			
三五五	小沢 鋭仁君	補欠	津島 恭一君
三五六	横光 克彦君	補欠	長島 忠美君
四二〇	中川 正春君	補欠	小泉進次郎君
四二一	平野 博文君	補欠	小泉進次郎君
四二二	滝 実君	補欠	小泉進次郎君
四二三	東 祥三君	補欠	小泉進次郎君
四二四	杵掛 哲男君	補欠	小泉進次郎君
四二五	田中眞紀子君	補欠	小泉進次郎君
四二六	古賀 一成君	補欠	小泉進次郎君
四二七	鉢呂 吉雄君	補欠	小泉進次郎君
四二八	松本 龍君	補欠	小泉進次郎君

一、去る六月二十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。			
三五五	小沢 鋭仁君	補欠	津島 恭一君
三五六	横光 克彦君	補欠	長島 忠美君
四二〇	中川 正春君	補欠	小泉進次郎君
四二一	平野 博文君	補欠	小泉進次郎君
四二二	滝 実君	補欠	小泉進次郎君
四二三	東 祥三君	補欠	小泉進次郎君
四二四	杵掛 哲男君	補欠	小泉進次郎君
四二五	田中眞紀子君	補欠	小泉進次郎君
四二六	古賀 一成君	補欠	小泉進次郎君
四二七	鉢呂 吉雄君	補欠	小泉進次郎君
四二八	松本 龍君	補欠	小泉進次郎君

一、去る六月二十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。			
三五五	小沢 鋭仁君	補欠	津島 恭一君
三五六	横光 克彦君	補欠	長島 忠美君
四二〇	中川 正春君	補欠	小泉進次郎君
四二一	平野 博文君	補欠	小泉進次郎君
四二二	滝 実君	補欠	小泉進次郎君
四二三	東 祥三君	補欠	小泉進次郎君
四二四	杵掛 哲男君	補欠	小泉進次郎君
四二五	田中眞紀子君	補欠	小泉進次郎君
四二六	古賀 一成君	補欠	小泉進次郎君
四二七	鉢呂 吉雄君	補欠	小泉進次郎君
四二八	松本 龍君	補欠	小泉進次郎君

一、去る六月二十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。			
三五五	小沢 鋭仁君	補欠	津島 恭一君
三五六	横光 克彦君	補欠	長島 忠美君
四二〇	中川 正春君	補欠	小泉進次郎君
四二一	平野 博文君	補欠	小泉進次郎君
四二二	滝 実君	補欠	小泉進次郎君
四二三	東 祥三君	補欠	小泉進次郎君
四二四	杵掛 哲男君	補欠	小泉進次郎君
四二五	田中眞紀子君	補欠	小泉進次郎君
四二六	古賀 一成君	補欠	小泉進次郎君
四二七	鉢呂 吉雄君	補欠	小泉進次郎君
四二八	松本 龍君	補欠	小泉進次郎君

一、去る六月二十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。			
三五五	小沢 鋭仁君	補欠	津島 恭一君
三五六	横光 克彦君	補欠	長島 忠美君
四二〇	中川 正春君	補欠	小泉進次郎君
四二一	平野 博文君	補欠	小泉進次郎君
四二二	滝 実君	補欠	小泉進次郎君
四二三	東 祥三君	補欠	小泉進次郎君
四二四	杵掛 哲男君	補欠	小泉進次郎君
四二五	田中眞紀子君	補欠	小泉進次郎君
四二六	古賀 一成君	補欠	小泉進次郎君
四二七	鉢呂 吉雄君	補欠	小泉進次郎君
四二八	松本 龍君	補欠	小泉進次郎君

一、去る六月二十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。			
三五五	小沢 鋭仁君	補欠	津島 恭一君
三五六	横光 克彦君	補欠	長島 忠美君
四二〇	中川 正春君	補欠	小泉進次郎君
四二一	平野 博文君	補欠	小泉進次郎君
四二二	滝 実君	補欠	小泉進次郎君
四二三	東 祥三君	補欠	小泉進次郎君
四二四	杵掛 哲男君	補欠	小泉進次郎君
四二五	田中眞紀子君	補欠	小泉進次郎君
四二六	古賀 一成君	補欠	小泉進次郎君
四二七	鉢呂 吉雄君	補欠	小泉進次郎君
四二八	松本 龍君	補欠	小泉進次郎君

一、去る六月二十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。			
三五五	小沢 鋭仁君	補欠	津島 恭一君
三五六	横光 克彦君	補欠	長島 忠美君
四二〇	中川 正春君	補欠	小泉進次郎君
四二一	平野 博文君	補欠	小泉進次郎君
四二二	滝 実君	補欠	小泉進次郎君
四二三	東 祥三君	補欠	小泉進次郎君
四二四	杵掛 哲男君	補欠	小泉進次郎君
四二五	田中眞紀子君	補欠	小泉進次郎君
四二六	古賀 一成君	補欠	小泉進次郎君
四二七	鉢呂 吉雄君	補欠	小泉進次郎君
四二八	松本 龍君	補欠	小泉進次郎君

一、去る六月二十九日、議長			
---------------	--	--	--

稲富 修二君 高井 美穂君
緒方林太郎君 三谷 光男君
勝又恒一郎君 打越あかし君
菊池長右門君 畑 浩治君
杉本かずみ君 吉良 州司君
空本 誠喜君 城島 光力君
橘 秀徳君 大串 博志君
中屋 大介君 稲見 哲男君
藤田 大助君 金森 正君
柳田 和己君 佐々木隆博君
山崎 摩耶君 仲野 博子君
湯原 俊二君 渡部 恒三君
赤澤 亮正君 馳 浩君
伊東 良孝君 小泉進次郎君
長島 忠美君 小里 泰弘君
高木美智代君 遠山 清彦君
渡辺 喜美君 山内 康一君
田中 康夫君 下地 幹郎君

決算行政監視委員

辞任 補欠
河野 太郎君 木村 太郎君

(特別委員辞任及び補欠選任)
一、去る六月二十七日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

東日本大震災復興特別委員

辞任 補欠
三日月大造君 後藤 斎君

一、去る六月二十九日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

東日本大震災復興特別委員

辞任 補欠
後藤 祐一君 柿沼 正明君

一、去る六日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

東日本大震災復興特別委員

辞任 補欠
打越あかし君 高邑 勉君
山口 壯君 三日月大造君

一、昨七日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

青少年問題に関する特別委員

辞任 補欠
松岡 広隆君 磯谷香代子君
磯谷香代子君 松岡 広隆君

(議案提出)
一、去る一日、議員から提出した議案は次のとおりである。

東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法案(小里泰弘君外十名提出)

(議案受領)
一、去る六月二十二日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律案

(議案送付)
一、去る四日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法案(小里泰弘君外十名提出)

(議案通知書受領)
一、去る六月二十二日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律案

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律案

東日本大震災に対処して金融機関等の経営基盤の充実を図るための金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

総合特別区域法案

(質問書提出)
一、去る六月二十二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

国際熱核融合実験炉(I-T-E-R)の実験開始時期に関する質問主意書(木村太郎君提出)

インターネット上に流出した警察捜査資料に関する質問主意書(照屋寛徳君提出)

東日本大震災発生後の政府の対応についての内閣総理大臣の認識並びに自身の出処進退についての発言の真意等に関する第三回質問主意書(浅野貴博君提出)

お茶における放射性物質の暫定規制値に関する質問主意書(大口善徳君提出)

一、去る六月二十三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

韓国国会議員が我が国固有の領土である竹島で会議開催を目論んでいることに対する政府の対応に関する質問主意書(浅野貴博君提出)

東北自動車道における物損事故の増加に関する質問主意書(木村太郎君提出)

一、去る六月二十四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

中国の海洋覇権に関する質問主意書(木村太郎君提出)

自由貿易地域に関する質問主意書(佐藤ゆうこ君提出)

いわゆる布川事件で容疑者とされ服役させられた人物の無罪が確定した件に対する政府の見解に関する再質問主意書(浅野貴博君提出)

一、去る六月二十七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

埋蔵電力に関する質問主意書(山内康一君提出)

海洋資源生物の保存に対する政府の見解等に関する質問主意書(浅野貴博君提出)

被災地におけるホタテ・カキの特定養殖共済に関する質問主意書(木村太郎君提出)

九州電力・玄海原子力発電所の安全性に関する質問主意書(吉井英勝君提出)

一、去る六月二十八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

東北地方の高速道路無料化に関する質問主意書(木村太郎君提出)

自身の辞任時期及び国会での法案審議に対する菅直人内閣総理大臣の基本的認識に関する質問主意書(浅野貴博君提出)

一、去る六月二十九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

古賀茂明氏への退職勧奨に関する質問主意書
(渡辺喜美君提出)

ロシアによる我が国への北方領土における原油ガス共同開発の提案に関する質問主意書(浅野貴博君提出)

東日本大震災における民間賃貸住宅の活用に関する質問主意書(木村太郎君提出)

OECDのより良い暮らし指標に関する質問主意書(馳浩君提出)

シーシェパードによる日本の調査捕鯨船への妨害行為に関する第三回質問主意書(馳浩君提出)

一、去る六月三十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

北海道根室管内で発生している爆音への政府の対応に関する再質問主意書(浅野貴博君提出)

大規模災害時における情報収集衛星の活用に関する質問主意書(吉井英勝君提出)

管内閣の政治姿勢に関する質問主意書(木村太郎君提出)

財団法人道路保全技術センター(清算手続き中)に関する質問主意書(河野太郎君提出)

一、去る一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

東北自動車道無料化開始による混乱に関する質問主意書(木村太郎君提出)

地方制度調査会の今後の取り扱いに関する質問主意書(橘慶一郎君提出)

尖閣諸島沖で我が国の海上保安船に衝突し起訴

猶予処分を受けていた中国漁船船長の証言に対する外務省の対応等に関する質問主意書(浅野貴博君提出)

一、去る四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

邦人保護並びに対ミャンマーODAに対する外務省の認識に関する質問主意書(浅野貴博君提出)

自動体外式除細動器(AED)の重要性に関する質問主意書(木村太郎君提出)

東日本大震災復興構想会議(復興への提言)の文意に関する質問主意書(橘慶一郎君提出)

原子力発電所の安全基準に関する質問主意書(稲田朋美君提出)

一、去る五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

米先物取引の誘導に関する質問主意書(木村太郎君提出)

性犯罪前歴者に対するGPS着用の義務化に関する再質問主意書(秋葉賢也君提出)

菅直人内閣総理大臣が自身の出処進退について述べた本年六月二日の発言に対する説明等に関する質問主意書(浅野貴博君提出)

一、去る六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

消防団員の弔慰金に関する質問主意書(木村太郎君提出)

東日本大震災からの復興を担当する大臣の被災地における一連の言動に対する菅直人内閣総理大臣の見解等に関する質問主意書(浅野貴博君提出)

一、昨七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

自衛隊における装備強化の必要性に関する質問主意書(木村太郎君提出)

北朝鮮による拉致問題についての政府の対応に関する質問主意書(坂本哲志君提出)

北方領土における日韓経済協力への外務省の取り組み並びに新内閣への継承に関する再質問主意書(浅野貴博君提出)

(答弁書受領)

一、去る六月二十四日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員浅野貴博君提出尖閣諸島沖で我が国の海上保安船に衝突し起訴猶予処分を受けていた中国漁船船長の証言に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎君提出青森県に設置された「県原子力安全対策検証委員会」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員照屋寛徳君提出普天間飛行場の代替施設誘致計画「国頭村安波案」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎君提出管内閣を巡るこれまでの体質に関する質問に対する答弁書

衆議院議員河野太郎君提出特別な医療の加算時間に関する質問に対する答弁書

衆議院議員浅野貴博君提出北方領土における日韓経済協力への外務省の取り組み並びに新内閣への継承に関する質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎君提出電力会社による「電気予報」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員浅野貴博君提出検察庁における調査活動費の裏金流用疑惑に対する菅直人内閣総理大臣の過去の取り組み並びに現在の見解に関する質問に対する答弁書

平成二十三年六月十四日提出
質問 第二四 五号
尖閣諸島沖で我が国の海上保安船に衝突し起訴猶予処分を受けていた中国漁船船長の証言に関する第三回質問主意書
提出者 浅野 貴博

尖閣諸島沖で我が国の海上保安船に衝突し起訴猶予処分を受けていた中国漁船船長の証言に関する第三回質問主意書

昨年九月七日、尖閣諸島周辺に侵入した中国漁船が、我が国の海上保安庁巡視船に衝突する事件が起きた。右を受け、同月八日、石垣海上保安部は同漁船の詹其雄船長を公務執行妨害の容疑で逮捕したものの、同月二十四日、那覇地方検察庁の鈴木亨次席検事は、その詹船長を処分保留として釈放することを発表した。詹船長は翌二十五日午前一時半過ぎに釈放され、中国政府のチャーター機で帰国した。右につき、那覇検察審査会は本年四月十八日、「不起訴は不当で、起訴を相当とする」との議決をした。その詹船長が本年五月二十二日、香港紙のインタビュウを受け、昨年九月、連行される際に日本の海上保安庁職員から、右肩を殴られる、左脚を蹴られるといった暴行を受けた、また海上保安庁の巡視船の方から故意に衝突してきた、更には取調べの期間中は、深夜まで眠ることが許されず、「尖閣諸島は日本の領土だ」とする文書に署名することを強要されたとの証言

(以下、「証言」という。)をしたとのことである。
右と「前々回答弁書」(内閣衆質一七七第二〇七号)並びに「前回答弁書」(内閣衆質一七七第二二八号)を踏まえ、再度質問する。

一 「前々回答弁書」では「証言」について「政府としては、お尋ねの『証言』に係る事実関係については把握しておらず、『証言』に対する見解を示すことは困難である」とされていたが、「前回答弁書」では「外務省として、御指摘の報道については承知している」との答弁がなされている。では外務省が「証言」を承知したのはいつか、具体的な日時を明らかにされたい。

二 「証言」について報告する公電が同本省に到着した日、時、分を明らかにされたい。

三 一の答弁には「御指摘の報道については承知している」とあるが、外務省として「証言」の詳細な内容を正確に把握していることを指しているかと理解して良いか。同省として、報道を直接確認しているのか。

四 「前回答弁書」では「証言」につき、「個別の報道への対応については、その事実関係や影響等を総合的に勘案して、適切に対処している。なお、御指摘の報道に対して意見広告を出すことは考えていない。」との答弁がなされている。外務省として、「証言」が中国でなされたことは、我が国の国益にどのような影響を及ぼしたと認識しているか。同省として、「証言」の影響等について、具体的にどのような評価をしているか。明確に説明されたい。

五 「証言」に対し、外務省として反論の意見広告を出さずとも、それ以外の方法で、中国政府に対して何らかの意見は伝えているか。

六 「証言」に対し、外務省として反論の意見広告を出さないことが、何をもって「適切に対処している」となるのか、その根拠を明確に説明されたい。
右質問する。

内閣衆質一七七第二四五号
平成二十三年六月二十四日

内閣総理大臣 菅 直人
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員浅野貴博君提出尖閣諸島沖で我が国の海上保安船に衝突し起訴猶予処分を受けていた中国漁船船長の証言に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員浅野貴博君提出尖閣諸島沖で我が国の海上保安船に衝突し起訴猶予処分を受けていた中国漁船船長の証言に関する第三回質問に対する答弁書

一から六までについて

先の答弁書(平成二十三年六月十四日内閣衆質一七七第二二八号)で述べたとおり、個別の報道への対応については、その事実関係や影響等を総合的に勘案して、適切に対処しているが、その詳細について明らかにすることは差し控えたい。なお、外務省として、御指摘の報道を直接確認している。

御指摘の衝突事件については、政府として我が国法令に基づき適切に対応してきており、このことは、中国政府に対するものを含め、これまでに内外に説明してきている。

平成二十三年六月十四日提出
質 問 第二四六号

青森県に設置された「県原子力安全対策検証委員会」に関する質問主意書

提出者 木村 太郎

青森県に設置された「県原子力安全対策検証委員会」に関する質問主意書

東日本震災による福島第一原発事故は現在も予断を許さない状態であり、収束に向けた工程表も見直されるなど政府の対応は後手に回っていることは明確で、被災者にとって筆舌に尽くしがたい。我が青森県では多数の原子力施設を抱える中、県独自に原子力施設の安全性を検証する「県原子力安全対策検証委員会」が六月七日に設立された。この「県原子力安全対策検証委員会」のメンバーは津波・地震・建築工学・リスクマネジメント・原子力防災・原子炉工学・放射線・核燃料サイクル・マスコミの九分野の十三人で構成される。

国の福島第一原発事故に対する検証が進まない中、六ヶ所再処理工場を始め多数の原子力施設を擁する青森県は、国に先立って安全性を独自に調査し検証をいち早く行うことは大変意義深い。エネルギー政策の見直しを掲げる政府は、原子力政策に関してもどのように安全性を担保し、今後どのようにしていくのか、一日でも早くその方向性を出すべきである。

従って、次の事項について質問する。
一 国として青森県独自の「県原子力安全対策検証委員会」の設置をどのように捉え、また評価しているのか、菅内閣の見解如何。

二 「県原子力安全対策検証委員会」が原子力施設の安全性を検証する過程で、県が必要に応じて国に情報提供を依頼した場合、国はどのように対応するのか、菅内閣の見解如何。

三 「県原子力安全対策検証委員会」が出すことになる検証結果に対して、国としてどのように評価するつもりなのか、菅内閣の見解如何。

四 エネルギー政策の見直しを掲げている政府は、国として原子力施設の安全性をどのように検証していくのか。また原子力施設を抱える自治体とどのように連携をしていくのか、菅内閣の見解如何。
右質問する。

内閣衆質一七七第二四六号
平成二十三年六月二十四日

内閣総理大臣 菅 直人
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出青森県に設置された「県原子力安全対策検証委員会」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員木村太郎君提出青森県に設置された「県原子力安全対策検証委員会」に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

政府として、青森県が青森県原子力安全対策検証委員会を設置したことについては承知しており、同委員会に対する情報提供も含めて、真摯に対応してまいりたい。

四について

政府として、原子力施設の安全性について

は、引き続き、法令に基づき厳格に確認してまいりたい。また、今後とも必要に応じ、原子力施設の立地している地方自治体に対し、原子力施設の安全確保対策等についてしっかりと説明を行ってまいりたい。

平成二十三年六月十五日提出
質問 第二四七号

普天間飛行場の代替施設誘致計画「国頭村安波案」に関する質問主意書

提出者 照屋 寛徳

普天間飛行場の代替施設誘致計画「国頭村安波案」に関する質問主意書

沖縄県国頭村安波区において、にわかには普天間飛行場の代替施設誘致計画「国頭村安波案」(以下、「安波案」という)が浮上し、地域を混乱に陥れている。「安波案」とは、去る五月十七日に国民新党の下地幹郎幹事長が、松本外務大臣に示した案を指すものである。

私は、「安波案」には明確に反対である。実現可能性もないものと思う。なぜ、今の時期に「安波案」が急浮上するのか、理解に苦しむ。そのうえで、安波区を含む国頭村の振興は、軍事基地受け入れとリンクさせずに、国の責任の下で行うべきと考える。

以下、質問する。

一 「安波案」に関し、私が去る五月十九日の衆議院安全保障委員会において、安波区評議員らの「要望書」や滑走路の長さ及び配置等を示した計画書の存在を承知しているか質問したところ、北澤防衛大臣より「私は、一切、その件に

ついてお話を承ったこともないし、また、そのような書類も見たことはございません」「防衛省に対して、そういう要請も一切ございませんでした」との答弁を得た。

今日現在、防衛省は係る計画、すなわち「安波案」の存在を承知しているか。承知しているのであれば、五月十九日以降、今日までの間に、安波区側もしくは「安波案」推進派の人々から防衛省に対し、同案に関する何らかの要請等があったか、明らかにされたい。

二 北澤防衛大臣は「安波案」に関し、去る五月十八日の参議院決算委員会において「行政(国頭村)の長が反対し、承認がない案をとにかく論評しない」旨、答弁している。一方で、同案推進派ら区民総会における説明者側の発言として「辺野古案が消えていないので表向きは言及できないが、(北澤防衛大臣は安波案を高く評価している)」との報道がある。

「安波案」に対する防衛省の評価を示したうえで、北澤防衛大臣は「安波案を高く評価しているのか、それとも説明者側が北澤防衛大臣の名を勝手に僭称しているのか、見解を示されたい。

三 今後、安波区の代表者らから「安波案」に関する何らかの計画が提起された場合、政府として検討する考えはあるか、また、近々に開催予定の日米安全保障協議委員会(いわゆる2プラス2)で正式議題にするつもりか、態度を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一七七第二四七号

平成二十三年六月二十四日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員照屋寛徳君提出普天間飛行場の代替施設誘致計画「国頭村安波案」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員照屋寛徳君提出普天間飛行場の代替施設誘致計画「国頭村安波案」に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の「安波案」については、報道により承知しているが、防衛省に対して、御指摘の「要請等」はなされておらず、その詳細について承知していないことから、お尋ねの「評価」についてお答えすることは差し控えたい。

三について

仮定のお尋ねにお答えすることは差し控えたが、本年六月二十一日の日米安全保障協議委員会において御指摘の「安波案」が議題とされたという事実はない。

平成二十三年六月十五日提出
質問 第二四八号

菅内閣を巡るこれまでの体質に関する質問主意書

提出者 木村 太郎

菅内閣を巡るこれまでの体質に関する質問主意書

東日本大震災で被災地の人達が世界に見せた

「人を思いやる心、秩序ある行動、揺るがぬ平常心」は多くの日本人の矜持として万感胸迫るものがあつた。一方それとは裏腹に、震災発生後、総理官邸から被災地支援についての難儀な指示を受けた官僚に対し、菅総理から「直ちにやれ。うまいかなかつたら、おまえらの責任だからな」と最後に言葉があつたと聞く。非常時においては、それなりの政治主導があると信じて疑わないが、その姿は、先ず所轄の官僚に指示すべきであり、各閣僚や各省事務次官以下の官僚に全幅の信頼を置いて実務を任せ、最後の責任は自分がつとという姿勢を貫くことである。それが組織を鼓舞し活性化する要諦にも拘わらず、菅総理は全く正反對の言動であり、「責任転嫁する」という体質を如実に表している。これは前記に留まらず、福島第一原発の事故収束に向けた工程表でも「あくまで責任は東電」との姿勢、また、昨年、尖閣諸島沖の中国漁船衝突事件の際でも、責任の所在が曖昧であつたことなど共通するものであり、思い起こせば際限なく浮かんでくる。

先月六日、菅総理は、唐突に中部電力浜岡原子力発電所への運転停止要請を行った。さらに、同月二十六日、仏国ドービルにおいてのG8では、海江田経済産業大臣が聞いてもいなかった「太陽光パネル設置」について表明したが、これらはその法的根拠及び事前調整が全くなく、説明や説得を軽視する現政権の姿勢に猛省を促したい。

我が自由民主党の先輩議員達は、不祥事或いは醜聞があつた際には潔く身を引き、次回の選挙においてその都度禊を経て復活を遂げてきたが、菅総理の一連の言動、官房長官当時に参議院で問責

決議を受けた仙谷現官房副長官、昨夏の参議院選挙における民主党の惨敗により幹事長を退いたはずの枝野現官房長官など、舌の根も乾かぬうちの復権は、政権における人材不足を物語っていることは疎か、国民を愚弄していると言っても過言ではない。即刻民主党政権の体質改善が行われ、押し寄せる難局に取り組みが必要があると極めて憂慮するものである。

従って、次の事項について質問する。

一 特に、非常時においては、先ず所轄の閣僚に指示すべきであり、各閣僚や各省事務次官以下の官僚に全幅の信頼を置いて実務を任せ、最後の責任は自分にとるといふ姿勢を貫くことが肝要と考えるが、菅内閣の見解如何。

二 一に関連し、事実上情報を掌握し、政策を実行するのは官僚であり、方向性を決めるのは政治家の務めである。非常時においては、官僚を十分に活用し、彼らの持つ知見を生かして、政と官のベストミックスがなければ難局を克服できないと考える。今後も官僚排除の政治主導を継続していくのか、菅内閣の見解如何。

三 福島第一原発の事故収束に向けた工程表、昨年、尖閣諸島沖の中国漁船衝突事件の際などにおける責任転嫁の姿勢についてどのように反省をしているのか、菅内閣の見解如何。

四 中部電力浜岡原子力発電所への運転停止要請、仏国ドールにおけるG8での「太陽光パネル設置」についての表明などは、その法的根拠及び事前調整が全くなく、説明や説得を軽視する姿勢が、半ば恒常的に行われていると思うが、どのように反省をしているのか、菅内閣の

見解如何。

五 官房長官当時に参議院で問責決議を受けた仙谷現官房副長官、昨夏の参議院選挙における民主党の惨敗により幹事長を退いたはずの枝野現官房長官など、舌の根も乾かぬうちの復権は、国民を愚弄していると考えますが、菅内閣の見解如何。

右質問する。

内閣衆質一七七第二四八号

平成二十三年六月二十四日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出菅内閣を巡るこれまでの体質に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員木村太郎君提出菅内閣を巡るこれまでの体質に関する質問に対する答弁書

一及び二について

菅内閣としては、引き続き、「基本方針」(平成二十三年一月十四日閣議決定)等に基づき、政務三役と官僚が、それぞれの役割分担と責任を明確にし、相互に緊密な情報共有及び意思疎通を図ることにより、政府全体が一体となつて、緊急事態への対処を含め、真の政治主導による政策運営に取り組んでいくこととしている。

三について

菅内閣としては、東京電力株式会社福島第一

原子力発電所の事故については、得られる限りの全ての力を結集し、一日も早い事態の収束に向けて努力してきているところである。また、御指摘の尖閣諸島沖の中国漁船衝突事件については、捜査当局が、法と証拠に基づいて、適切に対応したものである。

四について

菅内閣としては、御指摘のような批判があることも承知しており、引き続き、関係者との調整や国民に対する説明に努めつつ、施策を推進してまいりたい。

五について

菅内閣は、適材適所の観点から人事を行つていけるものであり、「舌の根も乾かぬうちの復権は、国民を愚弄している」との御指摘は当たらないと考える。

平成二十三年六月十五日提出
質問 第二四九号

特別な医療の加算時間に関する質問主意書

提出者 河野 太郎

特別な医療の加算時間に関する質問主意書
一 介護保険の要介護認定における基準時間決定のロジックの件で、要介護認定・介護認定審査会委員テキスト二〇〇九年(二年八月)改訂版が示す特別な医療における加算時間(四二頁)と、厚生労働省が委託した、みずほ総合研究所株式会社作成の高齢者介護実態調査事業報告書

(一九年三月)の(二〇二頁)の加算時間とが対応していないが、どのようなロジックで変換されたのか述べよ。

二 厚生労働省が委託した、みずほ総研株式会社作成の高齢者介護実態調査事業報告書(一九年三月)にはデータの欠落が有るのに対し、要介護認定・介護認定審査会委員テキスト二〇〇九年(二年八月)改訂版では時間値が記述されているのはどのような処理がされたのか述べよ。

三 厚生労働省が委託した、みずほ総研株式会社作成の高齢者介護実態調査事業報告書(一九年三月)のⅢ・施設介護時間調査(一分間のタイムスタディー調査)結果(二〇二頁)の状態別回答票の設問八一から八一十三の内三項目で、医療の処置が「ある」よりも「ない」がケア時間が多いのはなぜか述べよ。

四 厚生労働省が委託した、みずほ総研株式会社作成の高齢者介護実態調査事業報告書(一九年三月)で、特別な医療の処置が「ない」のにもかかわらず、ケア時間の値を与えるのは何故か述べよ。

右質問する。

内閣衆質一七七第二四九号

平成二十三年六月二十四日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員河野太郎君提出特別な医療の加算時間に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員河野太郎君提出特別な医療の加算時間に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の「高齢者介護実態調査事業報告書」(一九九三年三月の(二〇二頁)の加算時間の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「特別な医療における加算時間」については、「要介護認定等基準時間の推計の方法」(平成十二年厚生省告示第九十一号)別表第七に規定しているが、同表に規定する時間については、これまで改正したことはない。

なお、厚生労働省としては、平成十八年から平成二十年にかけて要介護認定の一次判定の在り方についての検討を行った同省の「要介護認定調査検討会」の検討を踏まえ、御指摘の高齢者介護実態調査の結果を用いた同表の改正は行わないこととしたものである。また、高齢者介護実態調査事業報告書の二百二ページに掲載されている「八医療」の時間数は、「特別な医療」を含む医療に係る時間を合計したものであり、「特別な医療における加算時間」ではない。

御指摘の「データの欠落」とは、御指摘の高齢者介護実態調査事業報告書の二百二ページに掲載されている「八六レスピレーター」の選択肢の「ある」の欄が空欄であることを指すものと考えられるが、そうであるとすれば、これは回答者がいなかったからである。

三について

みずほ情報総研株式会社に確認したところ、お尋ねの点についての分析は行っていない

め、お答えすることは困難であるが、そもそも、医療の処置が「ある」と回答した者が少なく、医療の処置が「ある」場合と「ない」場合の「ケア時間」を単純に比較することは適当でないとのことである。

四について

御指摘の「ケア時間の値」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の高齢者介護実態調査事業報告書の二百二ページに掲載されている「ケア時間計」の時間数は、「特別な医療」を含む医療に係る時間及び入浴、食事等の介護に要した時間を合計しているものである。

平成二十三年六月十五日提出
質問 第二五〇号

北方領土における日口経済協力への外務省の取り組み並びに新内閣への継承に関する質問
主意書

提出者 浅野 貴博

北方領土における日口経済協力への外務省の取り組み並びに新内閣への継承に関する質問主意書

本年二月十一日、モスクワを訪問した当時の前原誠司外務大臣は、ロシアのラブロフ外務大臣と会談した際、北方四島における日口両国による共同経済活動(以下、「経済協力」という。)を提唱している。その前原大臣の後任として三月九日に新外務大臣に就任した松本剛明外務大臣も、同月二十三日の衆議院外務委員会において、前原前大臣の路線を踏襲することを表明している。右と「政府答弁書」(内閣衆質一七七第二二九号)を踏ま

え、質問する。

一 「経済協力」に関する検討を行っている外務省の部署並びに担当責任者の官職氏名について、「政府答弁書」では「お尋ねについては、松本剛明外務大臣の指示の下、外務省の関係部局において検討を続けているところである。」との答弁がなされているが、当方が問うているのは、右の「関係部局」は具体的にどこなのかという点である。外務省において、松本大臣の指示の下、「経済協力」に関する検討を続けている部局とは具体的にどこであるのか、再度質問する。

二 本年二月二十五日の衆議院予算委員会第三分科会において、前原前大臣は当方の質問に対し、「北方領土内におけるさまざまな協力活動でそういうもの(引用者註*経済活動)ができないかどうかということを、ハイレベルでぜひ話し合いをしてほしい、話をしたいという申し出をいたしました。今、外務省の中で、言いつ放しではだめだ、外務大臣が相手の外務大臣に対して提案をしたんだから、どういうものが我が国の法的立場を害さない前提で活動できるという具体的な提案になるかということを検討してもらっています。そして、それをしっかりと相手側に投げて、ハイレベルで交渉をしていきたい、こう考えているところでございます」と答弁している。前原前大臣は「経済協力」の実現に対し、ひととき積極的な姿勢を示していたと思料するが、右の姿勢は、後任の松本大臣も引き継いでいるものと理解して良いか。改めて質問する。

三 本年六月二日、衆議院本会議前に行われた代

議士会に出席した菅直人内閣総理大臣は、早期の辞任ともとれる発言をしている。その時期は未だ明確ではないものの、今や菅総理が辞任し、そう遠くない未来に新たな内閣ができることは既定路線となつていると考える。新たな内閣が誕生することとなつても、過去の答弁書(内閣衆質一七七第二二〇号)で「ロシア連邦との間の平和条約の締結に関する交渉のための環境整備等に資することが期待される。」との答弁がなされているように、停滞している日口の北方領土交渉を加速させ、我が国の国益に資することが期待されている「経済協力」は、一貫して進められるべきであると考え。新たな内閣が発足し、外務大臣にも新たな人物が選出されることになったとしても、後任の内閣総理大臣、そして前原前大臣の路線を松本大臣が受け継いだように、外務大臣に対しても、「経済協力」の重要性、その意義に対する認識、現在外務省内で検討されている事務は適切に引き継がれるべきであると考え、松本大臣の見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一七七第二五〇号

平成二十三年六月二十四日

衆議院議長 横路 孝弘殿
内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議員浅野貴博君提出北方領土における日口経済協力への外務省の取り組み並びに新内閣への継承に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員浅野貴博君提出北方領土における日口経済協力への外務省の取り組み並びに新内閣への継承に関する質問に対する答弁書

弁書

一について

お尋ねについては、松本剛明外務大臣の指示の下、外務省の関係部局において検討を続けているところであるが、外務省内の検討の内容にも関係する事項であり、お答えすることは差し控えたい。

二について

外務省としては、北方四島における共同経済活動については、我が国の法的立場を害さないという前提で、何ができるかについて検討を続けているところである。

三について

仮定の質問にお答えすることは差し控えたい。

平成二十三年六月十六日提出
質問 第二五 一号

電力会社による「電気予報」に関する質問主意書

提出者 木村 太郎

電力会社による「電気予報」に関する質問主意書

本年六月八日より、東北電力は翌日予想される最大電力量と供給量・ピーク時の時間帯などを知らせる「電気予報」を始めると発表した。東北電力

平成二十三年七月八日 衆議院会議録第三十一号 議長長の報告

管内では、東日本大震災によって火力発電所が損壊したことにより電力供給量が低下し、夏の本格的な電力需要のピークを迎える中において翌日の電力需給の見通しを明らかにすることで企業や家庭での節電に役立てる効果があると考えられる。

同様のサービスはすでに三月二十二日より東京電力で始められており、計画停電の回避など、企業や家庭の節電の目安となっている。また浜岡原発が全面停止した中部電力においても、夏場の電力不足に備えるために六月下旬より「電気予報」を発表する予定である。未曾有の東日本大震災による夏場の電力不足を乗り切るためには、国民が一致団結し節電しなければならず、「電気予報」は節電に向けて極めて有効な手段と考えられる。

従って、次の事項について質問する。

一 電力各社が行っている「電気予報」は節電対策に有効と考えられるが、国としてどのように捉えているか。また国としてどのように活用するのか、管内閣の見解如何。

二 一に関連し、現在は東北電力・東京電力・中部電力において行われている「電気予報」であるが、国民全体で節電をするためにも、国として他の電力会社に「電気予報」を広める考えはあるのか、管内閣の見解如何。

三 二に関連し、節電に関して国民に対する理解を深めるために、「電気予報」を各電力会社のホームページだけではなく、国として幅広く周知させることが必要と考えるが、管内閣の見解如何。

四 夏の電力不足を乗り切るために、電力会社に

任せただけではなく、国として責任を持つてどのように対応するのか、管内閣の見解如何。

五 政府は震災後新たに節電啓発等担当大臣を設けたが、具体的にどのような活動をしてきたのか非常に解りづらい。国民に対してこれまでどのような節電啓発活動をしてきたのか。また、今後どのような活動をするのか、管内閣の見解如何。

右質問する。

内閣衆質一七七第二五一号

平成二十三年六月二十四日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出電力会社による「電気予報」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員木村太郎君提出電力会社による「電気予報」に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

政府としては、一般電気事業者が電力需給状況や予想電力需要についてホームページ等により情報提供を行うことは、電力需給のひっ迫が見込まれる場合、国民各層の節電に向けた動機付けに効果的であると考慮しており、政府の節電関係の総合的なポータルサイト等においても、これらの情報の提供を行うとともに、テレビ放送、公共交通機関の画面表示、携帯電話、ウェブサイトを通じこれら情報が幅広く提供され

るよう民間事業者等に協力を呼び掛けることとしてしている。また、現在、これらの取組を行っている東北電力株式会社及び東京電力株式会社以外の一般電気事業者に対しても、当該事業者の供給区域における電力需給のひっ迫が見込まれる場合には、政府として同様の取組を促してまいりたい。

四について

夏の電力不足を乗り切るため、政府においては、電力需給緊急対策本部(当時)において、平成二十三年五月十三日に、需給両面での最大限の対策を盛り込んだ「夏の電力需給対策について」(以下「夏期対策」という。)を取りまとめた。現在、政府一体となつて、夏期対策に沿つて電力供給力の増強や節電啓発を含む需要抑制等の取組を進めているところである。

五について

節電啓発等担当大臣においては、これまでホームページや記者会見等を通じて、節電啓発活動を行ってきたところである。今後も夏期対策に沿つて、節電の必要性や取組について広く国民、事業者に対する呼び掛けを行うこととしている。

平成二十三年六月十六日提出
質問 第二五 二号

検査庁における調査活動費の裏金流用疑惑に対する菅直人内閣総理大臣の過去の取り組み並びに現在の見解に関する質問主意書

提出者 浅野 貴博

検察庁における調査活動費の裏金流用疑惑に対する菅直人内閣総理大臣の過去の取り組み並びに現在の見解に関する質問主意書

二〇〇八年四月四日に閣議決定された政府答弁書(内閣衆質一六九第二三三三号。以下、「政府答弁書一」という。)では、検察庁における調査活動費について、「検察庁の調査活動費は、検察庁における事件の調査、情報の収集等の調査活動のための経費である。」と定義されている。二〇〇八年三月二十日付と同日二十一日付の朝日新聞の「内部告発」という記事に、元大阪高検公安部長の三井環氏が実名で検察庁における調査活動費の裏金流用を告発した経緯について書かれた記事(以下、「朝日記事」という。)が掲載されており、それには、検察庁組織において、調査活動費が裏金にされ、幹部職員の飲食費として使われる等、流用された事実がある旨書かれている。右と菅直人内閣により閣議決定された「政府答弁書二」(内閣衆質一七六第一一一号)を踏まえ、質問する。

一 菅直人内閣総理大臣は、民主党幹事長の任に就いていた二〇〇二年当時、ある民放テレビ番組の取材を受け、「三月にいろんな資料を届け、内部告発しようとしていた。」と、三井氏について述べており、また、その後自身の政策秘書らに指示を出し、独自に裏金問題に関する資料を集めさせていたとも承知するが、右は事実か。「政府答弁書二」では、何ら明確な答弁がなされていないところ、改めて確認を求めらる。

二 菅総理として、これまで検察庁における裏金問題について、どのような取り組みをしてきた

のか説明されたい。「政府答弁書二」では、何ら明確な答弁がなされていないところ、改めて質問する。

三 最高検察庁、高等検察庁、地方検察庁、区検察庁を含む検察庁組織全体において、これまで偽造領収書や虚偽の伝票等により調査活動費が裏金にされ、幹部職員の飲食費として使われる等、流用された事例はあるか否かという問いに対し、前政権によって閣議決定された「政府答弁書一」では「御指摘のような事例は承知していない。」との答弁がなされ、また鳩山由紀夫前内閣としても、昨年一月二十九日に閣議決定された政府答弁書(内閣衆質一七四第九号)でも、「御指摘のような事例は承知していない。」「検察庁の調査活動費は、適正に執行されていることから、御指摘のような調査をする必要はないものと考えている。」と、そのような事実はない旨の答弁がなされている。過去の質問主意書で、菅直人内閣としても同様の認識を有しているかと問うたところ、「政府答弁書二」では「検察庁の調査活動費は、適正に執行されていることから、御指摘のような調査をする必要はないものと考えている。」との答弁がなされている。

四 障害者団体等を対象とした低料金の第三種郵便物制度に係る文書を偽造し、実態のない自称障害者団体「凛の会」に同制度を悪用させたとして、厚生労働省の上村勉元担当係長が一昨年逮捕された。右の事件に絡み、文書偽造を上村元係長に指示したとして、一昨年六月に逮捕された村木厚子元同省雇用均等・児童家庭局長の公判が昨年九月十日に行われ、無罪判決が下された。右の事件を受け、最高検察庁においてチームが組まれ、事件の真相解明に向けた作業が行われた。また法務大臣の私的諮問機関である「検察の在り方検討会議」においても、検察改革についての議論がなされ、本年三月末、「検察の再生に向けて」という提言(以下、「提言」という。)がなされた。「検察の在り方検討会議」は、検察への国民の信頼回復を図り、真に検察が社会正義を実現するに足り得る組織へと生まれ変わらせることを目的として設立されたものと考ええるが、確認を求める。

衆議院議員浅野貴博君提出検察庁における調査活動費の裏金流用疑惑に対する菅直人内閣総理大臣の過去の取り組み並びに現在の見解に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員浅野貴博君提出検察庁における調査活動費の裏金流用疑惑に対する菅直人内閣総理大臣の過去の取り組み並びに現在の見解に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

検察庁の調査活動費は、適正に執行されていることから、御指摘のような調査をする必要はないものと考えている。お尋ねのうち、菅直人衆議院議員の政治家個人としての活動に係るものについては、政府としてお答えする立場にない。

四について

「検察の在り方検討会議」は、今般の大阪地方検察庁特別捜査部における一連の事態を踏まえ、検察の再生及び国民の信頼回復のため、検察の在り方について、幅広い観点から抜本的な検討を行い、有効な改革策に関する提言をしていただくために設けられたものである。

五から八までについて

「検察の在り方検討会議」においては、どのような事項につき検討する必要があるかについても判断されたところ、御指摘の事柄が議題として取り上げられたことはなく、これについて議論されたこともないと承知しており、同会議が取りまとめた「検察の再生に向けて」と題する提言には、御指摘の事柄についての記載はない。

内閣衆質一七七第二五二号

平成二十三年六月二十四日

衆議院議長 横路 孝弘殿
内閣総理大臣 菅 直人

一、去る六月二十八日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員浅野貴博君提出最高検察庁による検察組織改革における調査活動費の裏金流用疑惑の取り扱いに関する質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎君提出欧州で発生した「O104」感染問題に関する質問に対する答弁書

衆議院議員橋本一郎君提出国家公務員の高齢期雇用問題への内閣の取り組み状況に関する質問に対する答弁書

衆議院議員橋本一郎君提出第一回「国と地方の協議の場」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員佐藤ゆうこ君提出自転車事故対策に関する質問に対する答弁書

衆議院議員佐藤ゆうこ君提出下水汚泥施設の放射能の調査に関する質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎君提出君が代斉唱命令に関する質問に対する答弁書

衆議院議員馳浩君提出海賊対策に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員馳浩君提出浜岡原子力発電所の全面停止要請に関する質問に対する答弁書

衆議院議員秋葉賢也君提出性犯罪前歴者に対するGPS着用の義務化に関する質問に対する答弁書

衆議院議員橋本一郎君提出東日本大震災に係る被災者支援の現状に関する質問に対する答弁書
衆議院議員浅野貴博君提出北海道根室管内で発生している爆音への政府の対応に関する質問に対する答弁書

平成二十三年六月十七日提出
質問 第二五三号

最高検察庁による検察組織改革における調査活動費の裏金流用疑惑の取り扱いに関する質問主意書

提出者 浅野 貴博

最高検察庁による検察組織改革における調査活動費の裏金流用疑惑の取り扱いに関する質問主意書

障害者団体等を対象とした低料金の第三種郵便物制度に係る文書を偽造し、実態のない自称障害者団体「凛の会」に同制度を悪用させた事件に係る、大阪地方検察庁特別捜査部による証拠改ざん等の一連の不祥事を受け、最高検察庁内で検討が進められていた検察組織改革案（以下、「改革案」という。）につき、新聞報道によると、本年六月十六日、その内容が明らかになったとのことである。報道によると、検察の捜査や裁判で不正がないかを観察する部門を設けることや、検事が学ぶべき六つの分野に関する専門委員会を最高検の内部に設置すること等が盛り込まれているとのことである。右を踏まえ、質問する。

一 報道されている「改革案」の内容は事実か。改めて、その詳細かつ正確な内容を説明されたか。
二 「改革案」はいつ頃最高検において正式に決定され、公表される見通しか。
三 二の時期の前に、報道機関に「改革案」の内容が伝わるのはなぜか。
四 報道によると、「改革案」には、知的障害を有

する人物に対する取調べにつき、全過程を可視化するという内容が含まれているとのことであるが、右は事実か。

五 二〇〇八年三月二十日付と同年二十一日付の朝日新聞の「内部告発」という記事に、元大阪高検公安部長の三井環氏が実名で検察庁における調査活動費の裏金流用を告発した経緯について書かれた記事（以下、「朝日記事」という。）が掲載されており、それには、検察庁組織において、調査活動費が裏金にされ、幹部職員の飲食費として使われる等、流用された事実がある旨書かれている。「朝日記事」に限らず、検察における裏金問題を指摘した報道は数多く存在する。最高検として、右の問題につきどのような認識を有しているか。

六 「朝日記事」はじめ種々報道により、国民の間で、検察庁における調査活動費の裏金流用に対する疑惑が広まっているものと考えるが、右につき最高検としてどのように考えるか。当方が指摘するような事実はあると認識しているか、またはないと考えているか。

七 「改革案」の中に、検察庁における調査活動費の裏金流用への対応について触れた部分はあるか。
八 七で、ないのなら、それはなぜか。最高検として、「朝日記事」はじめ裏金流用を報じる報道がなされ、国民に疑惑を抱かれていても、何ら意に介していないということか。

九 最高検として、「改革案」に限らず、今後検察庁における調査活動費の裏金流用問題について

も、組織として何らかの調査をし、国民の疑惑を晴らす努力をする考えはあるか。
右質問する。

内閣衆質一七七第二五三号

平成二十三年六月二十八日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員浅野貴博君提出最高検察庁による検察組織改革における調査活動費の裏金流用疑惑の取り扱いに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）

衆議院議員浅野貴博君提出最高検察庁による検察組織改革における調査活動費の裏金流用疑惑の取り扱いに関する質問に対する答弁書

答弁書

一から四まで、七及び八について

法務大臣は、「検察の在り方検討会議」が取りまとめた「検察の再生に向けて」と題する提言を受け、本年四月八日、検察当局に対して、三か月以内を目途に、先端の専門的知識を組織的に集積・活用するため分野別の専門委員会を設置すること、違法・不適正行為の監察を実施すること、知的障害によりコミュニケーション能力に問題がある被疑者等に対する検察官の取調べにおける取調べの録音・録画の試行に着手することなど、検察の再生のための改革策を検討するよう指示したところであり、検察当局においては、この指示を踏まえ、現在、改革策の具体

的な在り方について検討を継続しているものと承知している。

今後、検査当局において、検討の結果を取りまとめ、適切な時期に公表するものと考えており、御指摘の報道については承知しているが、現時点において、その報道内容を前提としたお尋ねについてお答えすることはできない。

五、六及び九について

最高検察庁においては、検察庁の調査活動費は、適正に執行されており、御指摘のような事実はなく、調査する必要はないと考えているものと承知している。

平成二十三年六月十七日提出
質 問 第 二 五 四 号

欧州で発生した「O104」感染問題に関する
質問主意書

提出者 木村 太郎

欧州で発生した「O104」感染問題に関する
質問主意書

ドイツを中心に欧州全域で広がりを見せる腸管出血性大腸菌「O104」は六月十二日現在、死者三十五人に上り、体調不良を訴える患者は三千二百人以上と欧州全域で爆発的な広がりを見せている。感染源についても当初はスペイン産きゅうりに大腸菌が付着していたとされたが、後に感染源ではないことが明らかとなり、十二日時点においてドイツ保健当局が発表したところによると、ドイツ北部ニーダーザクセン州産もやしが感染源と特定はしたが、依然菌が混入した経緯などが明らか

かになっておらず警戒が必要である。

日本は食料自給率が平成二十一年度で四十パーセント（カローリーベース）と先進国の中で最も低く、食料の六十パーセントを輸入に依存しているのが現状である。欧州からも輸入全体の十二パーセントを占め、「O104」の日本への侵入を一刻も早く食い止めることが食の安心・安全にとって極めて重要と考える。

従って、次の事項について質問する。

一 欧州で発生した「O104」の感染が爆発的に拡大していることについてどのように捉えているのか、菅内閣の見解如何。

二 欧州からの輸入農産物に対して、政府として早急な対策が必要と考えられるが、菅内閣の見解如何。

三 一・二に関連し、日本への「O104」の侵入を防ぐために国としてどのような対策を取るのか、菅内閣の具体的な見解如何。

四 日本国内に「O104」が侵入した場合、国としてどのような対応を取るのか、また医療体制はどのようなになっているのか、菅内閣の見解如何。

右質問する。

内閣衆質一七七第二五四号

平成二十三年六月二十八日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出欧州で発生した「O104」感染問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員木村太郎君提出欧州で発生した「O104」感染問題に関する質問に対する
答弁書

一から四までについて

厚生労働省としては、ドイツ等において腸管出血性大腸菌O104（以下「O104」という。）による食中毒患者が多数発生し、その感染源が発芽野菜とされていることから、欧州からの輸入生鮮野菜等を介したO104による食中毒患者の発生を防止するとともに、国内でのO104のまん延を防止するための取組を進めていくことが重要であると認識している。

このため、欧州からの輸入生鮮野菜等を介したO104による食中毒患者の発生を防止するため、O104の検査法を開発し、本年六月十四日から、検疫所において、欧州から輸入される野菜等であつて無加熱で摂取が想定されるものについて、当該検査法を用いたモニタリング検査を行い、その安全確保に努めているところである。

また、渡航者を介したO104の国内でのまん延を防止するため、検疫所のホームページや各空港のポスターを用いて、ドイツへの渡航者に対する感染防止の注意喚起を行うとともに、ドイツに滞在し、帰国後二週間以内に下痢を起した帰国者に対し医療機関に速やかに受診するよう勧奨を行うなどしているところである。これまでのところ、検疫所のモニタリング検査においては、O104は検出されていないが、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十

三号）に基づく都道府県等の検査等により、国内に流通する食品からO104が発見された場合には、都道府県等において、同法に基づき、O104に汚染された食品の販売等が行われないよう、必要に応じ、事業者に対し当該食品の回収の指示等を行うものと考えている。また、厚生労働省においては、必要に応じて輸入時における食品検査の更なる強化等の措置を講ずることとしている。

また、国内においてO104に感染した患者が発生した場合には、都道府県等において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第十四号）に基づき、O104のまん延を防止するため、必要に応じ、疫学調査を行うとともに、その結果を踏まえ、就業制限等の必要な措置を講ずるものと考えている。厚生労働省としては、都道府県等から、必要な措置の実施等について助言を求められた場合などには、適切に助言を行うなどしてまいりたい。

お尋ねの医療体制については、厚生労働省が平成九年に策定した「一次、二次医療機関のための腸管出血性大腸菌（O157等）感染症治療の手引き（改訂版）」及び関係学会の診断・治療のガイドラインを踏まえ、医療機関において必要な医療が提供されるものと認識している。

平成二十三年六月十七日提出
質 問 第 二 五 五 号

国家公務員の高齢期雇用問題への内閣の取り組み状況に関する質問主意書

提出者 橘 慶一郎

国家公務員の高齢期雇用問題への内閣の取り組み状況に関する質問主意書

平成二十五年四月からの公的年金の支給開始年齢の引き上げに対応し、六十歳以降無収入となる期間が生じる平成二十五年に向けて雇用・就労環境の整備は、あらゆる分野での共通の課題である。平成二十五年度から新制度を導入するとすれば、その法案は来年の通常国会に提出するのが一般的なスケジュールではないかと考える。ついては、国家公務員の雇用制度に関する内閣の取り組みの現状及び方針について、以下七項目にわたり質問する。

一 公的年金の支給開始年齢の引き上げに対応し、国家公務員の雇用・就労環境の整備についての基本的な認識を伺う。

二 公的年金の支給開始年齢の引き上げに対応し、国家公務員の雇用制度を改正する必要性についての内閣の見解を伺う。

三 人事院は、昨年夏の勧告において「定年延長に向けた制度見直しの骨格」を提示し、十二月には「高齢期雇用問題に関する検討状況の整理」を公表したが、その後、今日までの取り組みの状況を伺う。

四 本件に係る人事院の「意見の申出」は、本年の夏の勧告の際に行うのか、確認する。

五 高齢期雇用問題への内閣の取り組みは、国家公務員制度改革推進本部と総務省のいずれが主体となつて進める方針であるのか、伺う。

六 本件と併せて、中高齢期の給与水準や退職金の給付水準の見直しも避けられないものと思うが、退職金については人事院の職種別民間給与

実態調査の対象となっていないが、政府において実態把握等の調査を行う予定はあるのか、伺う。

七 国家公務員の高齢期雇用問題に関する法案を次期通常国会に提出する方針の有無について、確認する。

内閣衆質一七七第二五五号

平成二十三年六月二十八日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員橋慶一郎君提出国家公務員の高齢期雇用問題への内閣の取り組み状況に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員橋慶一郎君提出国家公務員の高齢期雇用問題への内閣の取り組み状況に関する質問に対する答弁書

一、二及び七について

政府としては、平成二十五年度から、年金支給開始年齢が段階的に引き上げられ、六十歳定年退職後から年金受給までに空白期間が生じることとなる中で、民間企業については、高齢者等の雇用の安定等に関する法律、昭和四十六年法律第六十八号に基づく高齢者雇用確保措置を講ずることが義務付けられていることも踏まえると、国家公務員についても六十歳超の職員に係る新たな仕組みが必要であると認識しており、今後、本年四月五日に国家公務員制度改革推進本部において決定した「国家公務員制

度改革基本法等に基づく改革の「全体像」について」に基づき、再任用制度に関する見直しを図りつつ雇用を確保する方策のほか、給与水準を引き下げつつ、組織活力を維持し、質の高い行政サービスを提供しながら、定年を段階的に引き上げる方策について、六十歳以降の雇用と年金の接続に向け、空白期間が生じないよう検討を進めることとしている。お尋ねの法案の次期通常国会への提出については、現時点では未定である。

三及び四について

人事院においては、現在、六十歳台前半の職員の給与水準・体系の在り方、役職定年制や短時間勤務制の導入などについて、各府省、職員団体等から意見を聴取しつつ、定年延長に係る制度について検討を行っているところであり、今後、当該制度の素案について、各府省、職員団体等に示し、最終的な調整を行った上で、本年の職員の給与等に関する報告・勧告を行う際に、御指摘の「意見の申出」を行うことができるよう努めてまいりたい。

五について

お尋ねについては、国家公務員制度改革推進本部において、「国家公務員制度改革基本法等に基づく改革の「全体像」について」に基づき、検討を進めることとしていただいているところである。

六について
政府としては、国家公務員の退職手当については、官民均衡を図る観点から、従来よりおおむね五、六年ごとに民間企業の退職給付の支給

水準を調査してきているところである。前回の調査が平成十八年度であったことから、現在、本年度中に調査を実施する方向で検討中である。

平成二十三年六月十七日提出
質問 第二五 六号

第一次「国と地方の協議の場」に関する質問主意書

提出者 橋 慶一郎

第一次「国と地方の協議の場」に関する質問主意書

平成二十三年六月十三日、「国と地方の協議の場に関する法律」(平成二十三年法律第三十八号)が公布・施行されて初めての「国と地方の協議の場」が首相官邸で開催された。ついては、その運営に関し、法律の規定に即し、法の運用実態について、確認のため以下十一項目にわたり質問する。

一 法第二条第一項第五号に基づき、内閣総理大臣が指定した国務大臣を伺う。

二 法第二条第三項に基づき、内閣総理大臣が指定した議長及び議長代行を伺う。

三 法第二条第四項に基づき、互選された副議長を伺う。

四 協議の対象とされた事項を伺う。また、法第三条第一号から第三号のいずれに該当するか、伺う。

五 法第四条第一項に基づき、議長が協議の場について定めた今年度の開催回数を伺う。

官 報 (号 外)

六 法第七条第一項は、「議長は、協議の場の終了後遅滞なく、協議の場における協議の概要を記載した報告書を作成し、国会に提出しなければならない。」としているが、国会提出の時期を伺う。

七 六の報告書の作成作業は、どの組織でなされているのか伺う。

八 法第七条第二項に基づき、議長が協議の場に諮って定めた「報告書の作成に關し必要な事項」があれば、示されたい。

九 報道によれば、枝野官房長官は六月二十日の「税と社会保障の一体改革案」の政府取りまとめの前に「地方の理解が得られるよう、修正協議を行うよう努める」と表明したとのことであるが、確認する。

十 九が事実であるならば、修正協議は、法第四条第一項に規定する協議の場の臨時招集により行われるのか、伺う。

十一 第一回「国と地方の協議の場」において、法第八条に規定する「協議が調った事項」の有無を確認する。
右質問する。

内閣衆質一七七第二五六号

平成二十三年六月二十八日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員橋慶一郎君提出第一回「国と地方の協議の場」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員橋慶一郎君提出第一回「国と地方の協議の場」に関する質問に対する答弁書

一について

国と地方の協議の場に関する法律（平成二十三年法律第三十八号。以下「法」という。）第二条第一項第五号の規定に基づき内閣総理大臣が指定した国務大臣は、国家戦略担当大臣及び内閣府特命担当大臣（行政刷新）である。

二について

法第二条第三項の規定に基づき内閣総理大臣が指定した議長は内閣官房長官であり、議長代行は総務大臣である。

三について

法第二条第四項の規定に基づき互選された副議長は、都道府県知事の全国的連合組織「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十三条の三第一項に規定する全国的連合組織で同項の規定による届出をしたものをいう。」を代表する者である全国知事会会長である。

四について

平成二十三年六月十三日に開催された国と地方の協議の場において協議の対象とされた事項は、「社会保障・税一体改革について」及び「東日本大震災復興対策について」であり、「社会保障・税一体改革について」は法第三条第二号及び第三号に該当するものとして、「東日本大震災復興対策について」は同条第三号に該当するものとして協議の対象としたところである。

五について

法第四条第一項の規定に基づき議長が国と地方の協議の場に諮って定めた招集回数は、四回である。

六について

平成二十三年六月十三日に開催された国と地方の協議の場における協議の概要を記載した報告書については、法第七条第一項の規定に基づき、議長が作成した後、速やかに国会に提出する予定である。

七について

国と地方の協議の場における協議の概要を記載した報告書は、法第七条第一項の規定に基づき議長が作成するが、当該報告書の作成に係る事務作業については、法第十条の規定に基づいて定められた国と地方の協議の場運営規則（平成二十三年六月十三日国と地方の協議の場決定。以下「運営規則」という。）9において庶務を処理することとされた内閣府において、関係府省の協力を得て、内閣官房との連携の下に行っている。

八について

法第七条第二項に基づき議長が国と地方の協議の場に諮って定めた報告書の作成に關し必要な事項としては、「国会へ提出する報告書は、議長が、副議長と調整の上作成する。」との運営規則6(1)の定めがある。

九及び十について

お尋ねの点については、内閣官房長官は、平成二十三年六月十三日に開催された国と地方の協議の場において、同協議の場において配布さ

れた社会保障改革案について、成案の決定までの間に政府内で修正をし、地方側の理解が得られるよう努力する旨の発言を行っている。その後、同月十七日に開催された政府・与党社会保障改革検討本部の成案決定会合において修正案が提示されたところである。

十一について

平成二十三年六月十三日に開催された国と地方の協議の場において協議が調った事項については、現在、議長が、法第七条第一項の規定に基づき国会に提出する報告書に記載すべく、副議長と調整中であり、現時点で示しできる段階には至っていない。

平成二十三年六月二十日提出
質問 第二五七号

自転車事故対策に関する質問主意書

提出者 佐藤ゆうこ

自転車事故対策に関する質問主意書

近年、地球温暖化対策の一環として自転車の利用を促進しようとする自治体の取組が増えてきている。また、東日本大震災以降、自転車を利用する人も増えている。

一方で、自転車関連の事故も増えており、全交通事故に占める割合も二・二パーセントを占めるまでになっている。自転車の通行のルールやマナーを守るための広報啓発活動を行っているがスピードの出しすぎや携帯電話を掛けながらの運転なども見られ、事故につながるケースも多く見られる。こうした現状を鑑み、昨年の九月八日の青

少年問題特別委員会が自転車事故対策について質疑を行ったところである。これに基づき、右を踏まえ質問する。

一 自転車通学を認めている学校がある現実を踏まえ、児童生徒が加害者になりうることから保険に入ることを義務付けるなどの対応を考えるべきだと質問したのに対し、高井文部科学大臣政務官は「保険への加入を学校現場で推奨することについて、PTAや関係省庁と連携を取りながら努力してまいりたい」との旨、答弁された。今日までどのような努力を具体的にされたのか、それによって保険の加入がどのくらい増えたのか明らかにされた。

二 財団法人日本交通管理技術協会が行っているTSマーク付帯保険の支払い対象が、相手方または第三者に死亡または1級から7級の重度後遺障害を負わせた場合となっている現実を鑑み、文部科学省と警察で協議をして、保障の範囲を広げるよう財団に要請をしてほしいと、同委員会が質問をしたのに対して、高井大臣政務官は「検討をしたい」と答弁された。その後、どのように検討されたのか、明確な答弁を求める。

右質問する。

内閣衆質一七七第二五七号

平成二十三年六月二十八日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員佐藤ゆうこ君提出自転車事故対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員佐藤ゆうこ君提出自転車事故対策に関する質問に対する答弁書

一 について

お尋ねの数については把握していないが、文部科学省においては、自転車の交通事故により被保険者が損害賠償の責任を負うことによつて生ずることのある損害を填補する保険制度について、各種会議等において、都道府県教育委員会やPTA関係者等に対し、児童生徒の保護者等にその周知を図るよう促しているところである。

二 について

御指摘の平成二十二年九月八日の衆議院青少年問題に関する特別委員会におけるやり取りについては、「TSマーク付帯保険」の保険契約者である公益財団法人日本交通管理技術協会に対し、その内容を伝えているところである。

平成二十三年六月二十日提出

質問 第二五八号

下水汚泥施設の放射能の調査に関する質問
意書

提出者 佐藤ゆうこ

下水汚泥施設の放射能の調査に関する質問

主意書

東日本を中心とした各地の下水処理施設で、汚泥や焼却灰などから放射性物質が検出され、周辺住民に大きな不安を与えている。政府の原子力対策本部は今年十六日に放射性セシウムが一キロ当

たり八〇〇〇ベクレル以下であれば埋め立て処分が可能等の当面の処理方針を発表した。右を踏まえ質問する。

一 八〇〇〇ベクレルという基準値の根拠は何か。

二 八〇〇〇ベクレル以上一〇万ベクレル以下の場合には管理型処分場に仮置きできるとしているが、仮置き後の期間、仮置き後の処置はどう考えているのか。また、住民への影響はないのか。

三 東北関東各地の下水処理施設における放射性物質の検査状況を政府は把握しているのか、また、今後全ての下水処理施設での検査を実施する考えはあるのか。

右質問する。

内閣衆質一七七第二五八号

平成二十三年六月二十八日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員佐藤ゆうこ君提出下水汚泥施設の放射能の調査に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員佐藤ゆうこ君提出下水汚泥施設の放射能の調査に関する質問に対する答弁書

一 について

お尋ねの「基準値」は、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響を受けた廃棄物の処理処分等に関する安全確保の当面の考え方について」(平成二十三年六月三日原子力安全委

員会決定)において、「周辺住民の受ける線量が年間一ミリシーベルトを超えないようにする」等としていることを踏まえ、「放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の当面の取扱いに関する考え方」(平成二十三年六月十六日原子力災害対策本部決定。以下「当面の取扱いに関する考え方」という。)において、「当面、セシウム一三四及びセシウム一三七の合計の濃度が一キログラム当たり八千ベクレル以下の脱水汚泥等については、跡地を居住等の用途に供しないこととした上で、土壌層の設置、防水対策等の適切な対策を講じた埋立処分を可能とする」としたものである。

二 について

「セシウム一三四及びセシウム一三七の合計の濃度が一キログラム当たり八千ベクレル超、一キログラム当たり十万ベクレル以下の脱水汚泥等」については、当面の取扱いに関する考え方において、「個別に安全性を評価し、長期的な管理の方法を検討した上で、埋立処分することとも可能とする」とするとともに、「跡地利用を居住等の用途に供しないこととした上で改めて個別の評価を要さずに管理型処分場で処分することについて、環境保全のあり方を引き続き検討することとしている。

三 について

政府としては、東北地方、関東地方等における終末処理場を管理する地方公共団体が、当該終末処理場の脱水汚泥等について放射性物質の測定を実施し、その結果を公表している状況については把握している。また、当面の取扱いに

関する考え方において、「脱水汚泥等、焼却・溶融処理施設の排気、埋立処分場の排水等について適切かつ定期的な放射能濃度の測定を行うとともに、必要に応じて関係者が適切な対策を講じる」としているところであり、国土交通省において、終末処理場の脱水汚泥等から放射性物質が検出された旨公表している地方公共団体のうち、脱水汚泥から生じる焼却灰等の放射能濃度がセシウム一三四及びセシウム一三七の合計で一キログラム当たり百ベクレルを超える終末処理場が存在する十五都県及びその区域内の九政令指定都市に対して「放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の当面の取扱いに關する考え方」について（平成二十三年六月十六日国都下企第五十四号国土交通省都市・地域整備局長通知又は平成二十三年六月二十二日国都下企第六十一号国土交通省都市・地域整備局長通知）を發出し、その周知を図ったところである。

平成二十三年六月二十日提出
質問 第二五九号

君が代斉唱命令に関する質問主意書

提出者 木村 太郎

君が代斉唱命令に関する質問主意書

学校行事において、国旗に向かって起立、君が代斉唱を教職員に指示した学校長の職務命令について、憲法第十九条の保障する思想、良心の自由に反し違憲であるとして争われた訴訟の上告判決で、今月六日、最高裁第一小法廷は、先月三十日

の第二小法廷判決に続き合意であるとの判断を下した。それによると、「原告らの歴史観や世界観に基づかない行動を求める点では間接的に制約する」と一定の理解を示す一方、「教育上の行事にふさわしい秩序の確保と式典の円滑な進行を図るもの」とし、目的、内容、制約の態様を総合的に比較すれば、制約において許容できる程度の必要性、合理性があるとした。

忘れもしない。一昨年八月八日、時恰も衆議院総選挙の最中、鹿児島県の民主党候補者が開催した集会において、二枚の日の丸を切り裂き上下に繋ぎ合わせた旗印がステージ上に掲げられていた。当時の民主党鳩山代表は、国旗を切り裂いたことを問題にせず、党旗の方が国旗よりも優先する旨の謝罪をしたことは記憶に新しい。当時の民主党大会では、日の丸掲揚も国歌斉唱もなく、国旗・国歌を排撃することは「我が国及び国民を重んじることは必要なし」と言うに等しい。このように、何故に国旗・国歌に抗うのか。その背景を炙り出すのに時間はいらない。民主党は、国家及び社会秩序の解体を目的とした反日の姿勢をとる日教組の支持を得たいがための行動なのである。

今夏全国で採択される歴史・公民の中学校教科書では、大半が自衛隊を違憲と教え、拉致問題を毅然と教えない、竹島や尖閣諸島、国旗・国歌を教えない内容が店先に並び、目を覆う状況である。民主党政策集INDEX二〇〇九では、地方の教育委員会を発展的に改組した「教育監査委員会」を創設、学習内容・学校運営を現場の判断で決定、教科書採択にあたっては、学校単位へと採択の範囲を段階的に移行する旨がある。教育行政の

責任は教育委員会ではなく、首長が行い、教科書は学校単位で選択し、学習指導要領は、学校現場で判断するとしており、国旗・国歌法案に反対した日教組が教育全般を担うことに等しい。

教育は国家百年の計である。平成十八年自公政権時の発足後間もない安倍内閣は、教育基本法改正を直ちに実行したが、豊かな人間性と創造性を育むため、先達が営々と築いてきた美しい自然、文化、伝統を後世に伝承していくことが教育の使命であり、私たちが百年後に、あの時がまさにターニングポイントだったと感謝されるような時代を築かなくてはならないと考えたからである。

教育現場においては、由緒正しき教育の原点に立ち返り、国旗・国歌が我が国の長い歴史と文化・伝統に育まれた象徴であり、子どもたちに日本人としての自覚と矜持を抱いてもらえる教育の確立が最も重要と考える。

従って、次の事項について質問する。

一 今回、最高裁第一小法廷が、先月三十日の第二小法廷判決に続き合意であるとの判断を下したことに伴ってどのように分析しているのか、菅内閣の見解如何。

二 一に關連し、最高裁第一小法廷は「教育上の行事にふさわしい秩序の確保と式典の円滑な進行を図るもの」とし、目的、内容、制約の態様を総合的に比較すれば、制約において許容できる程度の必要性、合理性があるとしたが、菅内閣の見解如何。

三 一昨年八月八日、時恰も衆議院総選挙の最中、鹿児島県の民主党候補者が開催した集会において、二枚の日の丸を切り裂き上下に繋ぎ合わせた旗印がステージ上に掲げられていたこと

について、時は過ぎたが、どのように反省しているのか、菅内閣の見解如何。

四 三に關連し、当時の民主党大会では、日の丸掲揚も国歌斉唱もなく、国旗・国歌を排撃することは「我が国及び国民を重んじることは必要なし」と言うに等しいと考えるが、菅内閣の見解如何。

五 今夏全国で採択される歴史・公民の中学校教科書では、大半が自衛隊を違憲と教え、拉致問題を毅然と教えない、竹島や尖閣諸島、国旗・国歌を教えない自虐的な内容となつていますが、どのように捉えているのか、菅内閣の見解如何。

六 民主党政策集INDEX二〇〇九では、地方の教育委員会を発展的に改組した「教育監査委員会」を創設、学習内容・学校運営を現場の判断で決定、教科書採択にあたっては、学校単位へと採択の範囲を段階的に移行する旨がある。教育行政の責任は教育委員会ではなく、首長が行い、教科書は学校単位で選択し、学習指導要領は、学校現場で判断するとしており、国旗・国歌法案に反対した日教組が教育全般を担うことに等しいと考えるが、今後この政策について変わりなく言い続けていくのか、菅内閣の見解如何。

七 一六に關連し、国旗・国歌が我が国の長い歴史と文化・伝統に育まれた象徴であり、子どもたちに日本人としての自覚と矜持を抱いてもらえる教育の確立が最も重要と考えるが、菅内閣の見解如何。

右質問する。

内閣衆質一七七第二五九号

平成二十三年六月二十八日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出君が代斉唱命令に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員木村太郎君提出君が代斉唱命令

に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねは、東京都教育委員会に係る事案について裁判所が示した判断に関するものであり、政府として見解を述べることは差し控えたい。

なお、学習指導要領においては「入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする」としているところ、入学式や卒業式は、学校生活に有意義な変化や折り返しを付け、厳粛で清新な気分を味わい、新しい生活の展開への動機付けとなるものであり、入学式や卒業式における国歌斉唱の具体的な実施方法については、こうした行事の意義を踏まえ、教育委員会や校長が適切に判断するものと考えている。

三、四及び六について

お尋ねは、政党の活動や政策に関するものであり、政府としてお答えする立場にない。

なお、我が国で、日の丸が国旗、君が代が国歌として定着していることは、多くの国民に認められているところであり、国旗及び国歌については、当然のことながら、管内閣としても敬

意を持つて対応すべきものと考えている。
五について

教科用図書は、民間が創意工夫を生かして著作編集を行うものであり、学習指導要領を踏まえなどのように記述するかは、当該図書の著作者等の判断に委ねられている。平成二十四年度から使用される中学校の教科用図書については、義務教育諸学校教科用図書検定基準（平成二十一年文部科学省告示第三十三号）に照らし、教科用図書検定調査審議会の専門的な調査審議により教科用図書として適切であると判断され、検定に合格となったものであるが、これらのうち社会科の公民的分野の全ての教科用図書には、御指摘の「拉致問題」、「竹島や尖閣諸島」及び「国旗・国歌」に係る記載があり、「自衛隊を違憲」とであると記述しているものはない。
七について

国旗及び国歌については、例えば、小学校第六学年の社会科では、学習指導要領において「我が国の国旗と国歌の意義を理解させ、これを尊重する態度を育てるとともに、諸外国の国旗と国歌も同様に尊重する態度を育てるよう配慮すること」とし、その解説において「国際社会に生きる日本人としての自覚と資質を育成することが大切である。我が国の国旗と国歌の意義については、・・・次のような事柄について理解できるようにする必要がある。①国旗と国歌はいずれの国でもその国の象徴として大切にされており、互いに尊重し合うことが必要であること。②我が国の国旗と国歌は、それぞれの歴史を背景に、長年の慣行により、「日章旗が国旗であり、「君が代」が国歌であることが広く国民の認識として定着していることを踏まえて、法律によって定められていること。④国歌「君が代」は、日本国憲法の下においては、日本国民の総意に基づき天皇を日本国及び日本国民統合の象徴とする我が国の末永い繁栄と平和を祈念した歌であること。」とするなど、各学校、各学年において児童生徒の発達段階に応じた適切に指導することとしているところである。

平成二十三年六月二十日提出
質 問 第二六〇号

海賊対策に関する再質問主意書

提出者 馳 浩

海賊対策に関する再質問主意書

前回質問主意書にて、我が国の海賊対策に関する政府の所見を質し、答弁を受けたが、その内容を踏まえ更に具体的に内容を確認したく、以下の項目について質問する。

一 前回質問主意書、四及び五に関する政府答弁書において、貨物船「IZUMI」が海賊から解放された経緯について、「本件事案の経緯等の詳細については、同社の意向等もあり、お答えを差し控えたい」との答弁を受けたが、「同社の意向等」の等に関して他にどのような理由があつて差し控えたのか明らかにされたい。
二 前回質問主意書、四及び五に関する政府答弁書において、「身代金の有無等については承知していない」との答弁であつたが、身代金有無

の把握は、今後、海賊対策を実行する上でも非常に重要な要素であり、政府が身代金を把握していないこと自体、無責任と言わざるを得ない。政府の認識を示されたい。

三 前回質問主意書、十及び十一の政府答弁書にて、ソマリアの海賊問題の根本的解決について、「不安定なソマリア情勢の安定化や人道支援等の多層的な取組が必要かつ効果的」との認識を示した。現在、日本が行っているソマリアへの支援の取組状況について示されたい。

四 海賊対策強化のため、アフリカ東部のジブチに自衛隊初の海外拠点施設を開設した。恒久的な海外基地を持つことで、自衛隊の活動の効率化や、国際貢献の拠点として国内外からの期待は大きく、国益を考える上でも非常に重要な施設である。政府はこの海外基地の設置により、海賊対策やテロ対策にどのような効果があるとお考えか見解を示されたい。

五 海外基地の安全対策面について、どのような取組を行っているか示されたい。

六 施設建設に約四七億円を擁したが、施設立地のため、ジブチ政府から有償で借りている土地の価格について示されたい。
右質問する。

内閣衆質一七七第二六〇号

平成二十三年六月二十八日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員馳浩君提出海賊対策に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員馳浩君提出海賊対策に関する再質問に対する答弁書

一及び二について

本件事案の経緯等の詳細については、「IZ UMI」号の運航会社の意向のほか、他の海賊事案で拘束されている人質の安全に配慮する必要があることから、お答えを差し控えたものである。

また、本件事案に関して、政府としては関係各国・各機関とも協力して情勢の把握に努めたが、政府として海賊側との交渉に参与しておらず、身代金の有無について承知していないものであり、これをもって無責任との指摘は当たらないと考える。

三について

我が国は国際社会と協力して、ソマリア暫定連邦「政府」の和平推進努力を支援してきており、治安の強化及び人道支援・インフラ整備の二つの柱からなる支援を行っている。具体的には、治安の強化については、ソマリア暫定連邦「政府」警察の給与、装備、訓練等に対する支援を、人道支援・インフラ整備については、食糧支援、保健、衛生、給水、教育等に関する支援等を行っており、その総額は平成十九年以降で約一億七千九百十万ドルとなっている。

四について

御指摘の「海外基地」の意味するところは定かではないが、防衛省・自衛隊は、ソマリア沖・アデン湾において海賊行為への対処を航空機により行うためジブチを拠点とする部隊（以下「派

遣海賊対処行動航空隊」という。）が単独で使用できる活動拠点（以下単に「活動拠点」という。）を、部隊の効率的な運用を図る等の観点からジブチにおいて整備したところであり、これによりソマリア沖・アデン湾における警戒監視任務をより一層円滑に実施できるようになるものと考えている。

五について

御指摘の「海外基地」の意味するところは定かではないが、活動拠点の警備は派遣海賊対処行動航空隊警衛隊及び現地雇用の警備員により行っているところ、その詳細については、警備上の観点から、お答えを差し控えた。

六について

活動拠点の整備のために、日本国自衛隊とジブチ共和国外務・国際協力省との間で賃貸借契約を締結した土地に係る賃貸料の額については、相手国との関係もあり、お答えを差し控えた。

平成二十三年六月二十日提出
質問 第二六一号

浜岡原子力発電所の全面停止要請に関する質問主意書

提出者 馳 浩

浜岡原子力発電所の全面停止要請に関する質問主意書

菅内閣総理大臣による浜岡原子力発電所の全面運転停止要請を受け、中部電力が浜岡原子力発電所の全ての号機の運転停止を行ったことを踏ま

え、次の事項について質問する。

一 浜岡原子力発電所の全面停止要請にあたり、地元自治体や中部電力に対する事前の説明や通知が無かったと承知しているが、この対応は地域住民への配慮が足りなかったのではないかと、政府の見解を示されたい。

二 停止要請は政府のどのような権限と法的根拠で行われたのか、明らかにされたい。

三 政府は何故、浜岡原子力発電所のみ停止要請を行ったのか。他原子力発電所に関しては安全が担保されていると判断されたのか。今後、他原子力発電所への停止要請を行う考えもあるのか、見解を示されたい。

四 政府は浜岡原子力発電所に対し、東海地震に十分耐えられるよう、防潮堤の設置など、中長期の対策を確実に実施することが必要と認識を示した。防潮堤や安全対策が着実に取られたならば、再稼働することも有り得るとお考えか、政府の見解を示されたい。

五 四に関連して、そもそも防潮堤の設置で、東海地震等巨大地震により発生した津波を防ぐことは可能だとお考えか、政府の認識を問う。

六 夏の電力消費ピーク時において、浜岡原子力発電所の全面停止の影響により中部電力管内では、どの程度の電力不足が生じ、節電が必要だと想定しているか、また電力確保に向け、どのような対策を考えているか、政府の見解を示されたい。

七 中部電力は火力発電への切り替えに必要な燃料費等が今年度でおよそ二千五百億円負担増になるとされる。この負担分が電気料金に転嫁さ

れることも想定されるが、これらの費用負担に対し、国が責任を持って請け負う考えはあるのか政府の見解を示されたい。
右質問する。

内閣衆質一七七第二六一号

平成二十三年六月二十八日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員馳浩君提出浜岡原子力発電所の全面停止要請に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員馳浩君提出浜岡原子力発電所の全面停止要請に関する質問に対する答弁書

一について

中部電力株式会社（以下「中部電力」という。）の浜岡原子力発電所に対する停止要請に際しては、中部電力への当該要請後直ちに、海江田経済産業大臣から静岡県知事に対して、菅内閣総理大臣の記者会見による公表前に電話で説明するとともに、経済産業省原子力安全・保安院から御前崎市、掛川市、菊川市及び牧之原市に対してもおおむね同記者会見と同時に説明を行っており、地域住民への説明にも配慮しつつ対応したものと考えてる。

二及び三について

浜岡原子力発電所については、平成二十三年一月一日から三十年以内にマグニチュード八程度の想定東海地震が発生する可能性が八十七パーセントと極めて切迫しており、大規模な津

波の襲来の可能性が高いことが懸念される。このため、安全対策の更なる信頼性の向上の観点からこうした特別な事情を考慮する必要があるが、直接的な法律上の根拠に基づくものではないが、想定東海地震による大規模な津波に十分耐えられる防潮堤の設置等の中長期的対策を終えるまでの間、全号機の運転を停止すべきと菅内閣総理大臣が判断し、発電用原子力施設に関する安全の確保に関する事務を所掌する海江田経済産業大臣から今回の要請を行ったものである。一方、このような事情が認められないその他の原子力発電所については、現時点において停止要請を行う考えはない。

四について

政府としては、浜岡原子力発電所における中長期的対策が完了し、経済産業省原子力安全・保安院による評価及び確認の後、所要の検査を受けた上で同発電所を再稼働することについて、安全上問題がないものと考えている。

五について

中部電力においては、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、同発電所を襲ったものと同程度の津波である十五メートル程度の津波の発生を前提とした防潮堤を設置するものと承知している。

六について
平成二十三年五月二十三日の中部電力の発表によれば、想定される今夏の最大電力二千六百三十七万キロワットに対し、供給力は二千七百七十三万キロワットであり、最低限の供給予備

力は確保できる見通しである。政府としては、経済活動に影響を与えない範囲で節電の呼び掛け等を行い、電力需給対策に万全を期してまいりたい。

七について

中部電力が浜岡原子力発電所を停止し火力発電を増強することにより生じる燃料費等の費用の増加分は、一義的には中部電力が負担することとなるが、中部電力からは同発電所の停止要請の受入れに当たって、「国としても十分な配慮、支援をお願いしたい」との要望があり、政府としても具体的要請を踏まえ検討してまいりたい。

平成二十三年六月二十日提出
質問 第二六二号

性犯罪前歴者に対するGPS着用の義務化に関する質問主意書

提出者 秋葉 賢也

性犯罪前歴者に対するGPS着用の義務化に関する質問主意書

平成二十二年版犯罪白書によると、平成十二年上半期に全国の刑事施設を出所した者の出所後の再犯率は、強姦の前歴がある者の同種再犯で九四％となっており、特に、強姦の満期釈放者の同種再犯では二〇・六％と、殺人等の他の重大事犯に比べて著しく高くなっている。

法務省は、平成十八年度から、刑務所、保護観察所において性犯罪者処遇プログラムを実施しているが、地球測位システム(以下「GPS」とい

う。)による性犯罪前歴者の行動監視は行っていない。

一方、先進諸国では、GPSを使用した性犯罪の前歴者の行動監視を行っている国もある。右を踏まえ、以下質問する。

1 警察が行っている「子ども対象・暴力的性犯罪」の出所者による再犯防止に向けた措置では、「子ども対象・暴力的性犯罪」の出所者の中には所在不明となる者も少なくないと聞いているが、ここ五年間で所在不明となった者は何人いるのか。また、その原因は何か。さらに、所在把握の強化にどのように取り組んでいるのか。

2 米国、フランス、英国、韓国等では、再犯を防止するため、性犯罪前歴者にGPS所持を義務付けているが、諸外国においては、それにより主にどのような効果があるのか。

3 我が国において、犯罪の予防という観点から、性犯罪前歴者に対し、GPS着用義務化を行う場合、二重処罰の禁止をはじめ、プライバシー権、居住・移転の自由といった憲法で保障されている権利との関係で、それぞれどのような問題があると認識しているのか。

4 性犯罪前歴者に対してGPS着用を義務付ける制度については、様々な課題があるため、多面的な検討が必要ではあるものの、犯罪の予防という観点からメリットもあると考えられるが、このような制度を設けることについて、政府として、どのように考えるのか。右質問する。

内閣衆質一七七第二六二号

平成二十三年六月二十八日

内閣総理大臣 菅 直人
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員秋葉賢也君提出性犯罪前歴者に対するGPS着用の義務化に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員秋葉賢也君提出性犯罪前歴者に対するGPS着用の義務化に関する質問に対する答弁書

1について

御指摘の「警察が行っている「子ども対象・暴力的性犯罪」の出所者による再犯防止に向けた措置」については、平成十七年六月一日より実施し、本年五月三十一日時点で八百四十六人の出所者が対象となっており、四十一人について警察がその所在を確認できていない。

出所者の所在が確認できていない原因については、保護観察に付されていない出所者について住所の届出義務が課されていないことや、出所者の社会復帰等を妨げないよう、警察官と出所者の接触を控えてきたため、効果的な所在の確認を行うことが困難であったこと等が考えられる。

こうした状況を踏まえ、警察においては、本年四月一日以降、出所者に対して定期的な訪問を行うことにより所在の確認を強化しているところである。

2について

米国、フランス、韓国等においては、現在、

性犯罪者等のうち一定の者に対して、GPS装置を着用させる制度が設けられているものと承知しているが、性犯罪の再犯防止に対するこれらの制度の効果を明確に示す公的な資料の存在については承知しておらず、その制度の効果についてお答えすることは困難である。

英国においては、平成十六年から平成十八年までの間、一定の者にGPS装置を着用させる制度の試行が行われたが、その後、その制度の導入には至っていないものと承知している。

3及び4について

御指摘のような制度を設けることについては、犯罪を予防する効果の有無や程度をどのように考えるか、どのような根拠に基づいてどのような者を対象にどのような措置を採ることが許可されるのか、対象者の社会復帰のための努力を阻害するおそれがないか、対象者や家族の生活に悪影響を及ぼすのではないかなどの様々な問題が考えられるところであり、お尋ねの「二重処罰の禁止」、「プライバシー権」、「居住・移転の自由」等との関係を含め、様々な観点からの慎重な検討が必要であると考えている。

平成二十三年六月二十日提出
質問 第二六三号
東日本大震災に係る被災者支援の現状に関する質問主意書

提出者 橋 慶一郎

東日本大震災に係る被災者支援の現状に関する質問主意書

平成二十三年三月十一日の東日本大震災の発災から三ヶ月が経過し、被災地の直面する課題にも変化が見られるところである。避難所生活からの解放、被災者への義援金等の確実な支給、また、福島第一原子力発電所の事故により長期にわたる避難を余儀なくされている住民や関係者への仮払い等の課題の処理に政府が努力している現状を理解しつつ、事態の進捗を求める立場から、現状について以下十四項目にわたり質問する。

- 一 直近の避難者数を岩手県・宮城県・福島県・その他の四区分について示されたい。
- 二 一の避難者数について、岩手県・宮城県・福島県の三県それぞれに、避難所に宿泊する者・在宅通所者に分けて示されたい。
- 三 二のうち、「避難所に宿泊する者」については仮設住宅への入居が想定されるものと思うが、現在の建設予定戸数で対応は可能か、確認する。
- 四 二のうち、「在宅通所者」について、これを解消しなければ、避難所は閉鎖できないものと思うが、対処方針を伺う。
- 五 日本赤十字社の義援金について、岩手県及び宮城県の配分が遅れているのに対し、福島県の配分は順調に進んでいると理解しているが、現状を確認する。また、岩手県・宮城県と福島県との違いの理由として、把握されているところを伺う。
- 六 都道府県会館で扱っている生活再建支援金に

ついて、直近の申請件数及び支払い済み件数を伺う。

- 七 六月に入り、都道府県会館の事務処理体制を強化されたとのことであるが、現状及び今後の対処方針を伺う。
- 八 都道府県会館では、厳しい事態に対応し、体制の強化を図ったとのことであるが、これらの事務費についても、国の支援が必要ではないかと思料する。内閣の見解を伺う。
- 九 政府において把握されている、東京電力がこれまでに被災世帯に支払った仮払金の件数及び総額を示されたい。
- 十 東京電力に対し、政府において把握されている、これまでに農林漁業者から請求された補償金額の総額及び仮払金の総額を示されたい。
- 十一 東京電力に対し、政府において把握されている、これまでに農林漁業者以外の事業者から請求された補償金額の総額及び仮払金の総額を示されたい。
- 十二 東京電力が九から十一において既に支払った仮払金の合計額を伺う。この数値は、早晩千二百億円を超えるのではと思料するが、内閣の見解を伺う。
- 十三 避難された方々に対する仮払いは、夏を目途に二回目が必要になるのでは、と思料するが、内閣の見解を伺う。
- 十四 東京電力による避難者及び事業者への仮払いは、適切かつ円滑に進める必要があると考えるが、内閣の見解及び今後の対処方針を伺う。

内閣衆質一七七第二六三号
平成二十三年六月二十八日

内閣総理大臣 菅 直人
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員橋慶一郎君提出東日本大震災に係る被災者支援の現状に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員橋慶一郎君提出東日本大震災に係る被災者支援の現状に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの避難者の数は、平成二十三年六月十六日現在、岩手県では一万八千六百四十一人、宮城県では一万九千二百六十六人、福島県では二万二千六十三人、その他の都道府県では二万四千三百六十六人である。このうち、避難所にいる者の数は、岩手県では七千八十八人、宮城県では一万七千二百三十一人、福島県では四千七百四十四人、その他の都道府県では二千三百四十四人である。また、在宅通所者(在宅で、避難所において給食や物資の支援を受けている者をいう。以下同じ。)の数は、岩手県では九千五百九十一人であるが、その他の都道府県については把握していない。

三について

政府としては、関係各県において、被災者の希望や活用可能な民間賃貸住宅の状況等を勘案し、適時見直しを行った上で、建設が必要となる応急仮設住宅の戸数が示されているものと承知している。

四について

避難所における在宅通所者に対する支援については、各地方公共団体において、地域の実情を踏まえ、その終了の可否を判断することになる。

五について

お尋ねの義援金については、日本赤十字社及び各市町村からの報告によれば、平成二十三年六月二十日現在、第一次配分として日本赤十字社等から各県に送金された義援金のうち、岩手県で約六十四パーセント、宮城県で約五十五パーセント、福島県で約六十八パーセントが被災者に配付されている。

また、お尋ねの「違いの理由」については、被災状況の違いなど様々な事情があり、一概に回答することは困難であるが、福島県においては、義援金の配付対象である、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故により避難のための立退き又は屋内への退避を指示された世帯について、住家の被害認定の事務が不要であったことなどがあるものと考えられる。

被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）第三条第一項の規定による被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）については、平成二十三年六月二十二日現在、五万六千四百三十八件の申請が同法第六条第一項に規定する被災者生活再建支援法人である財団法人都道府県会館に対してなされており、そのうち、二万四千四百三十五件の審査が完了し、支給手続が行われているものと承知している。

七について

お尋ねについては、財団法人都道府県会館において、事務処理要員の大幅な増員、勤務体制の見直し等が行われており、さらに、今後支援金支給システムの改善等が行われるものと承知している。

八について

支援金の支給に関する事務は、都道府県が被災者生活再建支援法人である財団法人都道府県会館に委託しているものであり、政府としては、当該事務に要する事務費について、直接支援を行うことは考えていない。

東京電力株式会社による仮払補償金については、平成二十三年六月二十日現在、支払総額は約五百二億円であり、このうち、被災世帯に対するものは約四百八十八億円、農林漁業者に対するものは約十二億円、農林漁業者以外の事業者に対するものは約二億円であると承知している。また、被災世帯に対する支払件数は約五万二千件であると承知している。なお、農林漁業者及び農林漁業者以外の事業者から同社に対して請求された補償金の総額については、同社において公表しておらず、政府として把握していない。

今後の仮払補償金の支払については、原子力損害賠償紛争審査会が策定する指針等を踏まえ、東京電力株式会社が対応を検討するものであるため、政府として、今後の見通しについて確定的なことを申し上げることは困難である。

十三及び十四について
お尋ねの点を含め、今後の仮払補償金の支払

については、原子力損害賠償紛争審査会が策定する指針等を踏まえ、東京電力株式会社が速やかに対応を検討することになると承知している。

政府としては、平成二十三年六月十四日に原子力損害賠償支援機構法案を国会に提出したところであり、被害者の方々が迅速かつ適切な賠償を受けられるよう、万全を期してまいりたい。

平成二十三年六月二十日提出
質 問 第 二 六 四 号

北海道根室管内で発生している爆音への政府の対応に関する質問主意書

提出者 浅野 貴博

北海道根室管内で発生している爆音への政府の対応に関する質問主意書

北海道根室管内で、本年の春以降、原因のわからない爆音が続き、地域住民が困惑している問題に関し、六月十七日、根室市は爆音の原因が国後島の弾薬処理との情報を得て、外務省に照会したところ、同省としても同日ロシア側に確認し、右が事実であることがわかったとのことである。右を踏まえ、質問する。

一 根室管内で発生している爆音の原因は結局何であるのか。外務省が確認している事実を、改めて正確に説明されたい。

二 外務省として、根室市から事実関係の確認とロシア側への中止要請を求められていると承知するが、右につき、これまでどのような対応を

とつていいのか説明されたい。

三 この爆音並びに衝撃波の問題は、根室管内の住民を悩ませてきたものであり、一刻も早い中止と今後の再発防止を実現するよう、ロシア側に強く要請する必要があると考える。根室市からの要請を受けた外務省による二の対応について、ロシア側から具体的にどのような回答があり、どのような対応がとられているのか、詳細に説明されたい。

内閣衆質一七七第二六四号
平成二十三年六月二十八日

衆議院議長 横路 孝弘殿 直人

衆議院議員浅野貴博君提出北海道根室管内で発生している爆音への政府の対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員浅野貴博君提出北海道根室管内で発生している爆音への政府の対応に関する質問に対する答弁書

一について
お尋ねの原因については、外務省として、ロシア側が、古い弾薬の処理を加速化するため、国後島において、一度に大量の弾薬の処理を行ったことにあるとの情報に接している。

二及び三について
外務省からロシア側に対し、事実関係を照会するとともに、安全確保の観点から、本件の原因がロシア側にあるのであればそれを除去する

よう申入れを行った。これに対し、現時点においてロシア側から事実関係についての具体的な説明等は得られていない。

一、去る一日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員木村太郎君提出国際熱核融合実験炉（ITER）の実験開始時期に関する質問に対する答弁書

衆議院議員照屋寛徳君提出インターネット上に流出した警察捜査資料に関する質問に対する答弁書

衆議院議員浅野貴博君提出東日本大震災発生後の政府の対応についての内閣総理大臣の認識並びに自身の出処進退についての発言の真意等に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員大口善徳君提出お茶における放射性物質の暫定規制値に関する質問に対する答弁書
衆議院議員浅野貴博君提出韓国国会議員が我が国固有の領土である竹島で会議開催を目論んでいることに対する政府の対応に関する質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎君提出東北自動車道における物損事故の増加に関する質問に対する答弁書

平成二十三年六月二十二日提出
質問 第一二六五号

国際熱核融合実験炉（ITER）の実験開始時期に関する質問主意書

提出者 木村 太郎

国際熱核融合実験炉（ITER）の実験開始時期に関する質問主意書

昭和六十年、ジュネーブでの米ソ首脳会談をきっかけに開始された核融合研究開発は、後に国際熱核融合実験炉（ITER）計画として、日本・米国・ロシア・EU・韓国・中国・インドの世界七カ国・地域が共同で平和目的の核融合エネルギーが科学技術的に成立することを実証するために、人類初の核融合実験炉を実現しようとする大型国際プロジェクトである。ITERは実用化規模のエネルギーを発生する最初の核融合炉であり、エネルギー源としての核融合研究開発にとって極めて重要なステップと考えられる。

核融合エネルギーは現行の原子力発電所の核分裂反応と比べて非常に安全性が高いとされ、未来のエネルギーとして期待されている。しかし、核融合実用化に向けての大きな一歩であるITERの実験開始時期が、先の東日本大震災の影響を受けて大幅に遅れる見通しとなった。茨城県にある日本原子力研究開発機構の那珂核融合研究所が被災をし、復旧のメドが立たないためであるが、六月十五日に開かれたITER機構理事会においても実験炉の運転開始が遅れる見通しは示されたが、実際の程度遅れるのかは未定となっている。福島第一原発事故を受けて将来的に自然エネルギーの普及や代替エネルギーの開発は必要不可欠であるが、その一つとして考えられる核融合エネルギーの実用化が遅れることは日本だけではなく、世界にとっても大変問題があると考えられる。

一日でも早く那珂核融合研究所を復旧させることが急務である。

従って、次の事項について質問する。

一 ITER計画の着実な実施のため、日本原子力研究開発機構の那珂核融合研究所の一日でも早い復旧が必要と考えるが、国として具体的にいつまでに復旧させる予定なのか、管内閣の具体的な見解如何。

二 ITER関連施設として国内には青森県の青森研究開発センターと茨城県の那珂核融合研究所の二ヶ所あるが、ITER計画の着実な推進のために国として両施設とどのように連携を取るのか、管内閣の見解如何。

三 菅政権はエネルギー基本計画の見直しを掲げているが、原子力エネルギーに代わる次世代エネルギーとして核融合エネルギーの実用化をどのように位置づけているのか、管内閣の見解如何。

四 ITERの次段階として発電実証を行う原型炉を我が国に誘致する考えはあるのか、管内閣の見解如何。

右質問する。

内閣衆質一七七第二六五号
平成二十三年七月一日
内閣総理大臣 菅 直人
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出国際熱核融合実験炉（ITER）の実験開始時期に関する質問に対する答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員木村太郎君提出国際熱核融合実験炉（ITER）の実験開始時期に関する質問に対する答弁書

一について

独立行政法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）の那珂核融合研究所の「イーター事業（イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の設立に関する協定）（平成十九年条約第十五号）」に基づき行われる、平和的目的のための核融合エネルギーの科学的及び技術的な実現可能性を証明することを目的とする国際的な事業をいう。以下同じ。に關連する施設については、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震により建屋が大きく損傷し、現在、原子力機構において、同施設内に設置されている各種装置の被害状況の把握に努めているところであり、お尋ねについてお答えすることは困難である。

二について

我が国においては、イーター事業において我が国が分担する事項のほか、「核融合エネルギーの研究分野におけるより広範な取組を通じた活動の共同による実施に関する日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定」（平成十九年条約第五号）に基づく「イーター事業及び平和的目的のための核融合エネルギーの早期の実現を支援するより広範な取組を通じた活動」において我が国が分担する事項について、原子力機構を実施機関等として指定して実施することとして

おり、原子力機構においては、これらの事項に係る取組を那珂核融合研究所や青森研究開発センターにおいて実施しているところであるが、政府としては、引き続き、国際的枠組みの下で、これらの事業等を着実に推進することとしている。

三について

政府としては、核融合エネルギーの利用について、「エネルギー基本計画」（平成二十二年六月十八日閣議決定）において、「長期的視野にたつて、ITER計画やこれに連携した幅広いアプローチ活動を始める核融合について着実に推進することとしているが、その実用化については、いまだ核融合エネルギーの科学的及び技術的な実現可能性等を明らかにできる段階にないことから、特段の方針を示していない。なお、今後のエネルギー政策の在り方については、東日本大震災を踏まえ、国民各層の御意見を伺いながら、予断なく議論を行うこととしており、「エネルギー基本計画」の見直しについても、そうした議論の中で検討することとしている。

四について

核融合エネルギーについては、現在、イーター事業において、その科学的及び技術的な実現可能性の証明に取り組んでいるところ、お尋ねの「発電実証を行う原型炉」については、イーター事業等の成果を踏まえ、その在り方を検討する必要があると考えており、これを「我が国に誘致する」かについては、現時点では決まっていない。

平成二十三年六月二十二日提出
質 問 第 二 一 六 六 号

インターネット上に流出した警察捜査資料に関する質問主意書

提出者 照屋 寛徳

インターネット上に流出した警察捜査資料に関する質問主意書

二〇一〇年十月二十八日頃、警視庁公安部外事三課のものとみられる捜査資料一一四点がインターネット上に流出し、政府がこれを二か月近く放置する間に世界各国でダウンロードされ、また、捜査資料をそのまま書籍にして販売する出版社まであらわれ、問題となっている。

前記一一四点の資料には、公安警察の対テロ捜査方針や捜査実態を示す資料が多数含まれていたほか、日本国内に在住するイスラム教徒の個人や団体についての大量のプライバシー情報が含まれている。

流出から二か月近く経った同十二月十四日、警察庁は「国際テロ対策に係るデータのインターネット上への掲出事案に関する中間的見解等について」と題する書面（以下、「中間的見解」という）を発表したものの、情報流出の被害者への謝罪は、いままもつてなされておらず、被害は継続している。

この事件は、公安警察における杜撰な情報管理の問題性を提起したが、同時に、流出した資料に記載されていた内容を前提とすると、公安警察が、わが国在住のイスラム教徒すべてを対象とする網羅的な捜査を行っており、憲法で保障された信教の自由を侵害している怖れがあることを明らかにした。

以下、質問する。

一 二〇一〇年十月二十八日頃、警視庁公安部外事三課のものとみられる捜査資料一一四点がインターネット上に流出し、捜査機関が収集した大量のプライバシー情報が流出した（以下、本件事件という）。この事件について、政府の見解を明らかにされたい。

二 本件事件につき、警察庁が二〇一〇年十二月二十四日に出した「中間的見解」によると、「本件データには、警察職員が取り扱った蓋然性が高い情報が含まれていると認められた」とあるが、端的に「警察から捜査資料が流出した」という政府の見解と受け止めてよいのか。

三 警察庁の「中間的見解」によると、その（二）として、本件データについては、「ア、個人又は団体の権利利益を害するおそれ」「イ、関係国との信頼関係を損なうおそれ」「ウ、公共の安全と秩序の維持及び以後の警察による情報収集活動等の適切な遂行に支障を及ぼすおそれ」のいずれかの理由により、当該データを警察が作成し、又は保管しているものであるかを個別に警察として明らかにすることは適当でない、としている。前記一一四点の捜査資料のそれぞれについて、このアからウのいずれの理由で「個別に明らかにできない」のか明確にした上で、政府の見解を示されたい。

四 二〇一〇年十二月二十四日の警察庁公表書面は「中間的見解」となっているが、捜査結果を含めた最終的な見解はいつまでに、どのような形で公表するおつもりか、政府の見解を示されたい。

い。

五 本件事件の結果、プライバシーを暴露され、誤った情報の流布によって名誉毀損の被害にあり、身辺を危険に晒され、職を失い、海外渡航や帰国上の支障を被るなど被害者にはそれぞれに甚大な被害が発生している。これらについて実態把握をしておられるか、又、各被害者らに対し、警察庁としての謝罪は行ったのか、政府の見解を示されたい。

六 本件事件の被害者らに対し、相談、対応を行う窓口を設けたのか、設けたのであれば当該機関の名称を明らかにされたい。

七 本件事件の被害者らに対し、個別又は一律に慰謝料等の損害賠償を行う意思はあるか、政府の見解を明らかにされたい。

八 本件事件のような事態が今後発生することを防止するため、どのような再発防止策を取られているのか、政府の見解を明らかにされたい。

九 本件事件で流出した前記一一四点の資料のうち、「イラン大使館の職員給与等振り込み状況等の判明について」と題する資料の中で、東京三菱銀行（当時）の虎ノ門支店の主任が、在東京のイラン・イスラム共和国大使館の職員全員について、給与等の振込情報を含む個人情報報告を、警察組織に報告していたことが記載されているが、これらの個人情報報告は、刑事訴訟法第九十七条第二項に基づく捜査事項照会に依拠して提供されたものか、政府の見解を示されたい。

十 本件事件で流出した前記一一四点の資料には、「平成二十年六月十八日付、外事第三課・モスク 六月二十三日以降のモスク視察体制等

についてあるいは、「平成二十年十月六日企画分析くらマダーン期間中のモスク等の動向及びイード・アル・フィトルの結果について」などと題した資料が多数含まれており、イスラム教徒のモスクでの礼拝状況を監視していたことが記載されている。このような警察の捜査手法はイスラム教徒の信教の自由を侵害すると考えるが、政府の見解を明らかにされたい。
右質問する。

内閣衆質一七七第二六六号
平成二十三年七月一日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員照屋寛徳君提出インターネット上に流出した警察捜査資料に関する質問に、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員照屋寛徳君提出インターネット上に流出した警察捜査資料に関する質問に対する答弁書

一について

平成二十二年十月に警察において認知した、国際テロリズム対策に係るデータがインターネット上に掲出された事案(以下「本件事案」という。)について、警察職員が取り扱った蓋然性が高い情報が含まれているデータがインターネット上に掲出されたことにより、不安や迷惑を感じる方々が現にいるという事態に至ったことは極めて遺憾である。

警察においては、本件事案により個人情報が出された者に対する保護その他の措置を講ずるとともに、本件事案について組織の総力を挙げて事実の究明を図っているところであり、また、情報保全の徹底・強化を推進しているところである。

二について

本件事案においてインターネット上に掲出された百十四件のデータ(以下「本件データ」という。)については、警察において、警察が保有するデータと同一のものであるかを確認するため必要な調査を行っているところ、本件データに含まれる情報に着目した調査として、情報の内容等の分析、関係職員からの聞き取り等を行った結果、本件データには、警察職員が取り扱った蓋然性が高い情報が含まれていると認められたものであるが、現時点において、本件データとファイル形式等が同一である警察が保有するデータは確認されていない。

三について

本件データに含まれる情報について、それが警察が保有するデータに含まれているものかを個別に明らかにすることは、個人若しくは団体の権利利益を害するおそれがあること、関係国との信頼関係を損なうおそれがあること、又は公共の安全と秩序の維持及び爾後の警察による情報収集活動等の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから適当でないと考えているところ、本件データの一件一件について、これらの理由のうちいずれに該当するかを明らかにすることは、当該データに含まれる情報が警察が

保有するデータに含まれているものかを個別に明らかにすることにつながるから、お尋ねについてお答えすることは差し控えたい。

四について

本件事案については、現在、警察において、組織の総力を挙げて事実の究明に取り組んでいるところであり、その結果の公表の在り方については、今後の状況を踏まえ適切に判断してまいりたい。

五について

警察庁としては、警察職員が取り扱った蓋然性が高い情報が含まれているデータがインターネット上に掲出されたことにより、不安や迷惑を感じる方々が現にいるという事態に至ったことは極めて遺憾であると考えており、その旨を平成二十二年十二月二十四日に公表した「国際テロ対策に係るデータのインターネット上への掲出事案に関する中間的見解等について」等において明らかにしている。

また、警察庁では、同月九日に開催した会議において、全国の都道府県警察本部の外事担当課長等に対し、本件事案によりインターネット上に個人情報が出された者については、その心情に十分配慮し、不安感の除去に努めるほか、状況に応じて安全確保のために必要な措置を講ずるなど、的確な対応に努めるよう指示を行ったところであり、現在、警察において、個人情報が出された者で連絡することが可能なものに対し、諸事情を勘案しつつ、個別に面会するなどして必要な措置を確認するなどしているところである。

六について

お尋ねについては、例えば、警視庁においては、本件事案の関係者に対する適切な対応を図るため、平成二十二年十二月九日付けで関係する所属に対して通達を発出し、関係者から一〇番通報が寄せられるなど、本人や親族等の生命、身体、財産等に危害が及ぶおそれが生じた際には、迅速かつ的確な対応が組織的にできるよう、所属内で必要な情報共有を図るなど突発事案に対する体制を構築すること、関係者から相談、苦情等の申出があった際には迅速かつ適切な措置を講ずること等を指示したところと承知している。

七について

平成二十三年六月二十七日時点で、本件事案に関し、国に対し損害賠償が請求された事案は把握しておらず、お尋ねについてお答えすることは差し控えたい。

八について

政府における情報保全については、平成二十二年十二月に内閣官房長官を委員長とする「政府における情報保全に関する検討委員会」を設置し、秘密保全に関する法制の在り方及び特に機密性の高い情報を取り扱う政府機関の情報保全システムにおいて必要と考えられる措置について検討しているところである。

また、警察庁においては、本件事案を受け、全国の都道府県警察に対して情報保全に係る実地調査を行ったほか、平成二十三年一月には、各都道府県警察に対し、情報の持ち出しを物理的に困難にする情報保全システムの確立を始め

とする情報保全の徹底・強化について指示したところであり、警察における情報保全に万全を期すこととしている。

九及び十について

三について述べたとおり、本件データに含まれる情報について、それが警察が保有するデータに含まれているものを個別に明らかにすることは適当でないと考えているところ、お尋ねについては、本件データに含まれる情報が警察が保有するデータに含まれていることを前提としたものであり、お答えすることは差し控えたい。

平成二十三年六月二十二日提出
質 問 第 二 六 七 号

東日本大震災発生後の政府の対応についての
内閣総理大臣の認識並びに自身の出処進退に
ついての発言の真意等に関する第三回質問主
意書

提出者 浅野 貴博

東日本大震災発生後の政府の対応について
の内閣総理大臣の認識並びに自身の出処進
退についての発言の真意等に関する第三回
質問主意書
本年六月二日、菅直人内閣総理大臣は、衆議院
本会議前の代議士会において次の発言をしてい
る。

「私に不十分なところがあり、野党が不信任案
を出すことにつながり、私の不十分さで皆さんに
もご迷惑をかけることをおわびしたい。」
三月十一日に発生した東日本大震災の復旧復興

の道筋を付け、原発事故の一日も早い収束を図る
ことに全力を傾注せねばならない。被災者から
『遅い』、『不十分だ』と厳しい指摘をいただき、私
の指導力、考え方、不十分だった部分も多々ある
が、政治家、国家公務員、地方公務員が全力を挙
げて取り組んでいることはお互いに確認できるの
ではないか。

皆さんに三つ申し上げる。一つは復旧復興に向
け、全身全霊をあげて最大限の努力をする。この
ことを国民の皆さんに改めてお約束したい。

二つ目は民主党を決して壊さない。壊してはな
らない。そういう根本に立って行動すると約束し
たい。三つ目は、自民党に政権を戻すことがない
ようにしっかりと対応していく。このことを私の行
動の基本に置いて進めることを約束する。

野党から『お前が総理では物事が進まないから
地位を外れる』と強い指摘をいただいている。『あ
りとあらゆることを、地位にしがみついたために発
言し、行動している』と厳しい批判をいただいて
いるが、その（総理の）立場、その地位に立った者
として責任をしっかりと果たせるかを考えて行動し
てきたつもりだ。

そうした中で、今回の震災を迎えた。私として
は、大震災に取り組み一定のめどが付いた段階、
私がやるべき一定の役割が果たせた段階で、若い
世代の皆さんにいろんな責任を引き継いでいただ
きたいと考えている。

私にはまだ、松山の五十三番札所から八十八番
札所まで、お遍路を続ける約束も残っている。し
かし、大震災、原発事故に一定のめどがつくま
で、ぜひとも私にその責任を果たさせていただ

たい。その責任を皆さんとともに果たさせていた
だきたい。

そのために、本日、野党から出される不信任
案に、皆さん方の一致団結しての否決という対応
をぜひお願いしたい。」

右の発言（以下、「総理発言」とする。）を巡り、
前々回質問主意書で種々質問したところ、「前々
回答弁書（内閣衆質一七七第二四〇号）では、お尋
ねの『総理発言』は菅内閣総理大臣の民主党代表と
しての発言であるが、お尋ねの同発言の趣旨等に
ついては、平成二十三年六月二日午後の内閣総理
大臣官邸における記者会見等において、菅内閣総
理大臣が述べたとおりであると承知している。」と
の答弁がなされているのみである。右と「前回答
弁書」（内閣衆質一七七第二四〇号）を踏まえ、再
度質問する。

一 本年六月二日午後の記者会見（以下、「会見」
とする。）では、菅総理は「代議士会の中で私自
身の言葉で申し上げたところです。」「同じ答
えで恐縮ですが、多分皆さん方も、私の代議士
会でのお話は直接かテレビかで聞かれたと思い
ます。そこで申し上げたとおりです。」「その
代議士会での私自身の発言に私自身責任を持つ
のは当然だと思っています。」と、「会見」での発
言の真意は総理発言にある通りである旨の発
言を繰り返していた。前回質問主意書で、右
は、「総理発言」が民主党代表として行ったもの
であつても、菅総理は内閣総理大臣として、そ
の内容を実行する責務を負うことを自ら明らか
にしているものに他ならないと考え、菅総理の
認識如何を問うたが再度伺う。

二 前回質問主意書で、「総理発言」の中に、本年
三月十一日に発生した東日本大震災、それに伴
う福島第一原発事故に対する政府の対応につい
ての言及があるが、菅総理として、これまでの
対応をどう総括しているか、自身のリーダー
シップ、政府部内の連絡体制、国民に対する情
報開示等、対応全般について、反省点も含めど
うであつたと認識しているかと、改めて総理自
身の言葉で詳細な説明をすることを求めたが、
「前回答弁書」では、「お尋ねについては、先の
答弁書（平成二十三年六月十日内閣衆質一七七
第二二四号）一から六までについてでお答えし
たとおりである。」との答弁がなされている。菅
総理として、右の問いに対し、明確な答弁を避
けるのはなぜか、その理由を明らかにされた
い。

三 「総理発言」の中に、「私としては、大震災に
取り込む一定のめどが付いた段階、私がやるべ
き一定の役割が果たせた段階で、若い世代の皆
さんにいろんな責任を引き継いでいただきたい
と考えている。」との部分があることに関し、
前々回質問主意書で、右の「大震災に取り込む
一定のめどが付いた段階」、「私がやるべき一定
の役割が果たせた段階」とは、菅総理として、
菅内閣として、つまり政府として、東日本大震
災並びに福島第一原発の事故に関し、具体的に
どのような対応が取れた段階のことを示し、具
体的に何年の何月頃を指しているのかと問うた
ところ、「前々回答弁書」では前文にある答弁が
なされているのみである。しかし、菅総理が具
体的にいつ頃まで総理を続け、具体的に何を成

し遂げれば一定のめどとするのかについては、「会見」でも明らかにされていない。菅総理として、何をもち「一定のめど」とみなし、具体的にいつ、総理の職を辞するのかという質問に対し、「前回答弁書」でも「お尋ねについては、先の答弁書（平成二十三年六月十日内閣衆質一七七第二四号）一から六までについてでお答えしたとおりである。」との答弁がなされているのみである。菅総理として、あくまで「会見」の内容が全てと言うのなら、そのどこに右の当方の問いに対する明確な答弁が含まれているのか、具体的な箇所を指定し、示されたい。

四 そもそも菅総理として、六月二日の代議士会並びに「会見」において、辞意を表明したと認識しているか。

五 菅総理として、辞任の時期を明確にせず、のらりくらりと辞任を先延ばしにしている理由は何か。

六 菅総理が辞任の時期を明確にせず、のらりくらりと先が見えない中で政権運営を続けていることで、被災地の復旧、復興はじめ、我が国の国政全般が今や大きく滞っていると考えるが、菅総理の認識如何。

七 菅総理が辞任の時期を明確にせず、のらりくらりと先が見えない中で政権運営を続けていることで、諸外国に対する我が国の信頼が損なわれ、様々な外交日程を組むこともままならず、我が国の外交は著しく停滞しているものと考えるが、菅総理の認識如何。

内閣衆質一七七第二六七号
平成二十三年七月一日

衆議院議長 横路 孝弘殿 菅 直人

衆議院議員浅野貴博君提出東日本大震災発生後の政府の対応についての内閣総理大臣の認識並びに自身の出処進退についての発言の真意等に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員浅野貴博君提出東日本大震災発生後の政府の対応についての内閣総理大臣の認識並びに自身の出処進退についての発言の真意等に関する第三回質問に対する答弁書

一及び四について

お尋ねについては、先の答弁書（平成二十三年六月十日内閣衆質一七七第二四号。以下「先の答弁書」という。）一から六までについてでお答えしたとおりである。

二について

先の答弁書一から六までについてでお答えした内容で明確であると考えからである。

三について

前回質問主意書（平成二十三年六月十日提出質問第二四〇号）五及び六の質問については、前回答弁書（平成二十三年六月二十一日内閣衆質一七七第二四〇号）二、三、五及び六についてでお答えしたとおり、平成二十三年六月二日午後の内閣総理大臣官邸における記者会見等の菅内閣総理大臣の発言全体の文脈から明確に

なっているものと考ええる。

五及び六について

菅内閣としては、東日本大震災への対応を含め、各般の施策に全力で取り組み、着実に処理してきているところであり、御指摘は当たらないと考える。

七について

菅内閣としては、菅内閣総理大臣及び閣僚による訪日外国要人との会談、閣僚による外国訪問等により外交案件を着実に処理してきているところであり、御指摘は当たらないと考える。

平成二十三年六月二十二日提出
質問 第二一六八号

お茶における放射性物質の暫定規制値に関する質問主意書

提出者 大口 善徳

お茶における放射性物質の暫定規制値に関する質問主意書

お茶における放射性物質の暫定規制値について、質問する。

一 食品衛生法に基づく厚生労働省が定める「食品中の放射性物質の暫定規制値」では、生葉、荒茶が一キログラム当たり五〇〇ベクレル（放射性セシウム）、飲用茶が一キログラム当たり二〇〇ベクレル（放射性セシウム）が適用されたが、その科学的根拠は何か。

二 お茶のような加工品は実際に消費者に経口摂取される際の安全性が重要であって、財団法人日本食品分析センターの検査でも、飲用段階で

は五十分の一程度まで数値が下がることが判明しており、飲料水の放射性セシウムの暫定規制値二〇〇ベクレルを大きく下回っている。飲用茶でなく流通段階にある荒茶という中間加工品をあえて取り上げた理由は何か。

三 食べられているのは主に「碾（てん）茶」（抹茶の原料で、「荒茶」はごく一部で例外的であるのが実態であり、社団法人日本茶業中央会発行の「平成二十三年版 茶関係資料」によると、平成二十二年の「碾茶」の国民一人あたり消費量は年間約十一・五グラムというデータもある。このような消費の実態に即した規制値を設定すべきであると考えが、どうか。

四 生葉の放射性セシウム濃度が暫定規制値を超えたため、国から出荷制限を受け、それによって直接被害を受ける生産者や、特定の産地名が出ることで風評被害を受ける生産者、茶商、小売店に対し、国は今後どのような救済策をとるのか。

五 静岡県の調査により一番茶（製茶の放射性セシウムが暫定規制値を超えたために、静岡県から出荷自粛、自主回収等を要請され、これに応じた結果、収入が途絶えた生産者等）に対して、国は今後どのような救済策をとるのか。

六 内閣府食品安全委員会で検討が行われている食品健康影響評価を踏まえ、新たな規制値を定めるようであるが、いつまでに定めるのか明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一七七第二六八号

平成二十三年七月一日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員大口善徳君提出お茶における放射性物質の暫定規制値に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員大口善徳君提出お茶における放射性物質の暫定規制値に関する質問に対する答弁書

一について

厚生労働省としては、原子力安全委員会が策定した「原子力施設等の防災対策について」に掲載されている「飲食物摂取制限に関する指標」中の値（以下「指標値」という。）を、当面、食品中の放射性物質の規制値（以下「暫定規制値」という。）とし、これを上回る放射性物質が検出された食品については、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第六条第二号に該当するものとして取り扱うこととしたものである。

指標値は、国際放射線防護委員会の勧告、旧厚生省の「国民栄養調査」等を基に、我が国における食品摂取量を考慮して、食品区分ごとに定められたものであり、放射性セシウムに係る食品区分中、飲用茶については、「飲料水に該当し、また、食物として摂取される茶については、「肉・卵・魚・その他」に該当するものである。

なお、指標値は、当該食品区分に該当する

個々の食品の摂取量を考慮して定めたものではなく、当該食品区分に該当する食品全体の摂取量を考慮して定めたものである。

二について

お尋ねについては、「放射性物質が含まれる可能性がある食品等については、人が経口摂取する際の安全性を担保することが重要であり、実際に摂取される段階において、食品衛生法に基づく暫定規制値を超えないようにすること」に留意すべきであるという原子力安全委員会の意見を参考にしつつ、荒茶の一部が飲用以外の用に供するため販売されている実態を踏まえ、荒茶についても暫定規制値を適用すべきであると判断したものである。

三及び六について

現在の暫定規制値の考え方については、一について述べたとおりであるが、厚生労働省としては、現在、食品安全委員会において食品中の放射性物質に係る食品健康影響評価が行われているところであり、今後、当該評価結果も踏まえ、薬事・食品衛生審議会の意見を聴きつつ、速やかに暫定規制値の再検討を進めていくこととしているが、現時点において、そのスケジュールをお示しすることは困難である。

四及び五について

政府としては、御指摘の政府等による出荷制限指示等に係る損害及び「風評被害」については、「東京電力（株）福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する第一次指針」（平成二十三年四月二十八日原子

力損害賠償紛争審査会決定）及び「東京電力（株）福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する第二次指針」（平成二十三年五月三十一日原子力損害賠償紛争審査会決定）に基づき、適切に賠償されるものと考へている。また、両指針において損害賠償の対象とされていない損害のうち原子力損害に該当し得るものの範囲については、今後、原子力損害賠償紛争審査会において検討されるものと承知しており、政府としても、当該検討に資するよう、同審査会に対し、必要な情報提供等を行ってまいりたい。

さらに、今後の茶の生産が適切に行われるよう、茶園における放射性セシウムの汚染メカニズムの解明のための研究を実施し、その結果を踏まえ、放射性セシウム濃度を低減させるための技術を確認するとともに、当該技術の導入を促進するため、技術指導等の支援を実施することとしている。

平成二十三年六月二十三日提出
質問 第二一六 九号

韓国国会議員が我が国固有の領土である竹島で会議開催を目論んでいることに対する政府の対応に関する質問主意書

提出者 浅野 貴博

韓国国会議員が我が国固有の領土である竹島で会議開催を目論んでいることに対する政府の対応に関する質問主意書

本年六月二十日、韓国国会の「独島領土守護対

策特別委員会」の姜昌一委員長が、竹島で右委員会の全体会議を八月十五日に開くことを明らかにしたとの報道がなされている。右を踏まえ、質問する。

一 前文で触れた韓国国会における動向について、政府、特に外務省、在韓国日本国大使館が最初に察知したのはいつか。

二 在韓国日本国大使館より発せられた、前文で触れた動向について報告する公電が外務本省に到着した日、時、分を明らかにされたい。

三 前文で触れた動向は、韓国政府としても正式に後押ししているものか。それとも、独島領土守護対策特別委員会が独自に見せているものか。

四 我が国固有の領土である竹島において、過去に韓国国会の委員会、または本会議が開かれた事実はあるか。

五 前文で触れた委員会の全体会議が竹島で開催された場合、右は我が国の国益にどのような影響を及ぼすか。政府、特に外務省の見解如何。

六 報道によると、姜委員長は「独島は侵略によつて一九〇五年に最初に奪われた土地。解放され、独島を取り戻した日に開催する意義は大きい」と述べているとのことであるが、右発言に対する政府、特に外務省の見解如何。

七 六の姜委員長の発言、そして一連の動向について、政府、特に外務省としてどのような対応をしているのか、詳細な説明を求める。右質問する。

内閣衆質一七七第七二六九号

平成二十三年七月一日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員浅野貴博君提出韓国国会議員が我が国固有の領土である竹島で会議開催を目論んでいることに対する政府の対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員浅野貴博君提出韓国国会議員が我が国固有の領土である竹島で会議開催を目論んでいることに対する政府の対応に関する質問に対する答弁書

一及び二について

大韓民国の姜昌一議員が平成二十三年八月十五日に竹島において大韓民国国会の「独島領土守護対策特別委員会」を開催する旨の発言を行ったこと（以下「大韓民国議員の発言」という。）については、同年六月二十一日に、外務省及び大韓民国日本国大使館が報道により承知したが、公電に関するお尋ねについて明らかにすることは、今後の情報収集等に支障を来すおそれがあることから、差し控えたい。

三について

政府としては、大韓民国議員の発言と大韓民国政府との関係等について説明する立場にはないが、平成二十三年八月十五日に竹島において大韓民国国会の「独島領土守護対策特別委員会」が開催されるとの決定がなされたとの事実は確認していない。

四について

政府として、お尋ねのような事実は把握していない。

五について

仮定の御質問についてお答えすることは差し控えたい。

六及び七について

お尋ねの「二連の動向」の意味するところが必ずしも明らかではないが、竹島は我が国固有の領土であり、政府としては、大韓民国政府に対し、お尋ねの件を含め、累次にわたり竹島問題に関する我が国の立場を申し入れている。

平成二十三年六月二十三日提出
質問 第二七〇号

東北自動車道における物損事故の増加に関する質問主意書

提出者 木村 太郎

東北自動車道における物損事故の増加に関する質問主意書

東日本大震災直後から始まった東北自動車道における応急の復旧工事は約九割が完了したものの、福島・白河IC（岩手・水沢IC間に跨る約二百八十キロの区間では、道路の基礎部分が隆起や沈下によって、路面に断続的なうねりや傾斜が発生し、被災県の各県警のまとめによると、四月以降の二ヶ月間で物損事故が計六百二十一件あり、前年比約三十五パーセント・百六十二件増だったとしている。
本格的な改修工事が完了する見通しが平成二十

五年春頃としているが、向こう二年において、冬場の降雪期や行楽シーズン到来で事故が増加するのではないかと大変心配している。特に被災地周辺の経済活動を支える輸送業者のトラックは揺れが原因で積荷の落下が目立っていると聞く。また多くの利用客が乗車する高速バスなどにおける安全確保など物損事故から人身事故にまで発展しかねないため、応急の対策が必要と考える。さらに東北自動車道沿線には半導体などのサプライチェーンや乳製品工場が点在し、東北地方と首都圏を結ぶ大動脈であり、日本経済の活力源として必要不可欠である。

これまで現政権は高速道路料金について、全く無意味な社会実験を行い、多くの事故による犠牲者を出したばかりである。復旧・復興に向けては、安全・安心を大前提として厳重な品質管理の下、迅速な工事が求められていると考える。

従って、次の事項について質問する。

一 東北自動車道の約二百八十キロ区間で、四月以降の二ヶ月間における物損事故が計六百二十一件あり、前年比約三十五パーセント・百六十二件増だったことについてどのように捉えているのか、管内閣の見解如何。

二 一に関連し、これまで現政権は高速道路料金について、全く無意味な社会実験を行い、多くの事故による犠牲者を出したばかりであるが、どのように反省をしているのか、管内閣の見解如何。

三 一及び二に関連し、事故件数が増加した地域等に対して、国として今後どのような対応をしていくのか、管内閣の見解如何。

四 一〜三に関連し、輸送業者のトラックは揺れ

が原因で積荷の落下が目立っていると聞く。また多くの利用客が乗車する高速バスなどにおける安全確保など物損事故から人身事故にまで発展しかねないと危惧するが、国として今後どのような対応をしていくのか、管内閣の見解如何。

五 一〜四に関連し、これから本格的な改修工事が完了するまで、冬場の降雪期や行楽シーズン到来で事故が増加するのではないかと大変心配している。積雪地帯などでの凍結した冬の路面は非常に危険であるが、国として今後どのような対応をしていくのか、管内閣の見解如何。

六 一〜五に関連し、本格的な改修工事が完了する見通しが平成二十五年春頃としている。現政権の遅々として進まない復旧・復興対応ではさらに工期が延期されるのではないかと懸念しているが、管内閣の見解如何。
右質問する。

内閣衆質一七七第七二七〇号

平成二十三年七月一日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出東北自動車道における物損事故の増加に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員木村太郎君提出東北自動車道における物損事故の増加に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

岩手県警察、宮城県警察及び福島県警察によ

ると、平成二十三年四月一日から同年五月三十一日までの間において、東北縦貫自動車道の白河インターチェンジから水沢インターチェンジまでの区間で発生した物損事故の件数は三百八十七件であり、対前年同期比で百三十九件の増となっている。

当該区間を含め、東北縦貫自動車道において、東日本大震災により路面の段差等が生じている箇所については、東日本高速道路株式会社が応急的な復旧工事を進めるとともに、各県警察と連携して利用者等に対して必要な注意喚起を行っているところであるが、国土交通省及び警察庁としては、今後とも、適切な道路管理、効果的な広報啓発活動等の交通事故防止対策が行われるよう、同社及び各県警察を指導してまいりたい。

また、高速道路(高速道路株式会社法(平成十六年法律第九十九号)第二条第二項に規定する高速道路をいう。以下同じ。)の無料化社会実験は、現在、一時凍結中であるが、高速道路の料金(道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)第二条第五項に規定する料金をいう。)を原則として無料化することによる交通事故の発生件数等への影響を含め、渋滞や環境への影響、他の交通機関への影響、地域経済への効果等、無料化のメリット・デメリットを総合的に検証するための社会実験であり、その検証結果については、取りまとめ次第公表したいと考えている。

五について
高速道路については、路面の凍結対策とし

て、高速道路会社(道路整備特別措置法第二条第四項に規定する会社をいう。)が除雪や凍結防止剤の散布等を行っているところである。国土交通省としては、東北縦貫自動車道についても、今後とも、適切な道路管理が行われるとともに、利用者等に対する注意喚起等の効果的な広報啓発活動が行われるよう、東日本高速道路株式会社を指導してまいりたい。

東北縦貫自動車道に係る本格的な復旧工事は、東日本高速道路株式会社が順次実施することとしているが、国土交通省としては、復旧・復興のための支援物資等の輸送及び繁忙期における交通に支障を及ぼすことのないよう配慮しつつ、本格的な復旧工事の完了ができるだけ早期になされるよう、同社を指導してまいりたい。

一、去る五日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員木村太郎君提出中国の海洋覇権に関する質問に対する答弁書

衆議院議員佐藤ゆうこ君提出自由貿易地域に関する質問に対する答弁書

衆議院議員浅野貴博君提出いわゆる布川事件で容疑者とされ服役させられた人物の無罪が確定した件に対する政府の見解に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員山内康一君提出埋蔵電力に関する質問に対する答弁書

衆議院議員浅野貴博君提出海洋資源生物の保存に対する政府の見解等に関する質問に対する答

弁書

衆議院議員木村太郎君提出被災地におけるホタテ・カキの特定養殖共済に関する質問に対する答弁書

衆議院議員吉井英勝君提出九州電力・玄海原子力発電所の安全性に関する質問に対する答弁書

平成二十三年六月二十四日提出
質問 第一一七 一 号

中国の海洋覇権に関する質問主意書

提出者 木村 太郎

中国の海洋覇権に関する質問主意書

本年六月八日、中国海軍の駆逐艦など計八隻が、沖縄本島と宮古島の間の公海上を太平洋に向けて通過したと、防衛省統合幕僚監部が発表した。これまで主だった中国の海洋進出の活動を、昨年七月ASEAN地域フォーラムにおいて、米

国が非難したところであるが、同年九月には、尖閣諸島沖で領海侵犯した中国漁船が我が国の海上保安庁の巡視船に衝突したのに加え、本年三月から四月にかけて、中国国家海洋局のヘリや小型機が東シナ海において我が国海上自衛隊護衛艦に異常接近、同年五月には、中国監視船が南シナ海において、ベトナムの資源探査船の活動を妨害、そ

して今月、シンガポールでのアジア安全保障会議で、南シナ海の南沙諸島などの領有権を巡り、ベトナムなどと中国が激しく応酬した矢先の今回の行動である。

昭和四十三年、国連アジア極東経済委員会は東シナ海の海底調査報告を発表したが、これを契機に中国は尖閣諸島の領有権を主張し始めるのであ

る。当時この海域において、日本、台湾、韓国、北朝鮮の四ヶ国がそれぞれ鉱区を重なり合っており、定めていたため、日本国岸総理の提唱により、日本、台湾、韓国の三ヶ国で領有権を棚上げし共同開発する計画が進んでいた。そこへ突如として、この海域は中国のものである。日本は、また中国の資源を狙っているのか」と反日を唱えつつ恫喝してきたのである。

換言すれば、中国の狙いは尖閣諸島に限らず、東シナ海全域の海洋覇権ということであり、前記の一連の行動がそれを物語っている。昨年九月、中国漁船衝突事件の際、中国は即座に約束を破り東シナ海の中心に位置する春曉ガス田の開発を再開したが、これは中国海軍の山東半島における北海艦隊と膠州湾における東海艦隊が、沖縄本島と宮古島との間を縫って西太平洋に進出する通路であることは周知の通りである。また、この施設にはヘリポートがあり、今後におけるガス田の計画によれば数ヶ所のヘリポートが完成されることになり、中国海軍、空軍ともに哨戒や演習など現在以上に活発になることは必至である。

戦後の歴史を紐解いた時、日米同盟にとって、国際共産主義勢力に技術援助を以って強化することが、共産主義国内の貧富の差を生じさせ、自由主義国の軍事力強化を生み、世界を軍備強化の悪循環に陥れ、引いては自由主義国内部の社会不安を引き起こし、共産主義国の勢力増大に拍車をかけさせる結果となるということを再認識しなければならぬ。今や核を保有する大国となった中国の目覚ましい発展の、その結果待つのでは人類が核戦争による人類破滅の危機にあることを直視し、

日米安保について、我が国は片務的でなく双務化を促進し、相互・自国防衛により一層努めなければならぬものと考える。

従って、次の事項について質問する。

一 本年六月八日、中国海軍の駆逐艦など計八隻が、沖縄本島と宮古島の間の公海上を太平洋に向けて通過したことについてどのように捉えているのか、菅内閣の見解如何。

二 本年五月、中国監視船が南シナ海において、ベトナムの資源探査船の活動を妨害、そして今月、シンガポールでのアジア安全保障会議で、南シナ海の南沙諸島などの領有権を巡り、ベトナムなどと中国に摩擦が生じ、激しく応酬したことについてどのように分析しているのか、菅内閣の見解如何。

三 二に関連し、本年七月下旬に控えている「ASEAN地域フォーラム」においては、新総理の下での外務大臣が出席するのか、また、現段階において中国に対してどのような抗議をするのか、菅内閣の見解如何。

四 かつて、日本、台湾、韓国の三ヶ国で東シナ海の領有権を棚上げし、共同開発する計画が進んでいたにも拘わらず、突如として「この海域は中国のものであり、日本は、また中国の資源を狙っているのか」と反日を唱えつつ恫喝してきた中国の態度についてどのように捉えているのか、菅内閣の見解如何。

五 昨年、中国が東シナ海を中心に位置する春晓ガス田の開発を再開し、これが中国海軍の山東半島における北海艦隊と膠州湾における東海艦隊が、沖縄本島と宮古島との間を縫って西太平

洋に進出する通路であることについてどのような認識し分析しているのか、菅内閣の見解如何。

六 五に関連し、春晓ガス田の施設にはヘリポートがあり、今後におけるガス田の計画によれば数ヶ所のヘリポートが完成されることになり、中国海軍、空軍ともに哨戒や演習など現在以上に活発になることは必至と考えるが、我が国としてどのように対応していくのか、菅内閣の見解如何。

内閣衆質一七七第七二一号

平成二十三年七月五日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出中国の海洋覇権に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員木村太郎君提出中国の海洋覇権に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の海軍の活動を含め、中国は近年、周辺海域において活動を拡大・活発化させており、政府としては、このような動向について、引き続き注視してまいりたい。

二について

本年五月のベトナムの資源探査船に対する中国公船の行為について、ベトナム政府が中国政府に対して抗議する旨の発表を行ったこと、またアジア安全保障会議において、南シナ海にお

ける問題が議論されたことは承知している。

我が国としては、南シナ海における問題は世界と海洋で結ばれたアジア太平洋地域の平和と安定に直結する国際社会共通の関心事項と認識しており、航行の自由の確保、国際法規の遵守、紛争の平和的解決といった基本的なルールを関係国が相互に確認し、実行していくことが重要と考えている。我が国としても、関係国とともに、引き続き様々な形で海上安全保障における協力の強化に取り組んでいく所存である。

三について

お尋ねのASEAN地域フォーラム(以下「ARF」という。)における出席者については、今後の検討及び調整次第であり、現時点でお答えすることは困難である。また、個別の会議において具体的にいかなる発言を行うかについては事前に予断することは、差し控えたい。いずれにしても、南シナ海における問題については我が国としても関心を有しており、ARFにおいてその平和的解決に向けて建設的な議論が行われることを期待している。

四について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、東シナ海において我が国が他国との間で解決すべき領有権の問題はそもそも存在しない。

五及び六について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、政府としては、今後とも、周辺海域において活動を拡大・活発化させている中国の動向を注視していくとともに、多国間協議を含む中国との安全保障分野における対話や交流を通じ、同国

の国防政策及び軍事力の透明性向上を働きかけるほか、国際的な行動規範の遵守を促す等適切に対応していく考えである。

平成二十三年六月二十四日提出
質問 第一七二号

自由貿易地域に関する質問主意書

提出者 佐藤ゆうこ

自由貿易地域に関する質問主意書

現在、自由貿易地域は沖縄以外には認められていないが、米国や韓国などでは空港や港湾の物流振興としてこの制度を活用している。例えば、韓国は仁川広域市を経済自由区域に指定し、仁川国際空港の後背地を自由貿易地域に指定し、国策として積極的に企業誘致を行っている。今回の東日本大震災の復興に際して、宮城県から第七回復興構想会議において「外国船舶の入港の促進策として、「入港のインセンティブのため、港湾で取り扱う貨物に係る関税を非課税とする特例」を設けること、自由貿易地域を設定することが提言されている。こうした点を踏まえ、質問する。

一 わが国では沖縄県那覇地区に自由貿易地域が設定されている。那覇地区の振興に果たしてきた役割を輸入、輸出量・額の推移で示されたい。

二 わが国で那覇地区以外に自由貿易地域を設定してこなかった理由は何か。また、今日まで地域から自由貿易地域に設定してほしいとの要望はなかったのか、明らかにされたい。

三 東日本大震災の被災地から復興策として港湾

四 新成長戦略の柱として政府が位置づける総合

内閣衆質一七七第二七二号

平成二十三年七月五日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員佐藤ゆうこ君提出自由貿易地域に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員佐藤ゆうこ君提出自由貿易地域

に関する質問に対する答弁書

一について

沖繩振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第四十一条第一項に規定する自由貿易地域については、沖縄における企業の立地を促進するとともに貿易の振興に資するため、沖縄県知事の申請に基づき指定するものであり、御指摘のとおり、自由貿易地域那覇地区を指定しているところである。当該地区における輸入量・輸入額及び輸出货量・輸出額については、平成元年においては輸入が約二百七十四万四千百七十キ

二について

お尋ねの「自由貿易地域」の意味するところが必ずしも明らかではないが、沖縄においては、沖縄振興特別措置法第四十一条第一項に規定する自由貿易地域のほか、企業の立地が進んでいない地域に相当数の従業員を使用する企業等の集積を促進することにより、沖縄における産業及び貿易の振興に資するため、沖縄県知事の申請に基づき、同法第四十二条第一項に規定する特別自由貿易地域として、特別自由貿易地域中城湾港新港地区を指定しているところである。

なお、自由貿易地域那覇地区及び特別自由貿易地域中城湾港新港地区以外の地域については、沖縄県知事から、自由貿易地域又は特別自由貿易地域の指定の申請はされていない。

三について

お尋ねの点を含め、東日本大震災からの復興のための施策については、一日も早い被災地の復興に向け、東日本大震災復興構想会議が平成二十三年六月二十五日に取りまとめた「復興への提言」悲惨のなかの希望」を最大限尊重して、検討してまいりたい。

四について

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第十条又は第三十三条の規定により、内閣

平成二十三年六月二十四日提出
質 問 第 二 七 三 号

第二七三號

いわゆる布川事件で容疑者とされ服役させられた人物の無罪が確定した件に対する政府の見解に関する再質問主意書

提出者 浅野 貴博

いわゆる布川事件で容疑者とされ服役させられた人物の無罪が確定した件に対する政府の見解に関する再質問主意書

一九六七年八月、茨城県利根町市川の男性が殺害された件につき、茨城県警は別件で逮捕していた櫻井昌司さんと杉山卓男さんを同事件の容疑者として再逮捕した。一九七〇年、水戸地方裁判所土浦支部により無期懲役の判決を下され、また七

八年には最高裁判所により上告が棄却され、二人は刑に服することを余儀なくされたものの、二〇一〇年七月から再審公判が始まり、本年五月二十四日、同支部は、櫻井さん、杉山さんが犯人と証明する証拠は存在しないとして無罪判決を言い渡した。六月七日、水戸地方検察庁は上告を断念し、二人の無罪が確定した。右と「前回答弁書」(内閣衆質一七七第七三三三号)を踏まえ、再質問する。

前回質問主意書で、今回、櫻井さん、杉山さんの無罪が確定したことに対する政府の見解、更に何の罪も犯していなかった二人が犯人とされ、四十年以上もの長きに渡り、自由を奪われ、基本的人権を著しく侵害される事態が生じた原因は何か、また当時の警察、検察の対応、特に取調べの方法等には具体的にどのような問題点があったのか等、布川事件に関する政府の総括について問うたところ、「前回答弁書」で政府は「御指摘の『布川事件』については、最高裁判所で無期懲役の判決が確定したものの、再審の判決において、櫻井氏及び杉山氏が犯人であることを推認させる間接証拠は存在せず、また、両氏の自由には信用性がなく、任意性にも疑問があるため、両氏が犯人であると証明するに足る証拠は存在しないとして、強盗殺人につき無罪が言い渡されたものと承知している」とと答弁しているが、一方で「お尋ねは、具体的事件の捜査手続及び刑事裁判手続における捜査機関の活動内容及び裁判所の判断に関わる事柄であるので、お答えを差し控える。」と、政府として布川事件の総括について答弁することは差

官 報 (号 外)

し控える旨の答弁をしている。右答弁にある「具体的事件の捜査手続及び刑事裁判手続における捜査機関」とは、具体的にどの機関を指しているのか明らかにされたい。

二 三権分立の原則から言つて、裁判所の判断について政府、内閣として答えることを差し控えるのは理解できるが、裁判所がその判断を下す根拠を提供した「具体的事件の捜査手続及び刑事裁判手続における捜査機関」には、まぎれもなく行政機関、つまり政府、内閣の一部に属するものも含まれている。その活動内容について、政府として一切の答弁を差し控える必要はないのではないのか。

三 布川事件は、現菅直人内閣の時に発生した事件ではないが、行政機関が誤った判断をし、四十年以上の長きに渡り自由を奪い、日本国憲法の柱である基本的人権を著しく侵害してきたことに對し、やはり現内閣、政府は責任を負うべきであり、一で指摘した前回質問主意書における当方の質問に對し、一にある「前回答弁書」の答弁をすることは、杉山さん、櫻井さんに対しては勿論、我が国民全体に對し、あまりに不誠実であると考ええる。「前回答弁書」に「両氏の自由には信用性がなく、任意性にも疑問があるため、両氏が犯人であると証明するに足りる証拠は存在しない」とあるにも関わらず、当初杉山さんと櫻井さんが犯人とされ、四十年以上もの長きに渡り自由を奪われる事態はなぜ生じてしまったのか、右に關し、当時の警察、検察にはどのような問題があったのか、政府としてどのような総括をしているのか、改めて質問する。

る。

四 前回質問主意書で、当時、櫻井さん、杉山さんの取調べを担当した警察官、検察官のうち、現在も現職でいる者はいるか、警察庁、また検察庁として、櫻井さん、杉山さんに對し、今回の無罪確定を受け、謝罪をする考えはあるか、更に櫻井さん、杉山さんを取り調べた当時の警察官、検察官に對し、現役の者はもちろん、既に退職した者に對しても、二人に謝罪させる考えはあるかと問うたところ、「前回答弁書」では「お尋ねの櫻井氏及び杉山氏の取調べを担当した警察官及び検察官は、既に退職している。」との答弁がなされ、更にそれぞれ「警察庁としては、当時、所要の捜査が尽くされたものと認識しているが、再審の無罪判決を厳粛に受け止めている。」「検察当局においては、御指摘の『布川事件』の捜査・公判活動は適法に行われたものと認識しつつ、再審の無罪判決を厳粛に受け止めているものと承知している。」との答弁がなされている。警察庁、検察庁ともに、それぞれ厳粛に受け止めている一方で、「警察庁としては、お尋ねの櫻井氏及び杉山氏の取調べを担当した警察官に對し、謝罪するよう求めることは考えていない。」「検察当局においては、お尋ねの櫻井氏及び杉山氏の取調べを担当した検察官に對し、謝罪するよう求めることは考えていないものと承知している。」との答弁もなされている。警察庁、そして検察庁として、既に退職はしているものの、杉山さんと櫻井さんの二人の基本的人権を奪う原因をつくった者に對し、謝罪を求める考えがないのはなぜか。

五 「前回答弁書」では、今回の布川事件に限らず、富山県水見市の柳原浩さんが強姦などの容疑で富山県警に誤認逮捕され、二年あまり服役した後に無罪が確定した件や、二〇〇三年の鹿児島県議選において中山信一さんと志布志市の運動員ら十五人が公職選挙法違反容疑で逮捕され、強圧的な捜査等により自由を強要され、後に全員の無罪が確定した件、そして一九九〇年、栃木県足利市で当時四歳の女児が殺害されたいわゆる足利事件で容疑者とされ、無期懲役が確定し、服役中だった菅家利和さんが、女児の下着に付着していた体液のDNA型が菅家さんのものとは一致しないとの鑑定結果が出たことを受け、一昨年六月四日、千葉刑務所から釈放され、後に無罪が確定した件等、近年冤罪事件と言われる事件が多発していることに對する、政府の再発防止策について縷々触れられているが、再発防止を図る上で避けて通れない出発点が、警察庁、検察庁による謝罪であると考ええる。今回の布川事件についても、そもそも警察庁、検察庁として、四で触れたように、今回の無罪判決を厳粛に受け止めているのなら、組織として杉山さんと櫻井さんの二人に謝罪をすべきであると考えるが、検察庁、警察庁の見解をそれぞれ問う。

内閣衆質一七七第七二三号
平成二十三年七月五日

衆議院議長 横路 孝弘殿
内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議員浅野貴博君提出いわゆる布川事件で容疑者とされ服役させられた人物の無罪が確定した件に對する政府の見解に關する再質問に對し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員浅野貴博君提出いわゆる布川事件で容疑者とされ服役させられた人物の無罪が確定した件に對する政府の見解に關する再質問に對する答弁書

一 について

お尋ねの「捜査機関」とは、警察及び検察である。

二 について

一般論として申し上げれば、たとえ再審により無罪が確定している事件であっても、具体的事件における捜査機関の活動内容について公にした場合には、当該事件の關係者の名誉やプライバシーの保護の観点から問題があるのみならず、今後の捜査機関の活動等において關係者の協力を得ることが困難になるなどの重大な支障が生じることがあり得ることから、お答えを差し控えているものである。

三 について

先の答弁書（平成二十三年六月十七日内閣衆質一七七第七二三号。以下「先の答弁書」という。）一及び二について述べたとおりである。

四 について

既に退職している者の対応については、基本的にそれらの者の判断に委ねられるものであることから、先の答弁書五について及び七についてのとおりお答えしたものである。

五について

先の答弁書四について及び六についてで述べたとおりである。

平成二十三年六月二十七日提出
質 問 第 一 一 七 四 号

埋蔵電力に関する質問主意書

提出者 山内 康一

埋蔵電力に関する質問主意書

平成二十三年三月十一日の福島第一原子力発電所事故発生等により、本年夏の電力供給が逼迫するとの指摘がある。以下、我が国における電力供給の実情と改善に関し質問する。

一 昨年夏の電力需要のピーク時において、電力需要の規模(キロワット)及び電気事業法に規定する一般電気事業者及び卸電気事業者(以下、単に「一般電気事業者等」という。)の発電能力の最大規模はどのくらいであったのか、並びに本年夏のピーク時において、電力需要の規模及び一般電気事業者等の発電能力の最大規模はどのくらいであると見込んでいるか、について一般電気事業者の電力供給管内毎の数値で答弁されたい。

二 昨年夏の電力需要のピーク時において、一般電気事業者等ではない者による発電能力の最大規模、及びその発電能力の最大規模からその者の自家消費する電力の規模を除いた余剰電力(以下、「埋蔵電力」という。)の最大規模はどのくらいであったのか、について一般電気事業者の電力供給管内毎の数値で答弁されたい。

三 二について、一般電気事業者等でない者である企業の自家発電に限定するとどのくらいの規模であったのかを一般電気事業者の電力供給管内毎の数値で答弁されたい。

四 二及び三について、本年夏の電力需要のピーク時においては、どのくらいの規模であると見込んでいるかを一般電気事業者の電力供給管内毎の数値で答弁されたい。

五 二及び三の埋蔵電力が、なぜ、これまで自家消費ではない電力供給としてフル活用されてこなかったのか。例えば、今春の計画停電の際に、なぜ埋蔵電力のフル活用ができなかったのか。

六 四の埋蔵電力について、本年夏の電力需要のピーク時における自家消費ではない電力供給として活用しないのか。仮に、その埋蔵電力を活用する見込みがあればその見込みの規模を一般電気事業者の電力供給管内毎の数値で答弁し、その埋蔵電力の全部又は一部の活用をしないとするればこれをなぜ活用しないのか、について答弁されたい。

七 計画停電になると、一般に、通常の自家発電設備と送電網との接続が遮断され、一般電気事業者ではない者からの電力供給はできなくなる。これは原子力安全・保安院の定める「電気設備の技術基準の解釈」などに基つき逆潮流の防止が定められているためと考えられる。

1 一般に、停電時に自家発電設備から一般電気事業者の送電網を通じた電力供給ができないようになっていいるのは、なぜか。どのような必然性があるのか。

2 停電時に自家発電設備から送電網を通じた電力供給ができるケースがもしあるとすれば、どのようなケースか。

八 エネルギー供給の転換のためには、まず埋蔵電力をフル活用すべきと考えるが見解如何。右質問する。

内閣衆質一七七第七四号
平成二十三年七月五日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員山内康一君提出埋蔵電力に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員山内康一君提出埋蔵電力に関する質問に対する答弁書

一について

一般電気事業者の発表等によれば、昨年夏の各一般電気事業者の供給区域における最大電力及び卸電気事業者等からの受電を含む供給力は、それぞれ、北海道電力株式会社(以下「北海道電力」という。)においては五百六万キロワット及び六百七十五万キロワット、東北電力株式会社(以下「東北電力」という。)においては千五百五十七万キロワット及び千六百五十八万キロワット、東京電力株式会社(以下「東京電力」という。)においては五千九百九十九万キロワット及び六千三百八十七万キロワット、中部電力株式会社(以下「中部電力」という。)においては二千七百九万キロワット及び三千百三十二万キロワット、北陸電力株式会社(以下「北陸電力」という。)

という。)においては五百七十三万キロワット及び六百四十四万キロワット、関西電力株式会社(以下「関西電力」という。)においては三千九十五万キロワット及び三千四百九十九万キロワット、中国電力株式会社(以下「中国電力」という。)においては千二百一十万キロワット及び千三百七十一万キロワット、四国電力株式会社(以下「四国電力」という。)においては五百九十七万キロワット及び六百九十一万キロワット、九州電力株式会社(以下「九州電力」という。)においては千七百五十万キロワット及び千九百四十万キロワット、沖縄電力株式会社(以下「沖縄電力」という。)においては百四十八万キロワット及び二百七十七万キロワットであった。また、一般電気事業者においては、本年夏の各一般電気事業者の供給区域における最大電力及び卸電気事業者等からの受電を含む供給力は、北海道電力においては五百六万キロワット及び五百四十九万キロワット、東北電力においては千四百八十万キロワット及び千三百七十万キロワット、東京電力においては六千万キロワット及び五千四百二十万キロワット、中部電力においては二千七百九万キロワット及び二千七百九十七万キロワット、北陸電力においては五百七十三万キロワット及び六百六十四万キロワット、関西電力においては三千百三十八万キロワット及び三千四百九万キロワット、中国電力においては千二百一十万キロワット及び千三百三十三万キロワット、四国電力においては五百九十七万キロワット及び六百八十七万キロワット、九州電力においては千七百五十万キロワット及び千七百七十

八万キロワット、沖縄電力においては百四十八万キロワット及び二百二十一万キロワットと見込んでいたものと承知している。

二から四までについて

電気関係報告規則(昭和四十年通商産業省令第五十四号)第二条の規定に基づく報告によれば、昨年夏における特定電気事業者の最大出力は、東京電力の供給区域において二十七万九千キロワット、中部電力の供給区域において三千キロワット、四国電力の供給区域において二千キロワット、北海道電力の供給区域において二十六万八千キロワット、東北電力の供給区域において二千キロワット、東京電力の供給区域において三万三千キロワット、関西電力の供給区域において百三十三万六千キロワット、四国電力の供給区域において五十二万キロワット、九州電力の供給区域において三千キロワット、昨年夏における出力キロワット以上の自家発電電気工作物を設置する者の最大出力は、北海道電力の供給区域において二百三十七万二千キロワット、東北電力の供給区域において七百四十九万八千キロワット、東京電力の供給区域において千六百三十九万四千キロワット、中部電力の供給区域において五百二十五万三千キロワット、北陸電力の供給区域において六十七万九千キロワット、関西電力の供給区域において六百六十九万四千キロワット、中国電力の供給区域において七百三十五万二千キロワット、四国電力の供給区域において二百十九万キロワット、九州電力の供給区域において五百五十三万三千キロワット、

ロワット、沖縄電力の供給区域において十一万キロワットであり、ここ数年の推移を踏まえれば、本年夏の電力需要のピーク時における最大出力は、同程度と見込まれる。なお、御指摘の「自家消費する電力の規模」について報告を受けていないことから、御指摘の「埋蔵電力」については、把握していない。

七の2について

五、六及び八について

御指摘の「埋蔵電力」の全てを活用することは、自家発電電気工作物の系統への連系、燃料調達コスト、短期間での燃料調達先の確保等の課題があり、容易ではないと考えているが、政府としては、自家発電電気工作物を設置する者に対して出力増強の要請や燃料費補助等の支援を行ってきたところであり、引き続き、自家発電電気工作物を設置する者等の供給力を最大限活用できるように努めてまいりたい。

七の1について

一般的に、停電は、一般電気事業者の送電設備等(以下単に「送電設備等」という。)に地絡等の異常が生じた場合、当該送電設備等の被害が拡大するのを防ぐため、電気設備に関する技術基準を定める省令(平成九年通商産業省令第五十二号。以下「技術基準省令」という。)第十四条及び第十五条において定めるところにより、当該送電設備等に係る電路を遮断することによって発生する。このため、停電発生時には、自家発電設備からの電力供給についても、同様に、当該送電設備等の被害が拡大するのを防ぐため、遮断される。

平成二十三年六月二十七日提出
質 問 第 一 一 七 五 号
海洋資源生物の保存に対する政府の見解等に関する質問主意書

提出者 浅野 貴博

海洋資源生物の保存に対する政府の見解等に関する質問主意書

では、平成十四年三月までは、貨物税関申告書とともに『ポートクリアランス』も積出証明書として取り扱ってきたが、我が国政府とロシア連邦政府との間で協議を行った上で、同年四月以降は、貨物税関申告書のみを積出証明書として取り扱うこととしていたところである。と、外人漁業の規制に関する法律(以下、「外規法」という。)について、二〇〇二年四月以降、ポートクリアランス(PC)ではなく貨物税関申告書(GTD)が積出証明書として取り扱われることになったとの答弁がなされている。政府、特に水産庁として、GTDの真偽については、逐次ロシア側に照会をしているものと承知するが、どのような方法でロシア側と確認しているのか、説明を求める。

二 GTDを積出証明書として取り扱い、ロシア側に逐次照会することとなり、手続きが煩雑化したことで、事実上我が国への入港規制が強化されたことと等しい状況が生じた。結果、それ以降我が国に入港するロシア漁船の数は大幅に減少し、その漁船は韓国へ向かうという状況も生じた。また更に、第三国の船籍を持つ船が大幅に増え、漁船による漁獲と運搬船による運送という分担がなされ、我が国と韓国に対しロシア水産物の運搬が行われ、ロシアの極東海域における水産物の漁獲量を増やし、資源保存に逆行する事態を生じさせることにつながるという事態も生じた。PCからGTDへという「外規法」適用の変化により、右の一連の流れが生じていると考えるが、政府、特に水産庁の見解如何。

「政府答弁書」(内閣衆質一七七第一八一号)には、「ロシア連邦の法令に違反して行われる水産物の漁獲及び輸出の問題については、ロシア連邦政府が自国の法令に基づく取締りを強化することが重要であるとともに、海洋生物資源の保存等の観点から、我が国としても必要な協力を行うということが重要であると考えている。このような考えを踏まえ、これまでロシア側との間で様々な意見及び情報の交換を行ってきた」との答弁がなされ、海洋生物資源の保存の重要性についての政府の見解が披歴されている。右を踏まえ、質問

一 「政府答弁書」には「ロシア連邦の漁船について

三 PCからGTDへという「外規法」適用の変化、つまり、ロシア漁船が「外規法」適用の対象外となるか否かを確認する際に使われる書類が、PCからGTDへと変更され、そして政府は一で指摘したように、GTDの真偽についてロシア側に照会をしている。右は、政府として、ロシアからの一方的な情報に基づいて右確認を行っていることに他ならず、法治国家、独立国家が行う行政手続きとしては問題があるのではないのか。政府、特に水産庁の見解如何。

四 PCからGTDへという「外規法」適用の変化により、従来なら至近距離にある我が国に寄港し、水産物を降ろしていたロシアの漁船が韓国に向かう事態が結果的に生じたが、政府、特に水産庁として、右を想定していたか。

五 前文で触れたように、「政府答弁書」で政府は「ロシア連邦の法令に違反して行われる水産物の漁獲及び輸出の問題については、ロシア連邦政府が自国の法令に基づく取締りを強化することが重要である」と、ロシアにおける密漁、密輸の問題は、ロシア自身の問題であり、基本的にはロシアが解決すべき問題であるとの認識を示している。それに加え、「海洋生物資源の保存等の観点から、我が国としても必要な協力を行っていくことが重要であると考えている。」と、我が国の国益の観点からも、ロシアと協力していく必要性があることについても政府は触れている。しかし、PCからGTDへという「外規法」適用の変化により、二で指摘したように、海洋生物資源の保存に悪影響を及ぼし、また第三国の船籍を持つ船の出現を促したこと

で、ロシア政府による取り締まりを困難とし、ロシアにおける密漁、密輸問題の解決をも困難にさせるといふ、所期の目的と全く逆行する結果が生じていると考えるが、政府、特に水産庁の見解如何。右質問する。

内閣衆質一七七第七二五号
平成二十三年七月五日

内閣総理大臣 菅 直人
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員浅野貴博君提出海洋資源生物の保存に対する政府の見解等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員浅野貴博君提出海洋資源生物の保存に対する政府の見解等に関する質問に対する答弁書

一 及び三について

外国人漁業の規制に関する法律施行令(昭和四十二年政令第三百二十五号)第一条に規定する書類(以下「積出証明書」という。)として取り扱っているロシア連邦の貨物税関申告書については、ロシア側とも協力しつつ、その真偽の確認を行っており、今後とも引き続き、外国人漁業の規制に関する法律(昭和四十二年法律第六十号)の適切な運用に努めていく考えである。しかしながら、その具体的な確認方法を明らかにすることは、ロシア側との協力及び同法の適切な運用に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えすることは差し控えたい。

二、四及び五について

貨物税関申告書のみを積出証明書として取り扱うことにより、ロシア連邦の漁船が韓国に向かう事態が生じた、ロシア連邦の水産物を運搬する第三国の船籍を持つ船が大幅に増えた等の御指摘のような事実は、承知していない。

平成二十三年六月二十七日提出
質 問 第 二 一 七 六 号

被災地におけるホタテ・カキの特定養殖共済に関する質問主意書

提出者 木村 太郎

被災地におけるホタテ・カキの特定養殖共済に関する質問主意書

水産庁によると、東日本大震災の津波により、東北・三陸海岸の養殖ホタテ・カキについて、漁業災害補償法に基づく特定養殖共済に加入するも、出荷予定の貝だけが補償され、津波で全滅した成長途中の稚貝などは対象外であることが分かった。漁業者は貝の病気や災害に備えて毎年絶やさず掛け金を払ってきたにも拘わらず補償されないことに大きな不安を抱いている。

特定養殖共済は、水揚げ高が過去五年間の平均額を下回った場合において、その差額を一定補償し、毎年四月以降に契約を結び、期間は一年となっている。以前は死滅した貝の場合のみの補償となっていたが、養殖技術が進み病害で貝が死滅する危険が少なくなり、漁業者の大半が平成七年以降、品質低下や市場価格の値下がりに対応できる同共済に移行していったという。

ホタテ・カキは稚貝を仕込んで出荷するまで数年かかり、今回の津波により、対象外の稚貝はもとより出荷を見込んでいた貝の多くについても、四月以降の契約予定であったものが三月十一日の時点で未契約だったため、共済制度において補償できない期間が生じたわけであり、早急に養殖の実態と本来救済すべき共済の旨点を見直し、漁業者が平時・非常時を問わず安心して業務に専念できるような万全の態勢を整えておく必要があると考える。

従って、次の事項について質問する。

一 今回の津波で甚大な被害が出た東北・三陸海岸の養殖ホタテ・カキの多くが漁業共済の補償外となっていることについて、被災地全県別の統計があれば示された。

二 一に関連し、漁業者は貝の病気や災害に備えて毎年絶やさず掛け金を払ってきたにも拘わらず補償されないことに大きな不安を抱いているが、どのように捉えているのか、管内閣の見解如何。

三 一及び二に関連し、現行の特定養殖共済は、平時においての補償である。これまで共済を信じて掛け金を支払い続けた漁業者に、いざ大災害による被害を受けても補償できないことを受けて、どのように対応するのか、管内閣の見解如何。

四 一〜三に関連し、今回の津波により、対象外の稚貝はもとより出荷を見込んでいた貝の多くについて、四月以降の契約予定であったものが三月十一日の時点で未契約だったため、共済制度において補償できない期間が生じたが、どの

ように対応するのか、菅内閣の見解如何。

五 一、四に關連し、現在の共済の仕組みを規定する漁業災害補償法が、今回の大津波に全く機能しなかった欠点などを精査し、漁業者が平時・非常時を問わず安心して業務に専念できるよう万全の態勢を整える必要があると考えるが、菅内閣の見解如何。右質問する。

内閣衆質一七七第七二七六号
平成二十三年七月五日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出被災地におけるホタテ・カキの特定養殖共済に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員木村太郎君提出被災地におけるホタテ・カキの特定養殖共済に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「漁業共済の補償外」の意味するところが必ずしも明らかではないが、ほたて貝及びかきの養殖業のうち、養殖共済（漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号。以下「法」という。）第七十七条第二号の養殖共済をいう。）の対象とされているかき養殖業（漁業災害補償法施行令（昭和三十九年政令第二百九十三号。以下「令」という。）第十三条第一号に掲げるかき養殖業をいう。）並びに特定養殖共済（法第七十七条第三号の特定養殖共済をいう。以下同じ。）

の対象とされているほたて貝養殖業（令第十八条の四に規定するほたて貝養殖業をいう。）及び特定かき養殖業（同条に規定する特定かき養殖業をいう。）以外のものについては、その養殖数量等を把握しておらず、お答えすることは困難である。

二から五までについて

特定養殖共済の共済金は、被共済者の営む養殖業における生産金額の減少が共済責任期間中に生じた場合に、法第二百五条の十一第一項から第三項までの規定に従い、支払われることとなる。支払われる共済金の総額が極めて大きいものとなるような災害の場合であっても、共済金の支払が円滑に行われるよう、今後とも引き続き、漁業災害補償制度の適切な運営に努めていく考えである。

また、漁業災害補償制度以外のほたて貝及びかきの養殖業者の経営に対する支援策について、養殖業者等の意見も聴きながら、検討しているところである。

平成二十三年六月二十七日提出
質 問 第一七 七 号

九州電力・玄海原子力発電所の安全性に関する質問主意書

提出者 吉井 英勝

九州電力・玄海原子力発電所の安全性に関する質問主意書

東京電力・福島第一原子力発電所の過酷事故の被害状況は日を増すごとに拡大している。収束の

目途さえ全く分からない深刻な状況のもと、定期検査中や検査終了後の運転再開の目途が立たない全国の原子力発電所（以下、原発と略）について、政府は安全対策が適切に実施されているとして、地元自治体に対して原発の再稼働を要請している。

福島第一原発3号機では、プルトリウム酸化物とウラン酸化物を混合したMOX燃料を使用するプルサーマル発電が行われていた。九州電力の玄海原発3号機（佐賀県）でもプルサーマル発電が行われている。プルサーマル方式は核分裂反応が不均質に起こるなど、通常の原発に比べても安定した運転が困難である。

よって、次のとおり質問する。なお、年次はすべて西暦で表記されたい。

（一）プルサーマル方式によって運転されていた福島第一原発3号機の原子炉の現状、使用済み核燃料の現状はどうか。

また、同原発3号機から放出されたプルトリウムはどういう状況で、その放出量は1号機、2号機と比べてどの程度違うのか。

（二）原子炉の圧力容器は中性子の照射によって、脆性劣化が進行する。特に玄海原発1号機の圧力容器の脆性遷移温度は急上昇していると考えられるが、現在何度か。燃料装荷時以降、これまでの1号機から4号機まで、脆性遷移温度の調査日とその際の温度を示されたい。

また、脆性遷移温度による健全性は、いつ、どここの機関において調査したのか。その結果、健全性はどうか証明されたのか。いずれ

も号機ごとに示されたい。

（三）津波の「引き波」によって、原発の機器冷却系の取水口が海面から出てしまう恐れがある。玄海原発における津波発生時の引き波は、基準海面からいくらか下がるのか。すなわち、標高何メートルから何メートルの範囲と想定しているのか。また、その数値はいつ、どここの機関によって算出したものか。あわせて、復水器取水口と機器冷却系の取水口は、それぞれ標高何メートルの位置に何ヶ所設置しているのか示されたい。

（四）福島第一原発を襲った津波は想定定の三倍以上を超えたといわれるが、その高さは何メートルであったか。玄海原発の津波の「押し波」の高さは、標高何メートルと想定しているのか。また、その数値はいつ、どここの機関によって算出したものか。

玄海原発の機器冷却系のポンプと、D/G（ディーゼル発電機）、バッテリーの位置は標高何メートルの場所に設置しているか。それは玄海原発で想定している津波の三倍の高さに耐えられる場所か。

（五）福島第一原発では地震によって受電鉄塔が倒壊し、外部電源を喪失した。玄海原発の受電鉄塔の耐震設計値はいくらか。地震に対する強度は十分であると考えているか。電線の名路線名、鉄塔の番号ごとに試験数値を示されたい。また、その試験はいつ、どここの機関が行ったものか。

（六）表土層だけでなく、地滑りや崖崩れが深層の地盤まで崩壊する「深層崩壊」が問題になっ

てきている。深層崩壊も含む地滑りに対し、玄海原発の受電鉄塔の強度はどこまで耐える設計になっているか。

(七) 玄海原発の受電設備の耐震強度はいくらか。号機ごとに示されたい。また、その強度はいくつ、どここの機関が定めたものか。

(八) 全電源喪失に至った福島第一原発の受電設備は、いくらの強度で造っていたのか。また、それが地震で破壊されたのはなぜか。

(九) 玄海原発での想定地震動はいくらか。基礎地盤面、原発建屋上部、タービン建屋の各所の地震計での想定値を明らかにされたい。また、その数値はいくつ、どここの機関が定めたものか。

(十) M六・八を記録した新潟県中越沖地震で、東京電力・柏崎刈羽原発は三千五百ヶ所以上の機器の破損が生じた。東海地震等の運動型の場合にはM九以上になるといわれている。同程度の規模の巨大地震が発生した場合、玄海原発では原発プラントの機器等の故障はどれくらい発生すると想定しているのか。

(十一) 巨大地震が発生し全電源喪失の事態に至った場合、電源車を横付けするとしても、道路が原発構内でも著しく破損し車両の走行が困難となる例は、柏崎刈羽原発でも経験済みのことである。巨大地震で路面が大きく損傷した場合、原発構内で電源車をすみやかに必要な場所に接近させ接続できる保障はあるのか。

(十二) 福島第一原発から半径三十km圏を超え

て、今なお放射能汚染被害は拡大し続けている。玄海原発で福島第一原発のような過酷事故が発生した場合、佐賀県・長崎県・福岡県内では、住民をどこへどのように避難させる計画を定めているのか。避難計画の具体的な内容を示されたい。

また、その際、海洋への放射能汚染はどのように拡がると想定しているのか、あわせて明らかにされたい。

(十三) 原子力災害が発生した場合に備えて、法律に基づき原子力災害緊急事態応急対策拠点施設(オフサイトセンター)が設けられているが、福島第一原発の場合、オフサイトセンターが地震によって電源を失い、さらにオフサイトセンターが原発サイトから5kmしか離れていないため、施設自体が使用不能となつた。玄海原発においては、福島第一原発のような過酷事故が発生した場合に備え、オフサイトセンターが十分に機能するようにどのような対策が打たれているのか。

(十四) 玄海原発2号機・3号機は定期点検中のため運転停止中であるが、国は六月二十六日、佐賀市で「県民説明会」を開催した。会場は非公開で、傍聴は禁止され、国が選んだ県民代表七名が資源エネルギー庁や原子力安全・保安院の担当者から説明を聞き、質疑・応答が行われた。あわせて「学識経験者」も同席したという。この「県民説明会」は何を目的として開いたのか。また、原発が立地する他の道県でなく、佐賀県で行った理由は何か。

(十五) 県民の代表を、なぜ公募によって行わず

に国が選んだのか。また、県民の代表者とは誰か。氏名・職業を明らかにされたい。あわせて、国が代表者の選考基準としたものを明らかにされたい。

(十六) 国側の出席者は誰か。説明や応答に関わった者だけでなく、業務に関わったすべての者について氏名・官職を明らかにされたい。

(十七) 学識経験者の氏名・職業を明らかにされたい。また、その出席の目的は何で、何を基準に誰が選んだのか。

(十八) 「県民説明会」を非公開とし、一般の傍聴やマスコミの取材を禁止した理由はなぜか。また、「県民説明会」の模様は地元ケーブルテレビやインターネットで配信されたというが、誰でも視聴できるように一般のテレビ等で放送しなかったのはなぜか。

(十九) 当日の県民代表からの質疑内容と、それに対する国の答え、学識経験者の発言を明らかにされたい。また、「県民説明会」の結果は後日、会議録のような形で一般に公開するのか。

(二十) 国側と県民代表者、司会者との間では、事前に発言の内容についてどのような打合せを行ったのか。

(二十一) 報道によれば、原子力安全・保安院の担当者は、「福島第一原発の事故は地震動に起因するものではない」と述べたというが、これは事実か。

また、同じく原子力安全・保安院の担当者は、福島第一原発の外部電源を確保するため

の鉄塔が地震で倒壊したことを認めたというが、鉄塔が倒壊せず外部電源が確保されていれば、今回のような炉心溶融や水素爆発等に至る過酷事故は起こらなかった可能性があるのではないか。

(二十二) 「県民説明会」は外部に委託したものとして報じられているが、委託先、委託金額、契約の形態、予定価格、一般競争入札であれば応札者とその金額、再委託先と再委託金額を明らかにされたい。

(二十三) 佐賀県で実施したような「県民説明会」を今後、他の原発立地自治体でも行う予定なのか。その計画の詳細を明らかにされたい。右質問する。

内閣衆質一七七第二七七号

平成二十三年七月五日

内閣総理大臣 菅 直人
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員吉井英勝君提出九州電力・玄海原子力発電所の安全性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員吉井英勝君提出九州電力・玄海原子力発電所の安全性に関する質問に対する答弁書

(一)について

東京電力株式会社福島第一原子力発電所(以下「福島第一原子力発電所」という)第三号機の原子炉の状況については、現時点において、原子炉圧力容器の底部が損傷し、溶融した燃料の

一部が原子炉格納容器内に堆積している可能性があると考えている。一方で、同号機の使用済核燃料プールについては、緊急消防援助隊等による外部からの放水や、仮設の電動ポンプ等による注水作業が行われ、当該プール内の使用済核燃料の冷却された状態は維持されていると考えている。

なお、東京電力株式会社(以下「東京電力」という。)が、福島第一原子力発電所の敷地内で採取したブルトニウムを分析したところ、過去の核実験において地上に降下し国内で観測されたブルトニウムの濃度と同様のレベルであり、今回の事故に由来する可能性が考えられる旨の評価であったと承知している。ただし、号機ごとに放出されたブルトニウムの状況及び放出量を特定することは、現時点では困難である。

(二)について

お尋ねの「脆性遷移温度」による健全性の評価については、社団法人日本電気協会(以下「協会」という。)の定める方法によつて測定される「関連温度」により評価を行っているところ、九州電力株式会社玄海原子力発電所(以下「玄海原子力発電所」という。)第一号機については、過去に原子炉圧力容器から取り出した監視試験片の試験結果に基づいて計算すると、平成二十三年(二十一年)五月時点での関連温度は、約八十度であると聞いている。

お尋ねの「燃料装荷時」が原子炉の運転開始時のことを指すのであれば、玄海原子力発電所第一号機は、運転開始以降、原子炉圧力容器からの監視試験片の取り出しを四回実施し、その際

にその後数年から数十年にわたり運転を継続することを想定した関連温度を求めており、一回目は昭和五十一年(千九百七十六年)十一月の取り出しにより約三十五度、二回目は昭和五十五年(千九百八十年)四月の取り出しにより約三十七度、三回目は平成五年(千九百九十三年)二月の取り出しにより約五十六度、四回目は平成二十一年(千九百九十九年)四月の取り出しにより約九十八度と算定していると聞いている。玄海原子力発電所第二号機は、監視試験片の取り出しを三回実施しており、同様に、一回目は昭和五十七年(千九百八十二年)二月の取り出しにより約七度、二回目は昭和六十年(千九百八十五年)十一月の取り出しにより約八度、三回目は平成九年(千九百九十七年)八月の取り出しにより約十三度と算定していると聞いている。玄海原子力発電所第三号機は、監視試験片の取り出しを二回実施しており、同様に、一回目は平成七年(千九百九十五年)四月の取り出しにより約マイナス二十四度、二回目は平成十六年(二千四年)四月の取り出しにより約マイナス十八度と算定していると聞いている。玄海原子力発電所第四号機は、監視試験片の取り出しを二回実施しており、同様に、一回目は平成十二年(二十年)一月の取り出しにより約マイナス十八度、二回目は平成十八年(二六年)九月の取り出しにより約マイナス七度と算定していると聞いている。

全ての号機について、監視試験片が取り出された都度、九州電力株式会社(以下「九州電力」という。)からニュークリア・デベロップメント株式会社(以下「シャルピー」)に委託して、シャルピーの衝撃試験等を実施している。そこで得られた試験結果をもとに、九州電力が協会の定める規格である「原子炉構造材の監視試験方法(JEAC四二〇一)」及び「原子力発電所用機器に対する破壊靱性の確認試験方法(JEAC四二〇六)」に従い評価し、健全性に問題がないことを確認していると聞いている。なお、運転開始後三十年を経過する原子力発電所について、経済産業省原子力安全・保安院(以下「保安院」という。)においても、事業者が実施した高経年化技術評価の妥当性を審査しており、審査の際には、関連温度の上昇の影響も含めた原子炉圧力容器の健全性についても審査している。

(三)について

九州電力が平成二十二年(二十十年)三月に保安院に提出した「玄海原子力発電所第一号機及び第二号機「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」の改訂に伴う耐震安全性評価結果報告書」(以下「第一号機・第二号機報告書」という。)によれば、津波発生時の引き波の水位は、玄海原子力発電所の敷地前面の取水口の位置において最大で東京湾平均海面から二・六メートル程度下がる評価となっている。また、九州電力が平成二十一年(二十九年)六月に保安院に提出した「玄海原子力発電所第三号機及び第四号機「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」の改訂に伴う耐震安全性評価結果報告書」(以下「第三号機・第四号機報告書」という。)によれば、津波発生時の引き波の水位は、玄海原子力発電所の敷地前面の取水口の位置において最大で東京湾平均海面から二・〇メートル程度

下がる評価となっている。

また、玄海原子力発電所における復水器の冷却に用いられる海水を取水する循環水ポンプ取水口の標高は、第一号機で東京湾平均海面下七・八メートルの位置に、第二号機で東京湾平均海面下八・五メートルの位置に、第三号機及び第四号機で東京湾平均海面下八・九メートルの位置にそれぞれ二か所、機器の冷却に用いられる海水を取水する海水ポンプ取水口の標高は、第一号機で東京湾平均海面下五・〇メートルの位置に、第二号機、第三号機及び第四号機で東京湾平均海面下五・五メートルの位置にそれぞれ四か所設置されている。

(四)について

福島第一原子力発電所における津波の高さについては、福島第一原子力発電所に設置されていた潮位計が津波により損傷したため、正確な記録は得られていないが、東京電力が行った津波による浸水の痕跡調査によれば、浸水の高さは小名浜湾工事基準面から約十四メートルから約十五メートルとしている。

第一号機・第二号機報告書によれば、津波発生時の押し波の水位は、玄海原子力発電所の敷地前面の取水口の位置において最大で東京湾平均海面から二・一メートル程度の上昇、第三号機・第四号機報告書によれば、津波発生時の押し波の水位は、取水ピット前面の位置において最大で東京湾平均海面から二・〇メートル程度の上昇と評価されている。

また、玄海原子力発電所において、機器の冷却に用いる海水を取得する海水ポンプモーター

は、第一号機で東京湾平均海面上六・六メートルの位置に、第二号機で東京湾平均海面上七・五メートルの位置に、第三号機及び第四号機で東京湾平均海面上七・七メートルの位置に、非常用ディーゼル発電機は、各号機とも東京湾平均海面上十一・三メートルの位置に、蓄電池設備は、第一号機及び第二号機で東京湾平均海面上九・三メートルの位置に、第三号機及び第四号機で東京湾平均海面上三・七メートルの位置に設置されている。

なお、福島第一原子力発電所の事故を踏まえた玄海原子力発電所の緊急安全対策では、安全審査における想定を超えて東京湾平均海面から十一・四メートル上昇した浸水の高さを考慮して、浸水防止対策を講じることとしており、御指摘の「想定している津波の三倍の高さ」を超えた津波を考慮している。保安院は、全交流電源等喪失対策に使用される機器について、津波の影響が及ばないよう浸水対策を実施していることを確認している。

(五)について

鉄塔の耐震設計値については、法令上具体的な規定はないが、鉄塔の強度については、電気設備の技術基準を定める省令(平成九年通商産業省令第五十二号。以下「技術基準省令」という。)において、四十メートル毎秒の風圧荷重等を考慮し、倒壊のおそれがないよう、安全なものでなければならぬ旨が規定されており、平成七年(千九百九十五年)兵庫県南部地震の発生を受けて平成七年(千九百九十五年)に通商産業省(当時。以下同じ。)資源エネルギー庁が開催

した「電気設備防災対策検討会」において、技術基準省令に定める風圧荷重等に耐える設計であれば、同地震の地震動(最大加速度八百十八ガル)に耐えることが確認されている。玄海原子力発電所の鉄塔についても、技術基準省令に定める基準に基づき設計されているが、お尋ねの「受電鉄塔の耐震設計値」、「電線の路線名、鉄塔の番号」との「試験数値」については、文書保存期間を過ぎているため、確認することができない。

(六)について

技術基準省令において、鉄塔の地滑りに対する強度についての具体的な規定はないが、急傾斜地に施設する鉄塔については、地滑りを助長し又は誘発するおそれがないように施設しなければならぬ旨が規定されている。

(七)について

お尋ねの「受電設備」について意味するところが必ずしも明らかではないが、玄海原子力発電所第一号機及び第二号機の開閉所及び変圧器の耐震重要度は、「軽水炉についての安全設計に関する審査指針」(昭和四十五年四月二十三日原子力委員会決定)に基づく耐震Cクラスに該当し、水平震度(設備の重量等)を乗じて求められる静的な地震力に対してその機能が維持される設計になっている。玄海原子力発電所第三号機及び第四号機は、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」(昭和五十六年七月二十日原子力安全委員会決定。以下「昭和五十六年指針」という。)に基づき層せん断力係数に設備の重量等(等)を乗じて求められる静的な地震力に対してそ

の機能が維持される設計になっている。

(八)について

お尋ねの「受電設備」について意味するところが必ずしも明らかではないが、福島第一原子力発電所の開閉所と変圧器は水平震度(設備の重量等)を乗じて求められる静的な地震力に対してその機能が維持される設計になっている。

また、福島第一原子力発電所第一号機及び第二号機の開閉所の遮断器・断路器は、今般の地震により損傷したが、詳細な原因については、平成二十三年(二千十一年)五月二十三日付け東京電力からの「福島第一原子力発電所内外の電気設備の被害状況等に係る記録に関する報告を踏まえた対応について」(指針)に対する報告についてによると、評価結果がまとまり次第報告するとされている。

(九)について

玄海原子力発電所第一号機及び第二号機の設置の許可に当たっては、科学技術庁(当時)が、「軽水炉についての安全設計に関する審査指針について」を踏まえ、その破損により冷却材喪失を引き起こすおそれのあるもの、原子炉を緊急停止させ、かつ、安全停止状態に維持するために必要なもの等Aスクラスの耐震安全性が求められる設備等については、基盤で最大加速度二百七十ガルの水平地震動に対してその機能が保持される設計となっていること、また、原子炉事故の際に放射線障害から公衆を守るために必要なもの及びその機能喪失が公衆に放射線障害を及ぼすおそれのあるものであるAスクラスの耐震安全性が求められる設備等については、基

盤で最大加速度百八十ガルの水平地震動に耐えられる設計となっていることを確認している。また、この地震動による原子炉建屋最上部の最大応答加速度は九百九十ガルと評価されている。なお、基礎地盤面の最大応答加速度は算出していない。また、タービン建屋については加圧水型である玄海原子力発電所では、放射性物質を内包していないことから一般建築物と同等のCスクラスの耐震安全性が求められる設備等であり、最大応答加速度は算出していない。

玄海原子力発電所第三号機及び第四号機の設置の許可に当たっては、通商産業省が、昭和五十六年指針を踏まえ、Aスクラスの耐震安全性が求められる設備等については、解放基盤表面で最大加速度百八十八ガルの水平地震動に耐えられる設計となっていることを確認している。また、この地震動による原子炉建屋最上部の最大応答加速度は、第三号機の東西方向で二千八百六十一ガルと評価されている。

平成七年(千九百九十五年)九月には、通商産業省が、昭和五十六年指針を踏まえ、玄海原子力発電所第一号機及び第二号機の耐震安全性について、Aスクラスの耐震安全性が求められる設備等については、解放基盤表面で最大加速度三百七十ガルの水平地震動に対してその機能が保持される設計となっていること、また、Aスクラスの耐震安全性が求められる設備等について

は、解放基盤表面で最大加速度百八十八ガルの水平地震動に耐えられる設計となつて、これを改めて確認している。また、この地震動による原子炉建屋最上部の最大応答加速度は、第一号機の南北方向で千五百四十八ガルと評価されている。

その後、昭和五十六年指針においてAスクラス又はAクラスの耐震安全性を求めていた設備等については、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」(平成十八年九月十九日原子力安全委員会決定)においていずれもSクラスの耐震安全性を求めることとしたが、第一号機・第二号機報告書及び第三号機・第四号機報告書においては、これらSクラスの耐震安全性が求められる設備等については、解放基盤表面で最大加速度五百四十ガルの水平地震動及び最大加速度三百六十ガルの鉛直地震動に対して、その機能が保持される設計となつて、これを確認している。この地震動による原子炉建屋最上部の最大応答加速度は、第四号機の東西方向で三千五百五十七ガルと評価されている。

(十)について

第一号機・第二号機報告書及び第三号機・第四号機報告書において、玄海原子力発電所は、過去の地震の実績や敷地周辺の地質構造調査に基づき、敷地に最も大きな影響を与えるマグニチュード七・〇の地震を想定した上で、それを上回る基準地震動に対して安全上重要な施設の耐震性が確保されていることを保安院は確認している。

(十一)について

経済産業省においては、福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、平成二十三年(二十一年)三月三十日に、全国の原子力発電所について、緊急安全対策の実施を電気事業者等に指示し、その中において、電源車を速やかに必要な場所へ接近させること、電気を確実に供給するための対策を立てること等を求めており、これを受け、電気事業者等においては、地震により路面の損傷等があった場合でも重機等を活用した障害物の除去等により電源車の移動が確保されることや、接続ケーブルががれきを迂回等しても電源車と接続ポイントを確実に接続できる長さであること等の対策を実施しており、これらの状況について保安院は確認している。

(十二)について

佐賀県においては、玄海原子力発電所が立地する玄海町及び隣接する唐津市が、原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第百五十六号)第二十八条第一項の規定により読み替えて適用する災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第四十二条第一項に基づく市町村地域防災計画を策定し、その中で具体的な住民の避難実施計画として、地区ごとの連絡責任者、世帯数、人口、集結場所、避難場所、避難方法及び避難対象の風向ごとの避難経路等が定められて、いと承知している。なお、長崎県内及び福岡県内の市町村においては、このような避難実施計画は策定されていないと承知している。また、お尋ねの「海洋への放射能汚染はどのように拡がると想定しているのか」について

は、現時点では、政府として予測を行っていない。

(十三)について

お尋ねの「オフサイトセンター」には、地震等の災害により外部電源を失った場合に備え、非常用発電機が配備されているが、当該発電機が故障した場合に電源車を接続して電源を確保できるよう、平成二十三年度予算において電源車を接続するための配電盤を整備することとしている。

また、福島第一原子力発電所の事故と同様の事故が発生した場合においても業務の継続が可能となるよう、放射線量を抑制するための換気設備の整備、食料、飲料等の業務継続に必要な物品の備蓄の追加等について検討しているところである。

(十四)について

平成二十三年(二十一年)六月十七日に佐賀県から、玄海原子力発電所における緊急安全対策等について同県民への説明の機会を設けてほしいとの要請があったため、同県民の方々の理解につなげることを目的として、同月二十六日に同県民向けの説明番組(以下単に「説明番組」という。)の放送を実施したものである。

(十五)について

佐賀県民の出演者の選定に当たっては、様々な年齢、職業、性別の方々など、幅広い人選が可能となるよう、説明番組の作成に係る再委託先であり地元事情に明るい株式会社佐賀広告センターから提案された候補者から最終的に委託元である経済産業省資源エネルギー庁の職員

が決定したものである。

また、説明番組の出演者の氏名及び職業については、ケーブルテレビやインターネットでの放送の中で明らかにされており、説明番組については、資源エネルギー庁のホームページに掲載され、視聴することが可能である。

(十六)について

お尋ねの「業務に関わったすべての者」の意味するところが必ずしも明らかではないが、当日、現地へ出張した者は次のとおりである。

資源エネルギー庁電力・ガス事業部からは、森本英雄原子力立地・核燃料サイクル産業課長、有馬伸明同課課長補佐、杉本孝信同課原子力発電立地対策・広報室長、武田龍夫同課原子力広報官、渡辺直行同課原子力発電立地対策・広報室室長補佐、國分義幸同室室長補佐、齋藤優子同室原子力発電立地・広報企画一係長、保安院からは、黒木慎一審議官、小林勝原子力発電安全審査課耐震安全審査室長、長山由孝原子力発電検査課原子力安全専門職、猿渡圭輔玄海原子力保安検査官事務所長、水野大同事務所原子力保安検査官、経済産業省九州経済産業局資源エネルギー環境部からは、田上哲也電源開発調整官、秋本郁夫電力事業課長、本田悦久資源エネルギー環境課課長補佐、久保田睦生電力事業課課長補佐、永谷圭市同課電力事業係長である。

(十七)について

説明番組に出演した学識経験者は、高村昇長崎大学大学院教授である。出演の目的は、放射性物質による風評被害及び健康被害に関する質

問等に対し、専門的知見に基づき答えるために資源エネルギー庁から出演を依頼したものである。

(十八)について

一般の傍聴者やマスコミの取材を禁止した理由は、スタジオ内に一般の傍聴者やマスコミの取材を受け入れる場所がなかったためである。

御指摘の「一般のテレビ等」の意味するところが必ずしも明らかではないが、ケーブルテレビやインターネット以外で放送しなかったのは、放送日程の調整がなかったためである。なお、説明番組は、ケーブルテレビやインターネットで広く一般に視聴できる形で放送された。

(十九)について

説明番組については、資源エネルギー庁のホームページに掲載されており、視聴することが可能である。

(二十)について

資源エネルギー庁及び保安院の担当者とは、事前に番組の進行について打合せを行ったのみであり、資源エネルギー庁及び保安院の担当者とは佐賀県民の出演者の間において、発言の内容について打合せは行っていない。

(二十一)について

説明番組において、保安院の職員が、福島第一原子力発電所の事故原因について、全交流電源及び原子炉の冷却機能を喪失した要因が直接的には津波であると考えられることを念頭に、御指摘のとおり述べたことは事実である。なお、お尋ねの「鉄塔が倒壊せず外部電源が確保されていたれば、今回のような炉心溶融や水素爆

発等にまで至る過酷事故は起こらなかった可能性)については、鉄塔の倒壊により外部電源を喪失したのは第五号機及び第六号機であり、鉄塔の倒壊と第一号機から第三号機までの事故との直接的な因果関係はないと考えている。

(二十二)について

説明番組は、公益財団法人日本生産性本部(以下「日本生産性本部」という。)が一般競争入札によつて落札した原子力発電所の立地地域の住民との意見交換を行う事業の一部として行われたものである。委託金額は、総額で千二百七十六万八千九百八十一円である。応札者は、日本生産性本部のみである。予定価格については、事後の契約において、予定価格を類推させるおそれがあるため公表できない。また、説明番組の作成に係る再委託先は、株式会社佐賀広告センターであり、再委託に係る金額については、未確定である。

(二十三)について

現時点において、同様の番組制作を行う計画はない。

予防接種法及び新型コロナウイルス予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十二年四月十四日

参議院議長 江田 五月
衆議院議長 横路 孝弘殿

予防接種法及び新型コロナウイルス予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律

(予防接種法の一部改正)

第一条 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十七条」を「第二十五条」に改める。

第六条に次の二項を加える。

3 厚生労働大臣は、二類疾病のうち当該疾病にかつた場合の病状の程度を考慮して厚生労働大臣が定めるもののまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者及びその期日又は期間を指定して、政令の定めるところにより、都道府県知事を通じて市町村長に対し、臨時に予防接種を行うよう指示することができる。この場合において、都道府県知事は、当該都道府県の区域内で円滑に当該予防接種が行われるよう、当該市町村長に対し、必要な協力をするものとする。

4 国は、第一項又は前項に規定する予防接種の円滑な実施を確保するため、ワクチンの供給等に関し必要な措置を講ずるものとする。

第七条中「前条第一項」の下に「若しくは第三項」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第七条の二 市町村長又は都道府県知事は、第三項第一項に規定する予防接種であつて一類疾病に係るもの又は第六条第一項若しくは第三項に規定する予防接種の対象者に対し、定期の予防接種(第三項第一項に規定する予防接種をいい、当該予防接種に相当する予防接種

種として厚生労働大臣が定める基準に該当するものであつて市町村長以外の者により行われるものを含む。以下同じ。)であつて一類疾病に係るもの又は臨時の予防接種(第六条第一項又は第三項に規定する予防接種をいい、当該予防接種に相当する予防接種として厚生労働大臣が定める基準に該当するものであつて同条第一項又は第三項の規定による指定があつた日以後当該指定に係る期日又は期間の満了の日までの間に都道府県知事及び市町村長以外の者により行われるものを含む。以下「臨時の予防接種」という。)を「臨時の予防接種(同条第三項に係るものを除く。)」に改め、同条第二項中「第三項第一項に規定する予防接種であつて一類疾病に係る

種として厚生労働大臣が定める基準に該当するものであつて市町村長以外の者により行われるものを含む。以下同じ。)であつて一類疾病に係るもの又は臨時の予防接種(第六条第一項又は第三項に規定する予防接種をいい、当該予防接種に相当する予防接種として厚生労働大臣が定める基準に該当するものであつて同条第一項又は第三項の規定による指定があつた日以後当該指定に係る期日又は期間の満了の日までの間に都道府県知事及び市町村長以外の者により行われるものを含む。以下同じ。)を受けることを勧奨するものとする。

2 市町村長又は都道府県知事は、前項の対象者が十六歳未満の者又は成年被後見人であるときは、その保護者に対し、その者に定期の予防接種であつて一類疾病に係るもの又は臨時の予防接種を受けさせることを勧奨するものとする。

第八条第一項中「第三項第一項に規定する予防接種(当該予防接種に相当する予防接種であつて、市町村長以外の者により行われるものを含む。以下「定期の予防接種」という。)」を「定期の予防接種」に、「第六条第一項に規定する予防接種(当該予防接種に相当する予防接種であつて、同項の規定による指定があつた日以後当該指定に係る期日又は期間の満了の日までの間に都道府県知事及び市町村長以外の者により行われるものを含む。以下「臨時の予防接種」という。)」を「臨時の予防接種(同条第三項に係るものを除く。)」に改め、同条第二項中「第三項第一項に規定する予防接種であつて一類疾病に係る

もの又は第六条第一項に規定する予防接種」を「前項」に改め、「臨時の予防接種」の下に「第六条第三項に係るものを除く。」を加える。

第九条中「第六条第一項」の下に「若しくは第三項」を加える。

第二十条第三項中「平成十年法律第百十四号」の下に「。附則第六条第一項において「感染症法」という。」を加える。

第二十二條第二項中「により、」の下に「前条第一項の規定により市町村の支弁する額（第六条第三項の規定による予防接種に係るものに限る。）及び」を加える。

第二十四条中「第三条第一項」の下に「又は第六条第三項」を加える。

第二十五条中「第六条」を「第六条第一項から第三項まで」に改め、「同条第一項の下に」及び第三項を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第二十六条及び第二十七条を削る。

第二十八条を附則第一条とし、第二十九条を附則第二条とし、第三十条を附則第三条とし、第三十一条を附則第四条とし、第三十二条を附則第五条とし、第三十三条を削る。

附則に次の一条を加える。

第六条 政府は、予防接種法及び新型コロナウイルスエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第 号）の施行の日から五年間を限り、新型コロナウイルス等感染症ワクチン（感染症法第六条第七項に規定する新型コロナウイルスエンザ等感染症に係るワクチン）をいう。以下同じ。）について、世界的規模で需

給が著しくひつ迫し、又はひつ迫するおそれがあり、これを早急に確保しなければ国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるときは、厚生労働大臣が新型コロナウイルスエンザ等感染症ワクチンの購入契約を締結する製造販売業者（薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第十二条第一項の医薬品の製造販売業の許可を受けた者であつて、新型コロナウイルスエンザ等感染症ワクチンの製造販売（同法第十二条に規定する製造販売をいう。）について、同法第十四条の三第一項の規定により同法第十四条の承認を受けているもの（当該承認を受けようとするものを含む。）に限る。）を相手方として、当該購入契約に係る新型コロナウイルスエンザ等感染症ワクチンを使用する予防接種による健康被害に係る損害を賠償することにより生ずる損失その他当該新型コロナウイルスエンザ等感染症ワクチンの性質等を踏まえ国が補償することが必要な損失を政府が補償することを約する契約（以下「損失補償契約」という。）を締結することができる。

2 厚生労働大臣は、前項の購入契約（当該購入契約に係る新型コロナウイルスエンザ等感染症ワクチンについて損失補償契約を締結する場合における当該購入契約に限る。）を締結する場合には、あらかじめ、閣議の決定を経なければならない。

3 政府は、損失補償契約の締結前に、当該損失補償契約を締結することにつき国会の承認を得なければならない。ただし、緊急の必要

がある場合には、国会の承認を得ないで当該損失補償契約（次項の規定による国会の承認を受けることをその効力の発生の条件とするものに限る。）を締結することができる。

4 前項ただし書の規定により国会の承認を得ないで損失補償契約を締結した場合には、政府は、速やかに、当該損失補償契約の締結につき国会の承認を求めなければならない。

（新型コロナウイルス予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部改正）

第二条 新型コロナウイルス予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法（平成二十一年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

新型コロナウイルス予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法

目次中「第三章 特例承認新型コロナウイルスエンザワクチン製造販売業者との補償契約（第十一条）」を削る。

第一条中「とともに、新型コロナウイルスエンザワクチンの使用による健康被害に係る損害を賠償すること等により特例承認新型コロナウイルスエンザワクチン製造販売業者等に生ずる損失について政府が補償する」を削り、「の円滑な実施」を「による健康被害の迅速な救済」に改める。

第二条第四項、第五条第二項及び第三章を削る。

附則第二条第二項中「独立行政法人医薬品医療機器総合機構法」の下に「（平成十四年法律第百九十二号）」を加える。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中予防接種法第六条に二項を加える改正規定、同法第七条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに同法第八条、第九条、第二十二條第二項、第二十四条及び第二十五条の改正規定、第二条中新型コロナウイルスエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法第五条第二項を削る改正規定及び同法附則第二条第二項の改正規定並びに附則第三条及び第四条の規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（新型コロナウイルスエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この法律の施行前に締結された第二条の規定による改正前の新型コロナウイルスエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法第十一条の規定による契約については、なお従前の例による。

（新型コロナウイルスエンザ等感染症に係る定期の予防接種に関する特例）

第三条 インフルエンザであつて、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。以下この条において「感染症法」という。）第六条第七項第一号に掲げる新型コロナウイルスに該当するものとして感染症法第四十四条の二第一項の規定により厚生労働大臣が平成二十一年四月二十八日にその

発生に係る情報を公表したものの(以下この条において「特定新型インフルエンザ」という。)、附則第一条ただし書に規定する規定の施行前に感染症法第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症に該当するものとして感染症法第四十四条の二第一項の規定により厚生労働大臣がその発生に係る情報を公表したものの(特定新型インフルエンザを除く。)のうち第一条の規定による改正前の予防接種法第六条第一項又は第一条の規定による改正後の予防接種法(以下「改正後予防接種法」という。))第六条第一項若しくは第三条に規定する二類疾病として厚生労働大臣が定めたもの及び附則第一条ただし書に規定する規定の施行後に感染症法第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症に該当するものとして感染症法第四十四条の二第一項の規定により厚生労働大臣が定めたもの及び附則第一条ただし書に規定する規定の施行後に感染症法第六条第七項に規定する二類疾病として厚生労働大臣が定めたものに係る改正後予防接種法第三条第一項に規定する予防接種についての予防接種法の一部を改正する法律(平成十三年法律第百十六号)附則第三条の規定の適用については、同条第一項中「インフルエンザ」とあるのは「インフルエンザ(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号。以下この項において「感染症法」という。))第六条第七項第一号に掲げる新型インフルエンザに該当するものとして感染症法第四十四条の二第一項の規定により厚生労働大臣が平成二十一年四月二十八日にその発生に係る情報を公表したものの(以下この項において「特定新型

インフルエンザ」という。)、予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律(平成二十二年法律第 号。以下この項において「平成二十二年改正法」という。))附則第一条ただし書に規定する規定の施行前に感染症法第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症に該当するものとして感染症法第四十四条の二第一項の規定により厚生労働大臣がその発生に係る情報を公表したものの(特定新型インフルエンザを除く。)のうち平成二十二年改正法第一条の規定による改正前の予防接種法第六条第一項又は平成二十二年改正法第一条の規定による改正後の予防接種法(以下この項において「改正後予防接種法」という。))第六条第一項若しくは第三条に規定する二類疾病として厚生労働大臣が定めたもの及び平成二十二年改正法附則第一条ただし書に規定する規定の施行後に感染症法第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症に該当するものとして感染症法第四十四条の二第一項の規定により厚生労働大臣がその発生に係る情報を公表したもののうち改正後予防接種法第六条第一項又は第三項に規定する二類疾病として厚生労働大臣が定めたもの及び平成二十二年改正法附則第一条ただし書に規定する規定の施行後に感染症法第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症に該当するものとして感染症法第四十四条の二第一項の規定により厚生労働大臣がその発生に係る情報を公表したもののうち改正後予防接種法第六条第一項又は第三項に規定する二類疾病として厚生労働大臣が定めたものを除く。次項において同じ。」と、「同項」とあるのは「新法第三条第一項」とする。

・地方自治法の一部改正

第四条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)の項中「第六条」を「第六条第一項から第三項まで」に改め、「同条第一項」の下に「及び第

三項」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

(住民基本台帳法及び独立行政法人医薬品医療機器総合機構法の一部改正)

第五条 次に掲げる法律の規定中「新型インフルエンザ」予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法を「新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法」に改める。

一 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)別表第一の五十七の二の項

二 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成十四年法律第九十二号)附則第十九条の二(見出しを含む。)

(検討)

第六条 政府は、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延の状況、改正後予防接種法の規定の施行の状況等を勘案し、予防接種の在り方等について総合的に検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の施行の日から五年以内に、緊急時におけるワクチンの確保等に関する国、製造販売業者(薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第十二条第一項の医薬品の製造販売業の許可を受けた者をいう。)等の関係者の役割の在り方等について総合的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(第百七十四回国会内閣提出第五十四号、参議院送付)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、今後、平成二十一年に発生した新型インフルエンザと同程度の感染力や症状を呈する新型インフルエンザ等感染症が発生した場合の対応に万全を期するため、予防接種法において新たな臨時の予防接種の類型を創設する等所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 新たな臨時の予防接種の類型を創設すること。

2 新型インフルエンザ等感染症が新たに発生した際に、国として必要なワクチンを円滑に確保するため、特例承認を受けたワクチンの製造販売業者を相手方として、損失等を国が補償することを約する契約を締結できるものとする。

3 新型インフルエンザ等感染症のうち臨時の予防接種の対象としたもの等について、高齢者以外の者も定期の予防接種の対象とできるような措置すること。

4 感染症の発生及びまん延の状況、改正法の施行状況等を勘案して、予防接種の在り方等について総合的に検討を加えること等、所要の検討規定を設けること。

5 この法律は、公布の日から施行すること。ただし、1及び3については、公布の日から

起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の修正議決理由

今後、平成二十一年に発生した新型コロナウイルスエンザと同程度の感染力や症状を呈する新型コロナウイルスエンザ等感染症が発生した場合の対応に万全を期するため、予防接種法において新たな臨時の予防接種の類型を創設する等所要の措置を講ずることは、時宜に適するものと認めるが、予防接種法及び新型コロナウイルス予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律の法律番号及び略称の年表示を「平成二十二年」から「平成二十三年」に改める必要があると認め、本案は別紙のとおり修正議決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成二十三年七月八日

厚生労働委員長 牧 義夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

〔別紙〕

(小字及びーは修正)

(予防接種法の一部改正)

第一条 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

第六条 政府は、予防接種法及び新型コロナウイルスエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律(平成二十二年法律第 号)の施行の日から五

年間を限り、新型コロナウイルスエンザ等感染症ワクチン(感染症法第六条第七項に規定する新型コロナウイルスエンザ等感染症に係るワクチンをいう。以下同じ。)について、世界的規模で需給が著しくひつ迫し、又はひつ迫するおそれがあり、これを早急に確保しなければ国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるときは、厚生労働大臣が新型コロナウイルスエンザ等感染症ワクチンの購入契約を締結する製造販売業者(薬事法(昭和三十五年法律第四十五号)第十二条第一項の医薬品の製造販売業の許可を受けた者であつて、新型コロナウイルスエンザ等感染症ワクチンの製造販売(同法第二条第十二項に規定する製造販売をいう。)について、同法第十四条の三第一項の規定により同法第十四条の承認を受けているもの(当該承認を受けようとするものを含む。)に限る。)を相手方として、当該購入契約に係る新型コロナウイルスエンザ等感染症ワクチンを使用する予防接種による健康被害に係る損害を賠償することにより生ずる損失その他当該新型コロナウイルスエンザ等感染症ワクチンの性質等を踏まえ国が補償することが必要な損失を政府が補償することを約する契約(以下「損失補償契約」という。)を締結することができる。

2 厚生労働大臣は、前項の購入契約(当該購入契約に係る新型コロナウイルスエンザ等感染症ワクチンについて損失補償契約を締結する場合における当該購入契約に限る。)を締結する場合には、あらかじめ、閣議の決定を経なければならぬ。

3 政府は、損失補償契約の締結前に、当該損失補償契約を締結することにつき国会の承認を得なければならない。ただし、緊急の必要がある場合には、国会の承認を得ないで当該損失補償契約(次項の規定による国会の承認を受けることをその効力の発生の条件とするものに限る。)を締結することができる。

4 前項ただし書の規定により国会の承認を得ないで損失補償契約を締結した場合には、政府は、速やかに、当該損失補償契約の締結につき国会の承認を求めなければならない。

附 則

(新型コロナウイルスエンザ等感染症に係る定期の予防接種に関する特例)

第三条 インフルエンザであつて、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第十四号。以下この条において「感染症法」という。)第六条第七項第一号に掲げる新型コロナウイルスエンザに該当するものとして感染症法第四十四条の二第一項の規定により厚生労働大臣が平成二十一年四月二十八日にその発生に係る情報を公表したもの(以下この条において「特定新型コロナウイルスエンザ」という。)、附則第一条ただし書に規定する規定の施行前に感染症法第六条第七項に規定する新型コロナウイルスエンザ等感染症に該当するものとして感染症法第四十四条の二第一項の規定により厚生労働大臣がその発生に係る情報を公表したもの(特定新型コロナウイルスエンザを除く。)のうち第一条の規定による改正前の予防接種法第六条第一項又は第

一条の規定による改正後の予防接種法(以下「改正後予防接種法」という。)第六条第一項若しくは第三項に規定する二類疾病として厚生労働大臣が定めたもの及び附則第一条ただし書に規定する規定の施行後に感染症法第六条第七項に規定する新型コロナウイルスエンザ等感染症に該当するものとして感染症法第四十四条の二第一項の規定により厚生労働大臣がその発生に係る情報を公表したもの(うち改正後予防接種法第六条第一項又は第三項に規定する二類疾病として厚生労働大臣が定めたものに係る改正後予防接種法第三条第一項に規定する予防接種についての予防接種法の一部を改正する法律(平成十三年法律第十六号)附則第三条の規定の適用については、同条第一項中「インフルエンザ」とあるのは「インフルエンザ(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第十四号。以下この項において「感染症法」という。)第六条第七項第一号に掲げる新型コロナウイルスエンザに該当するものとして感染症法第四十四条の二第一項の規定により厚生労働大臣が平成二十一年四月二十八日にその発生に係る情報を公表したもの(以下この項において「特定新型コロナウイルスエンザ」という。)、予防接種法及び新型コロナウイルスエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律(平成二十二年法律第 号。以下この項において「平成二十二年改正法」という。)附則第一条ただし書に規定する規定の施行前に感染症法第六条第七項に規定する新型コロナウイルスエンザ等

感染症に該当するものとして感染症法第四十四条の二第一項の規定により厚生労働大臣がその発生に係る情報を公表したもの(特定新型コロナウイルスエンザを除く。)のうち平成二十二年改正法第一条の規定による改正前の予防接種法第六条第一項又は平成二十二年改正法第一条の規定による改正後の予防接種法(以下この項において「改正後予防接種法」という。)第六条第一項若しくは第三項に規定する二類疾病として厚生労働大臣が定めたもの及び平成二十二年改正法附則第一条ただし書に規定する規定の施行後に感染症法第六条第七項に規定する新型コロナウイルスエンザ等感染症に該当するものとして感染症法第四十四条の二第一項の規定により厚生労働大臣がその発生に係る情報を公表したもののうち改正後予防接種法第六条第一項又は第三項に規定する二類疾病として厚生労働大臣が定めたものを除く。次項において同じ。と、「同項」とあるのは「新法第三条第一項」とする。 〔別紙〕 予防接種法及び新型コロナウイルスエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議 政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。 一 改正後の予防接種法第六条第四項の緊急時における国のワクチン供給等の責任についての規定を踏まえ、新型コロナウイルス発生時におけるワクチンの確保及び流通の在り方について	は、ワクチンの製造販売業者、卸売販売業者等の意見を十分に踏まえ、従来の流通慣行の改善を図るべく検討し、結論を得ること。 二 損失補償に係る規定は、国内でのワクチンの生産体制の強化を図った上で、それでもなお国産ワクチンでは国内における需要を充たすことができない場合に初めてその適用を検討すること。 三 改正法附則第六条第二項の緊急時におけるワクチン確保等に関する関係者の役割の在り方等について検討する際には、製造販売業者に対する損失補償の在り方についても検討することとし、その場合においては、国産ワクチンと輸入ワクチンとの間で不合理な差異が生じないよう考慮すること。 四 国産ワクチンの供給力の強化を図るため、生産体制強化の補助事業が進み、供給力強化の基盤整備が進捗しつつあるが、更にその充実強化に努めること。 五 改正法附則第六条第一項の検討規定を踏まえ、予防接種法の対象となる疾病・ワクチン、予防接種に関する評価の在り方など予防接種制度全般について検討し、早急に結論を得ること。	
---	---	--

明治三十五年三月三十日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番四号	独立行政法人国立印刷局
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
（本体 二二〇円）	本号一部 二三〇円